

茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画

令和5（2023）年度～令和12（2030）年度



令和5年（2023年）4月

茅ヶ崎市

目次

第1章 計画策定にあたって	4
1 計画策定の趣旨	4
2 計画策定の背景	6
(1) 世界の動き	6
(2) 国の動き	7
(3) 神奈川県の動き	9
(4) 本市の動き	10
3 本市の現状	12
(1) 人口推移	13
(2) 将来人口推計	14
(3) 男女の地位の平等の考え方	15
(4) 「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識	16
(5) 一般的に「女性が職業をもつこと」についての考え方	17
(6) 女性が働き続けるために必要なこと	18
(7) 家事・子育て・介護の分担の考え方	19
(8) 暴力を防ぐために必要だと思うこと	20
(9) 暴力を受けたことがある、身近で見聞きしたことがある方の割合	21
(10) 多様性を認め合う社会構築のため必要な取組	22
(11) 男女共同参画社会の実現のために必要な市の取組	23
4 計画策定の基本的方針	24
(1) 名称	25
(2) 基本理念	25
(3) 位置付け	26
(4) 計画期間	28
第2章 計画の主たる体系（基本目標・目標）	29
1 基本目標	29
基本目標1 人権を尊重した、ジェンダー平等の意識啓発の推進	29
基本目標2 ワーク・ライフ・バランスの促進	29
基本目標3 あらゆる暴力の根絶	30
基本目標4 生涯を通じた健康づくりと安心して暮らせる社会づくり	30
基本目標5 性別に関わりなくあらゆる分野に参画できるまちづくりの推進	30
2 基本目標と目標	31

第3章 計画の展開	32
基本目標1 人権を尊重した、ジェンダー平等の意識啓発の推進	32
基本目標2 ワーク・ライフ・バランスの促進	37
基本目標3 あらゆる暴力の根絶	40
基本目標4 生涯を通じた健康づくりと安心して暮らせる社会づくり	42
基本目標5 性別に関わりなくあらゆる分野に参画できるまちづくりの推進	44
第4章 計画の推進体制と進捗管理	47
1 計画の推進体制	47
2 計画の指標	49
資料編	51

はじめに

近年、人口が増え続けてきた本市にとっても、少子高齢化の進行とやがて訪れる人口減少、さらには新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、本市を取り巻く環境は大きく、そして急激に変化しています。

こうした状況の中、多様性を認め、尊重し合う、そして、男女が対等な立場であらゆる分野に参画することができ、その能力や個性を十分に発揮するとともに、互いに協力し責任を分かち合いながら暮らすことができる社会づくりがより一層求められていると感じています。

これまで本市では、平成5（1993）年に「ちがさき女性プラン」を策定して以降、継続して計画を策定し、男女共同参画の推進に向けた様々な取組を進めてまいりました。平成28（2016）年に策定した「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」は、当初、令和2（2020）年度までを計画期間としていました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、計画の基礎となる「茅ヶ崎市総合計画」の実施計画の策定が当面の間延長されたことに伴い、計画期間を令和4（2022）年度までとしました。

「茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画」は、これまでの計画の進捗を振り返り、課題への継続的な対応をしつつ、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響も含んだ、ジェンダー平等に係る社会の動向の反映をした計画として策定いたしました。

本計画は、これまでの計画の基本理念に「SDGs（持続可能な開発目標）」の17の目標のひとつ「（ゴール5）ジェンダー平等を実現しよう」の考えを加え、「人権を尊重した、誰もがあらゆる分野に参画し、活躍できる、ジェンダー平等社会の実現」を目指します。

ジェンダー平等、男女共同参画社会の実現は、市民、地域、事業者及び市が、その役割に応じて共に取り組むことが大切です。今後は、本計画に基づき、様々な取組を進めてまいりますので、皆様のより一層の御理解と御協力をお願いいたします。

最後になりますが、本計画の策定に当たり、御尽力いただいたちがさき男女共同参画推進プラン協議会の委員の皆様や、アンケートなどに御協力いただきました市民の皆様に心からお礼申し上げます。

令和5（2023）年4月



茅ヶ崎市長 佐藤 光

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成5（1993）年に「ちがさき女性プラン」、平成13（2001）年に「ちがさきを男女共同参画のまちに」することを目指して「ちがさき男女平等参画プラン」、平成23（2011）年に「人権が尊重された、男女共同参画社会の形成」に向けて「ちがさき男女共同参画推進プラン」、平成28（2016）年に、これまでの計画の基本理念を継承した「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の形成の推進に取り組んできました。

「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」は、当初平成28（2016）年度から令和2（2020）年度までを計画期間としていました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画の基礎となる「茅ヶ崎市総合計画」の実施計画の策定が当面の間延長されたことに伴い、次期計画の策定を当面の間延長し、現計画の計画期間を令和4（2022）年度（予定）までとしました。

「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」の計画期間には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正など男女共同参画に関わる法整備、「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」の策定などの国・県の動きがありました。

また、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核として、「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられましたが、17の目標のひとつに「（ゴール5）ジェンダー平等を実現しよう」があります。この目標に向けて、国や地方公共団体だけでなく、世界全体が積極的に取組を進めています。

また、令和元（2019）年度以降、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会や人々の行動に大きく影響を与えています。在宅勤務を活用した働き方など、女性活躍の新たな可能性の側面もある一方で、家事、育児、介護などが女性に集中することや、生活不安による配偶者等からの女性に対する暴力や性暴力の増加など、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映し、女性への影響が深刻であることが指摘され、女性を取り巻くさまざまな課題を浮き彫りにしています。

このような社会情勢等の変化、「茅ヶ崎市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和2（2020）年1月）」などで把握した市民ニーズ、「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン最終評価（令和4（2022）年3月）」での検証結果などを踏まえ、本市のジェンダー平等、男女共同参画社会の形成に向けた方向性を明らかにし、取組を継続し、推進していくため、この計画を策定しました。

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別があります。一方、社会的通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダーといいます。

ジェンダー平等

「ジェンダー平等」とは、誰もが、男性・女性といった性別に関わらず、人権が守られ、平等に機会を与えられることです。

そして、多様な性を認め合うことも含みます。

SDGsの17の目標のひとつに「(ゴール5) ジェンダー平等を実現しよう」があります。

5 ジェンダー平等を実現しよう



2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

世界的な男女平等や女性・女児の地位向上については、昭和50（1975）年の「国際婦人年」、同年から昭和60（1985）年までの「国連婦人の10年」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（昭和54（1979）年採択、昭和56（1981）年発効。日本は昭和60（1985）年に批准）、「北京宣言および行動綱領」（平成7（1995）年採択）などを経て、平成27（2015）年9月、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。この中でSDGsの17の目標（ゴール）が設定されました。

このアジェンダの前文においては、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す。」とし、目標のひとつに「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。これらの目標の達成に向けて、国際社会が一致して取組を進めています。

しかしながら、毎年、世界経済フォーラム（※）が公表している、各国における男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数」において、令和4（2022）年、日本は146か国中116位となっています。この指数は、「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示しています。令和4（2022）年の日本の総合スコアは0.650でした。前回（156か国中120位）と比べて、スコア、順位ともに、ほぼ横ばいとなっており、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となりました。

日本は、「教育」の順位は146か国中1位（前回は92位）、「健康」の順位は146か国中63位（前回は65位）と世界トップクラスの値である一方、「経済」及び「政治」における順位が低くなっており、「経済」の順位は146か国中121位（前回は156か国中117位）、「政治」の順位は146か国中139位（前回は156か国中147位）となっています。

※世界経済フォーラム：グローバルかつ地域的な経済問題に取り組むために、政治、経済、学術等の各分野における指導者層の交流促進を目的とした独立・非営利団体

(2) 国の動き

平成11（1999）年に施行された「男女共同参画社会基本法」第13条に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な促進を図るため、「男女共同参画基本計画」は、平成12（2000）年に初めて策定され、5年ごとに見直しが行われています。

現在は「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が令和2（2020）年12月に閣議決定されており、あらゆる分野における女性の参画拡大、安全・安心な暮らしの実現、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備などの政策が示されています。

平成27（2015）年9月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」では、都道府県や市町村は、当該区域内における女性の職業生活における活躍の推進に向け、推進計画を策定するよう努めることとされました。また、国や地方公共団体、一定以上の従業員を雇用する一般事業者に、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を定めた行動計画の策定・届出・公表等が義務付けられました。

同法は、令和元（2019）年6月に改正され、女性の職業生活における活躍のさらなる推進のため、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大や、積極的に女性活躍に取り組む事業主に対する認定などが追加されました。この改正に合わせ、パワーハラスメント防止対策の法制化、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等のため、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律」「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」なども改正され、令和4（2022）年4月1日よりすべての項目で施行されました。

経済・雇用の分野については、その他にも、働く人々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推進するため、平成31（2019）年4月「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行されました。長時間労働の是正や、同一企業内における正社員とパートタイム労働者との間の不合理な待遇の差をなくすための規定の整備や、労働者に対する説明義務の強化などが図られました。

平成13（2001）年10月に、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が施行されました。令和元（2019）年6月の改正により、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDV（※）の被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法律上明確化されました。また、保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確になりました。

その他の国の動きとして、令和2（2020）年5月に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が策定されました。大規模災害の発生は、すべての人の生活を脅かしますが、年齢、性別などの属性によって異なる影響をもたらします。性別による災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮した、女性の視点からの災害対応が行われることは、防災や減災、災害に強い社会の実現にとって必須と考えられています。

※「domestic violence（ドメスティック・バイオレンス）」の略。配偶者や恋人、婚約者、同棲相手、元配偶者など親密な関係にある者から受ける暴力や暴言をいいます。

(3) 神奈川県動き

昭和57（1982）年は、神奈川県的女性行政の3本柱（かながわ女性会議・婦人総合センター・かながわ女性プラン）」がそろい、それぞれの活動がスタートしたことからこの年は「かながわ婦人元年」とされています。

「かながわ女性会議」は、現在「特定非営利法人かながわ女性会議」となり、「婦人総合センター」は、名称を「かながわ女性センター」、そして現在の「かながわ男女共同参画センター」（愛称：かなテラス）へと変更しつつ、男女共同参画社会の実現を推進する県域の拠点施設として、人材育成、相談、情報発信等の事業を行っています。

「かながわ女性プラン」（昭和57（1982）年）、「新かながわ女性プラン」（昭和62（1987）年）、「かながわ女性プラン21」（平成9（1997）年）を経て、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画計画として「かながわ男女共同参画推進プラン」（平成15（2003）年）が策定されました。

現在の「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」は、未だに低調な政策・方針決定過程への女性の参画状況や、結婚や出産に伴う女性の就業継続の難しさ、長時間労働を前提とした働き方、高齢単身女性や母子世帯の貧困などの様々な課題や社会環境の変化を踏まえ、平成30（2018）年3月に策定されています。

(4) 本市の動き

女性施策の総合的推進を図るため、昭和61（1986）年に庁内関係各課で構成する「茅ヶ崎市婦人関係行政推進連絡協議会」（現「茅ヶ崎市男女共同参画推進会議」）を設置しました。

また、市民による茅ヶ崎市婦人問題懇談会の提言を経て、平成3（1991）年に「茅ヶ崎市女性行動計画策定委員会」を設置しました。市の附属機関となった「ちがさき男女共同参画推進プラン協議会」は、第2次ちがさき男女共同参画推進プランの最終評価など、市長の諮問に応じ、答申を行っています。

平成5（1993）年に「ちがさき女性プラン」、平成13（2001）年に「ちがさきを男女共同参画のまちに」することを目指して「ちがさき男女平等参画プラン」、平成23（2011）年に「人権が尊重された、男女共同参画社会の形成」に向けて「ちがさき男女共同参画推進プラン」、平成28（2016）年に、これまでの計画の基本理念を継承した「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の形成の推進に取り組んできました。

「女性のための相談室」は、女性の生活上の様々な悩み、困りごとを相談する窓口として、平成14（2002）年10月に開設しています。令和3（2021）年度は、女性相談員及び女性弁護士が、電話相談666件、面談相談130件、法律相談67件の相談を受けており、生きづらさを抱えている女性に寄り添っています。

昭和58（1983）年1月に開設した茅ヶ崎市女性センターは、平成10（1998）年に現在地（新栄町12番12号）に移転し、平成25（2013）年に「茅ヶ崎市男女共同参画推進センター（愛称：いこりあ）」に改称しました。茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあでは、男女共同参画社会の実現を目指し、市民に学習の機会及び活動の場を提供しつつ、男女共同参画に関する講座の開催や、情報発信などを行っています。

令和元（2019）年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、感染症対策として、臨時休館、利用定数の削減などを行ったことで、利用人数、団体数等が減少していましたが、令和3（2021）年度には、延べ2,000以上の市民団体が活動しており、延べ15,000人以上の市民が利用しました。

茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ

「茅ヶ崎市男女共同参画推進センター」は、平成25（2013）年4月に、イコールな場所を意味する造語である「いこりあ」に愛称を決定しました。



新型コロナウイルス感染症の女性への影響

世界保健機構（WHO）によると、令和元（2019）年12月8日発症の世界最初のコロナの感染者が報告されています。日本で最初にコロナ感染者が報告されたのは、令和2（2020）年1月16日です。

新型コロナウイルス感染症は、社会や人々の行動に大きく影響を与えています。男性と女性に対して異なる影響を及ぼしています。平常時における固定的な性別役割分担意識を反映し、外出自粛や休業等により、家で過ごす時間が増えたことで、家事や子育て、介護等の家庭での責任が女性に集中していること、また、生活の不安やストレスによるDV等の増加・深刻化、女性が多くを占める飲食、観光などのサービス分野における非正規雇用の危機などが指摘されています。

さらに、医療・介護・保育の従事者などのいわゆるエッセンシャルワーカーには女性が多く、処遇面や働く環境面が厳しい状況にあります。

また、自殺者について、令和2（2020）年は、女性の自殺者数は対前年同月での増加が続き、深刻な問題となっています。

一方で、在宅勤務を活用した働き方など、女性活躍の新たな可能性の側面もありますが、雇用や生活の面での性別による格差の拡大が懸念されているところです。

ポストコロナに向けて、誰一人取り残さない社会にしていくためには、変革の機会として捉え、社会全体としてジェンダー平等・男女共同参画の取組を加速させていくことが必要とされています。

3 本市の現状

本市における男女共同参画についての現状を把握するため、5年ごとに市民意識調査を、毎年度アンケート調査を実施しています。

令和元年度に行った市民意識調査は、新型コロナウイルス感染症の発生以前となったことから、令和3年度のアンケート調査では調査項目を増やし、新型コロナウイルス感染症の男女共同参画に関する市民意識への影響の把握に努めました。

茅ヶ崎市の特徴

自然豊かなまち

海、丘陵、川等、変化に富んだ地形があり、えぼし岩は地域のシンボルとして長く市民から愛されているなど、その豊かな自然と人々の営みが調和して存在しています。魅力的な自然環境が人を呼び、人が集まることによって、地域の歴史や文化が形成され、茅ヶ崎独自の魅力が創られています。

コンパクトなまち

市域は、東西6.9km、南北7.6km、面積は35.76km²で隣接する市町に比べて人口密度が高く、駅周辺に都市機能が集約したコンパクトなまちになっています。

また、市街地の地形は平坦であり、徒歩や自転車で気軽にいろいろな場所へ訪れることができる「人とまちの距離がちょうどよい。」ことが「茅ヶ崎らしさ（価値や魅力）」の一つとされています。

魅力的な住宅都市

昼夜間人口比率（※）は近隣市町と比較すると低い水準（79.2%：平成27年国勢調査）となっており、住宅都市としての性格を持つとともに、地域内産業とのバランスも取れた、多世代にとって暮らしやすく、多様なライフスタイルやライフステージに合わせた「自分らしい暮らし」を実現するまちづくりが進められています。

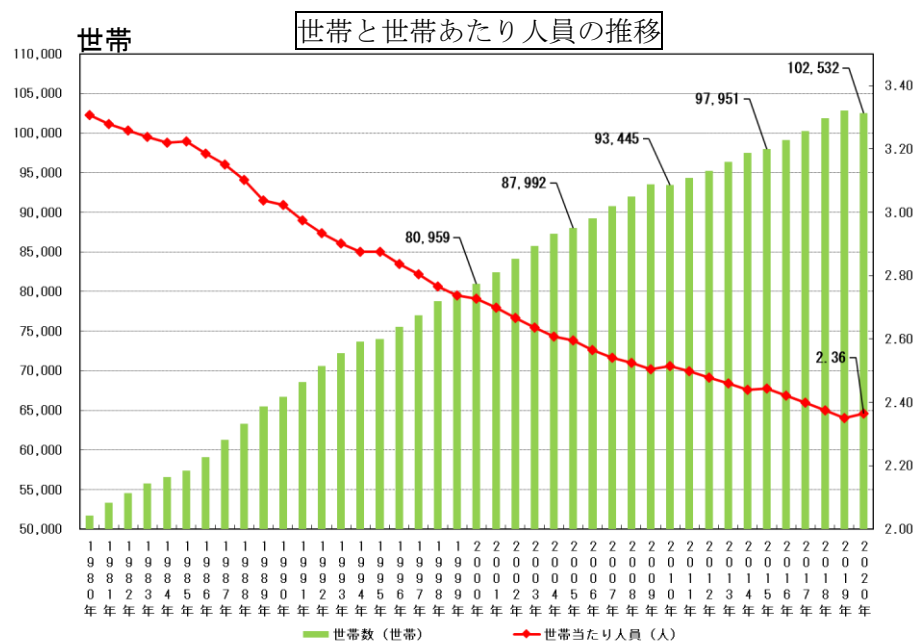
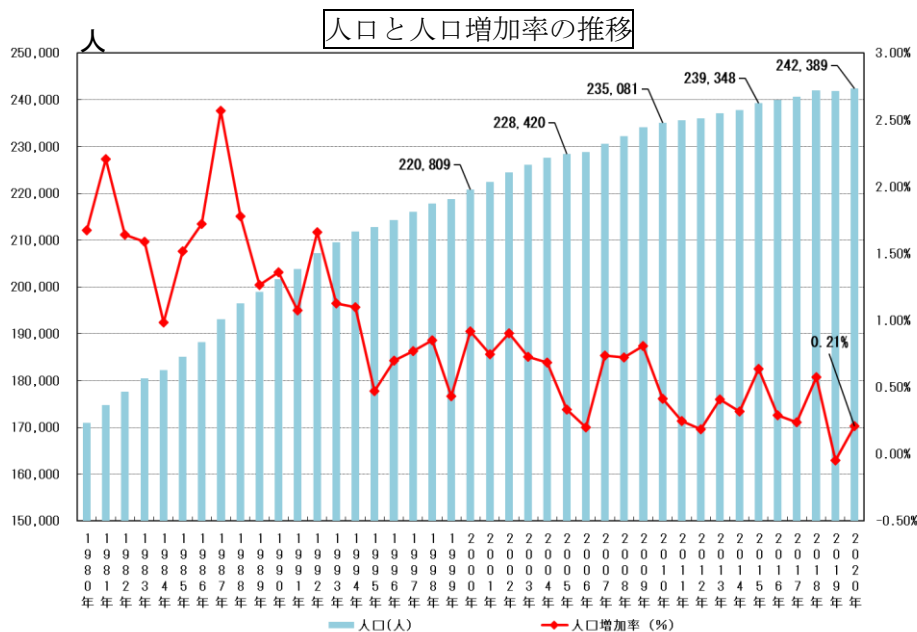
※昼夜間人口比率：夜間人口に対する昼間人口の割合（昼夜間人口比率＝昼間人口÷夜間人口×100）のこと。

「茅ヶ崎市総合計画 令和3（2021）年度～令和12（2030）年度」より

(1) 人口推移

本市の人口は、令和4（2022）年4月1日現在、243,670人（男性118,073人 女性 125,597人）で、人口増加率は徐々に減少しているものの、増加傾向が続いており、男女比では女性が男性を上回っています。

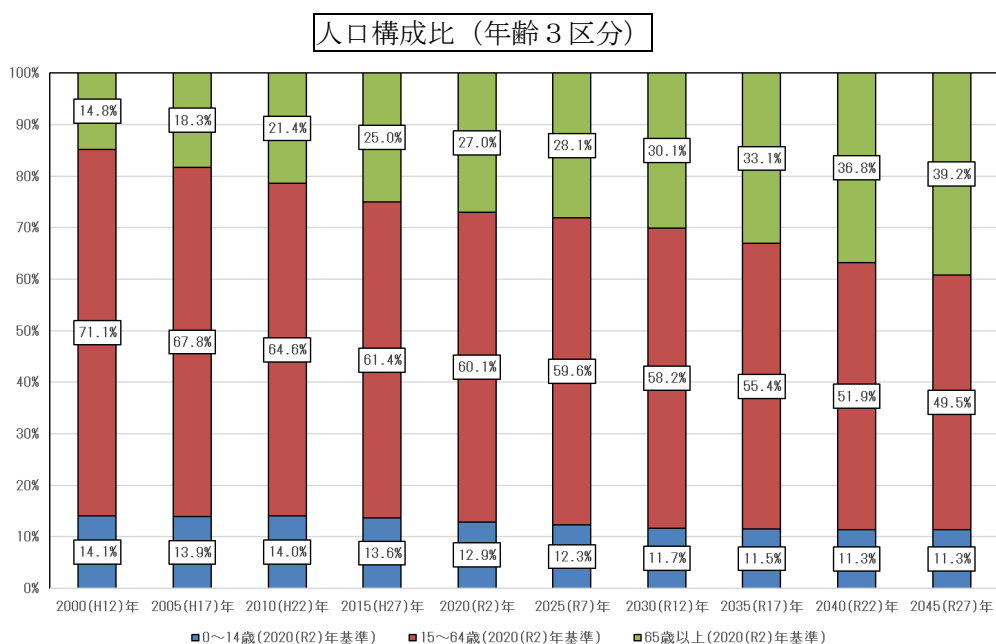
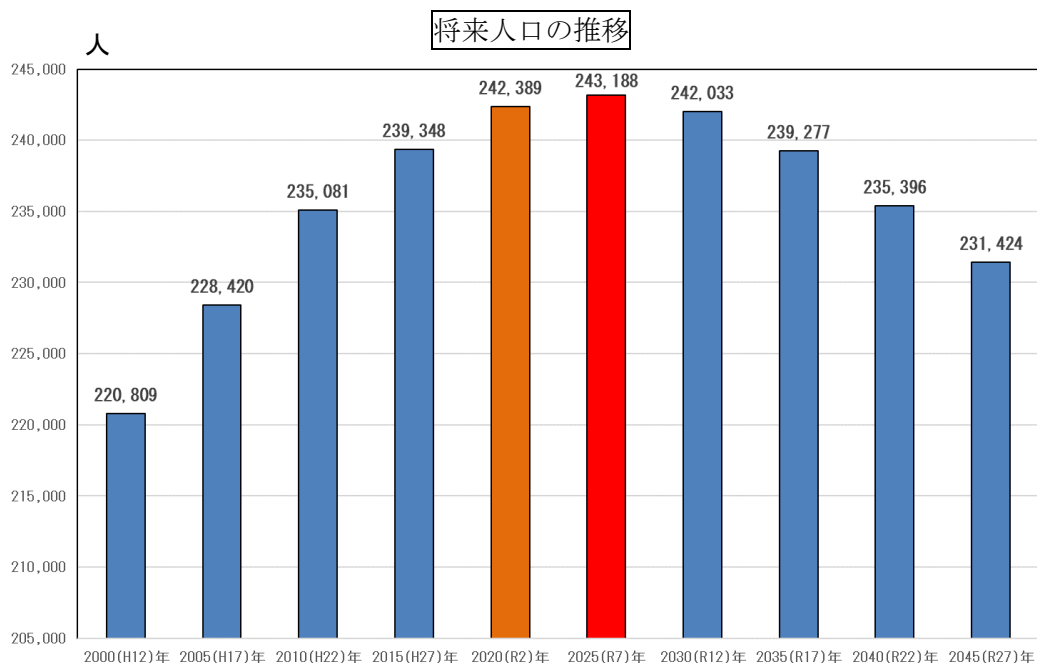
また、世帯数は増加傾向にあり、令和4（2022）年4月1日現在、1世帯当たりの人数は、2.32人です。



茅ヶ崎市の将来推計人口（2022（令和4）年1月推計）より

(2) 将来人口推計

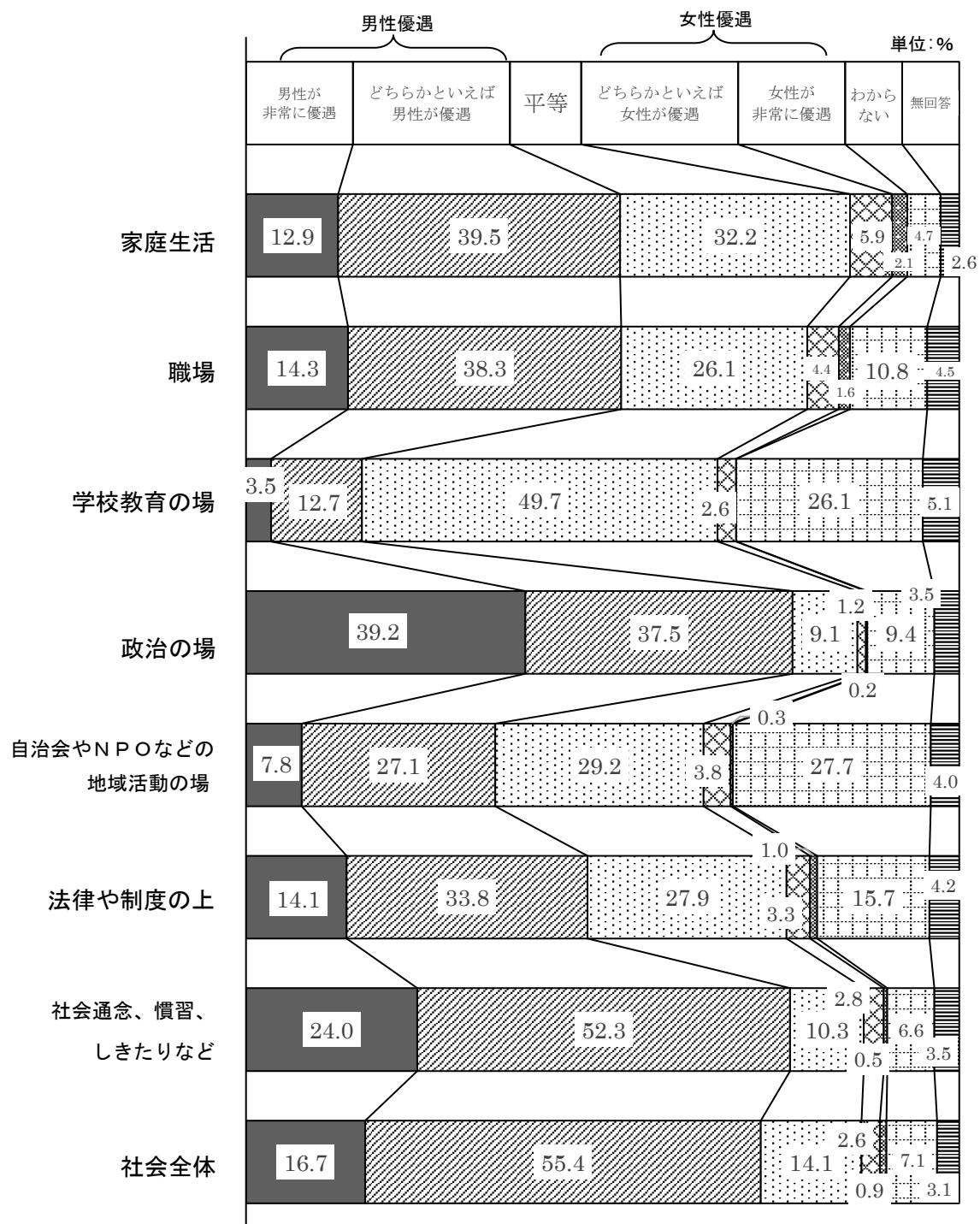
本市の将来人口推計は、令和7（2025）年をピークに減少する見込みです。年齢3区分別では、年少人口（0～14歳）は、平成22（2010）年をピークに、その後すでに減少しており、生産年齢人口（15～64歳）は、令和2（2020）年～令和7（2025）年にかけては、ほぼ横ばいでその後、急激に減少に転じ、高齢人口（65歳以上）は、増加傾向が継続する見込みです。



茅ヶ崎市の将来推計人口（2022（令和4）年1月推計）より

(3) 男女の地位の平等の考え方

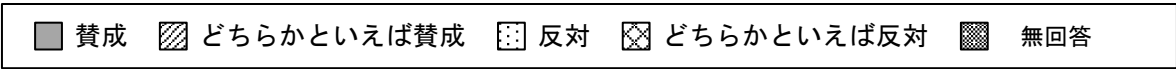
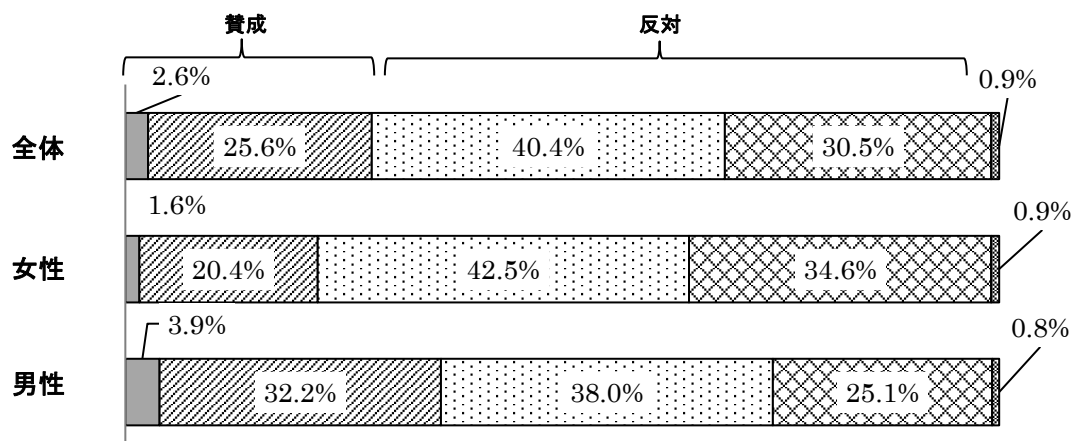
多くの分野について、**男性優遇**（「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）という意識が強くなっており、「政治の場」「社会通念、慣習、しきたりなど」「社会全体」では7割強を占めています。このほか、「学校教育の場」では**平等**が58.3%となっています。また、「自治会やNPOなどの地域活動の場」では**男性優遇**と**平等**がそれぞれ3割台となっています。



茅ヶ崎市男女共同参画に関するアンケート（令和3年度）より

(4) 「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識

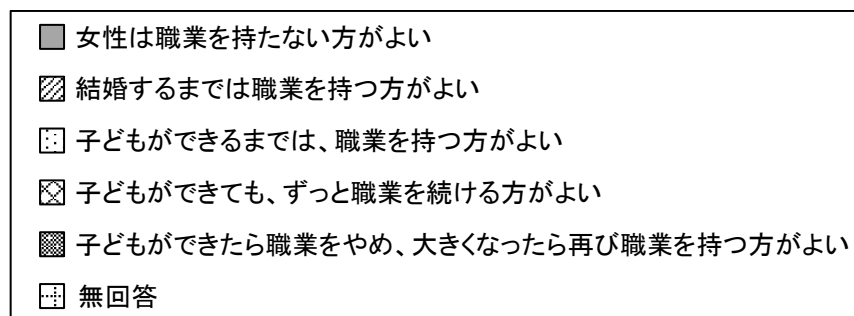
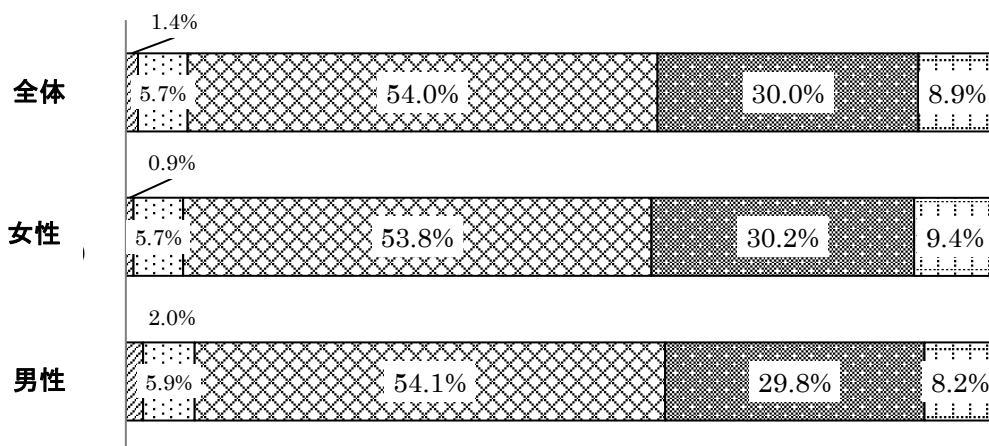
固定的な性別役割分担意識については、「反対」又は「どちらかといえば反対」と回答した割合は、全体で70.9%で、「賛成」又は「どちらかといえば賛成」と回答した割合（28.2%）より42.7ポイント高くなっています。



茅ヶ崎市男女共同参画に関するアンケート（令和3年度）より

(5) 一般的に「女性が職業をもつこと」についての考え方

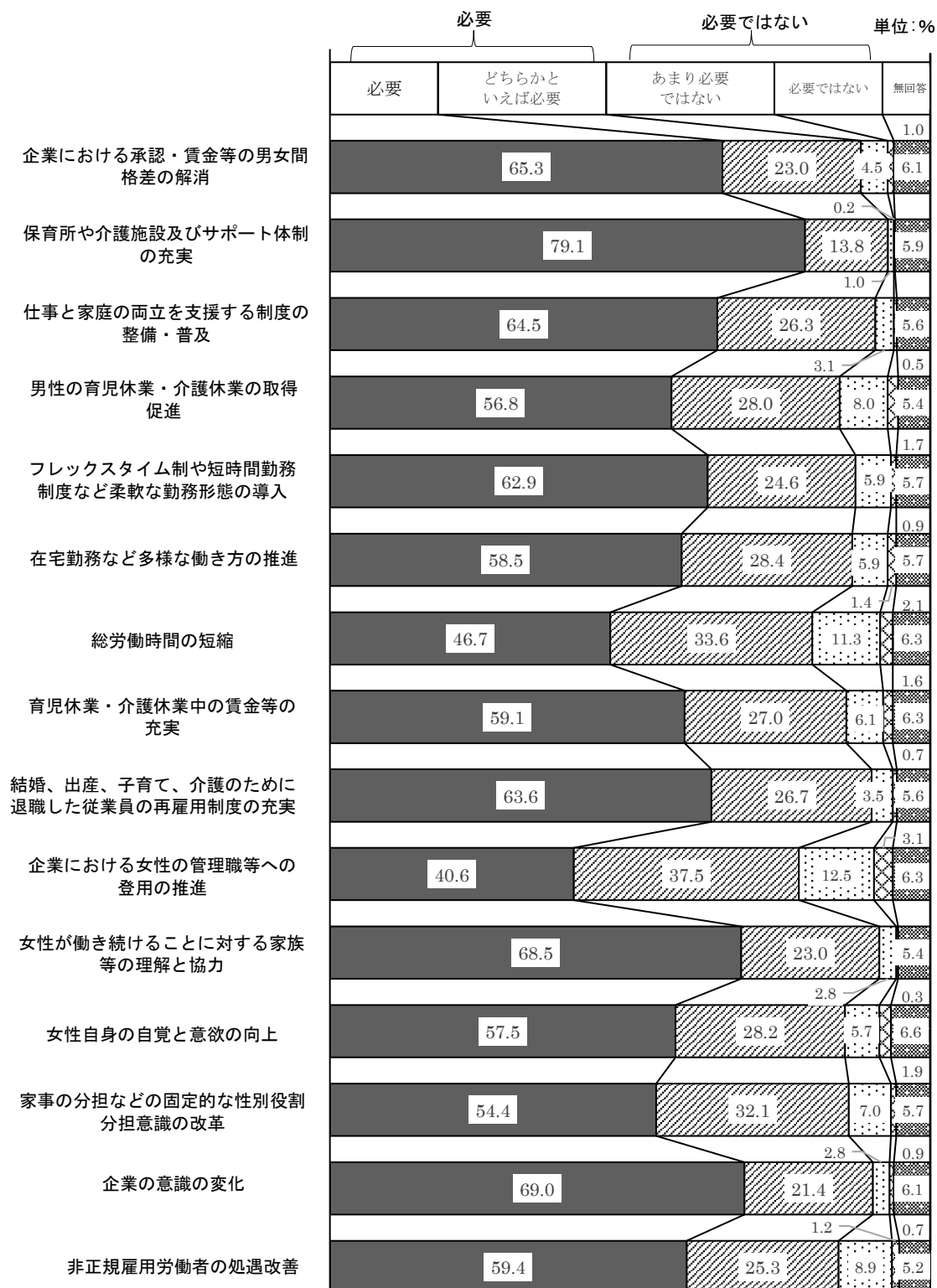
「女性が職業をもつこと」については、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と回答した割合が、54.0%で最も高く、「子どもができれば、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」(30.0%)が続いています。「女性は職業を持たない方がよい」という回答はありませんでした。



茅ヶ崎市男女共同参画に関するアンケート（令和3年度）より

(6) 女性が働き続けるために必要なこと

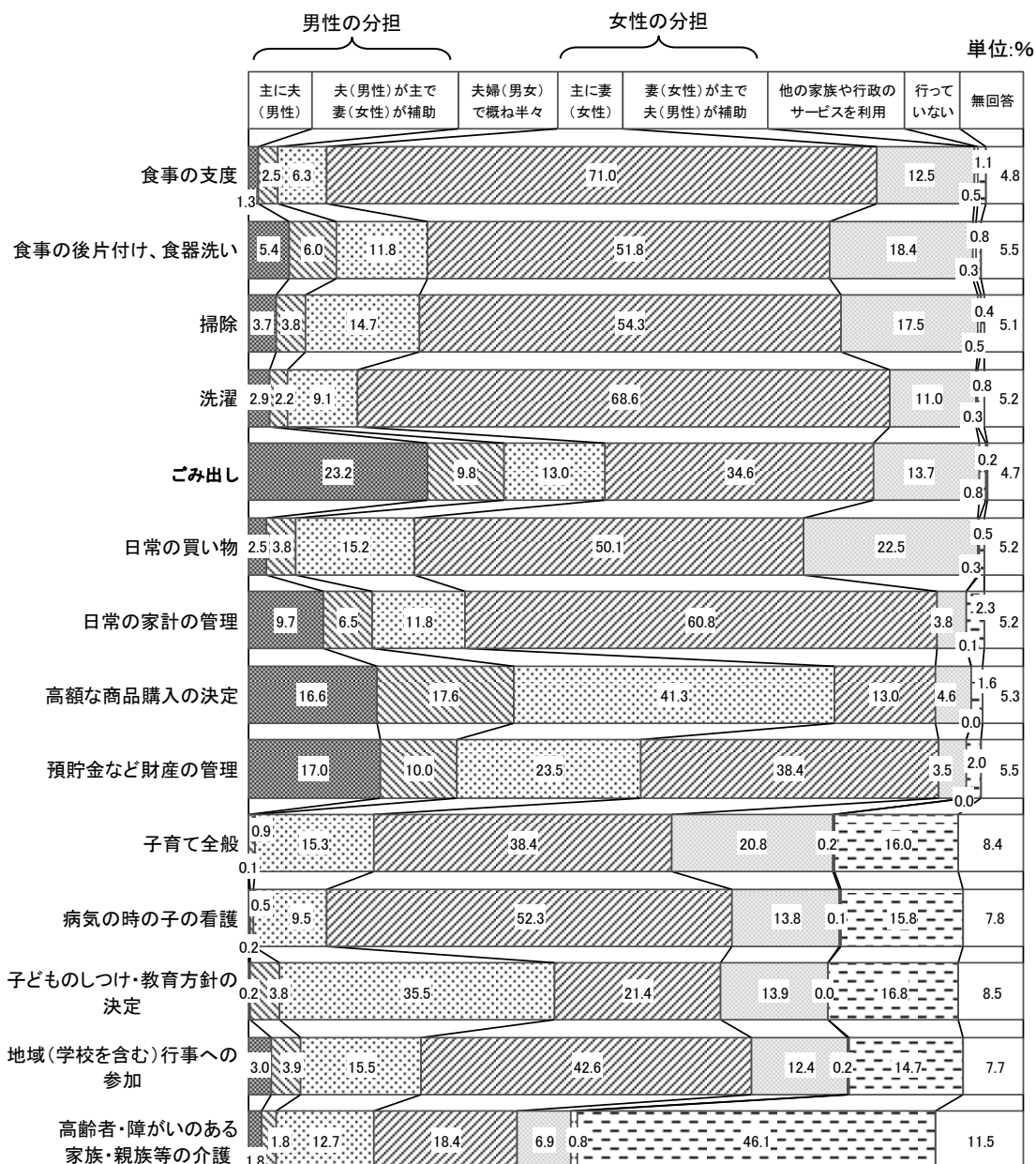
「女性が働き続けるために必要なこと」については、「必要」「どちらかといえば必要」を合わせて「保育所や介護施設及びサポート体制の充実」が92.9%と最も高く、次いで「女性が働き続けることに対する家族等の理解と協力」が91.5%となっています。



茅ヶ崎市男女共同参画に関するアンケート（令和3年度）より

(7) 家事・子育て・介護の分担の考え方

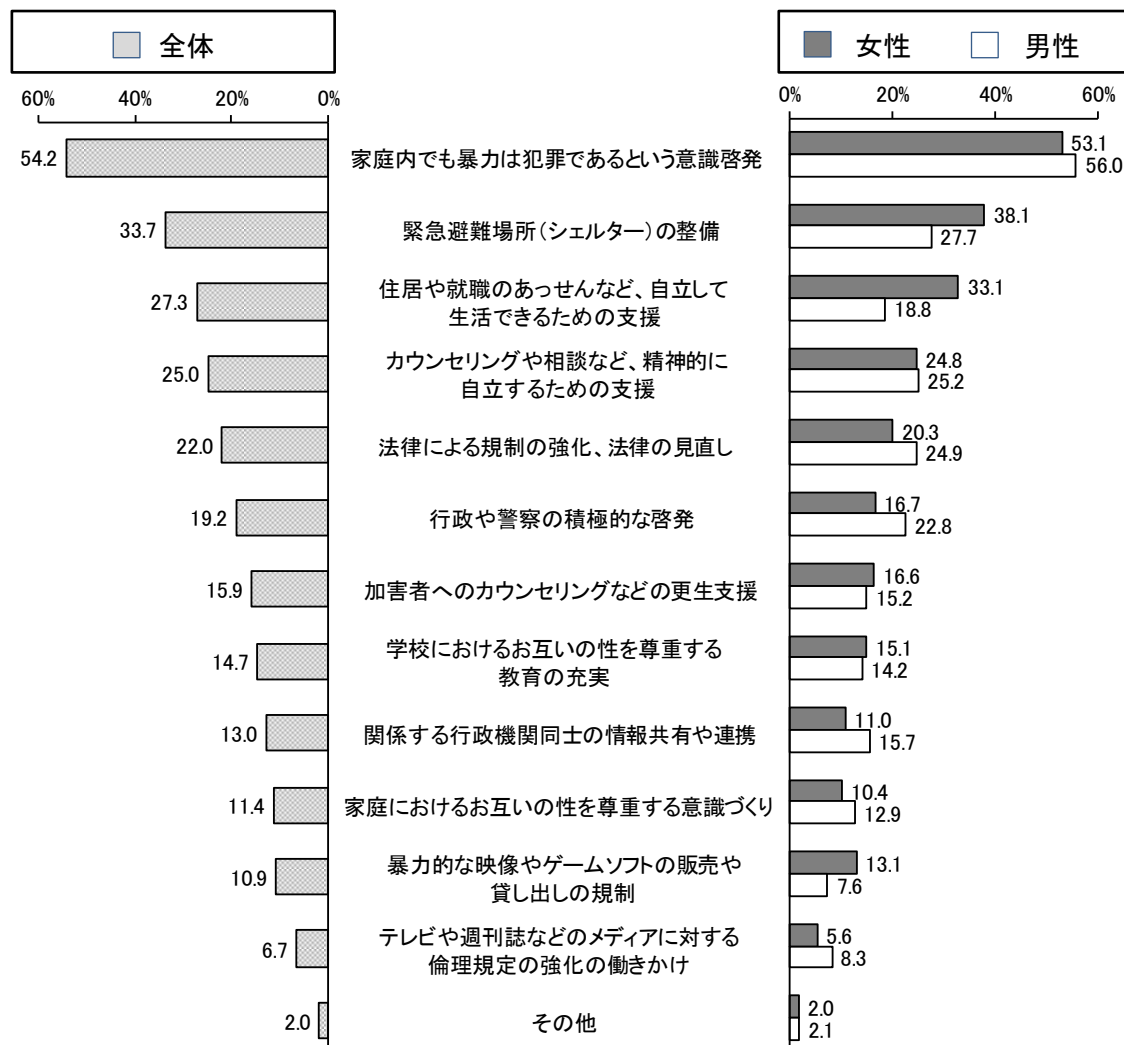
結婚している、もしくはパートナーと同居している方に伺ったところ、「高額な商品購入の決定」「子どものしつけ・教育方針の決定」を除く各項目とも、**女性の分担**（「主に妻（女性）」「妻（女性）が主で夫（男性）が補助」の合計）が、**男性の分担**（「主に夫（男性）」「夫（男性）が主で妻（女性）が補助」の合計）と「夫婦（男女）で概ね半々」を上回っており、「食事の支度」「洗濯」では8割前後を占めています。



茅ヶ崎市男女共同参画に関する市民意識調査（令和元年度）より

(8) 暴力を防ぐために必要だと思うこと

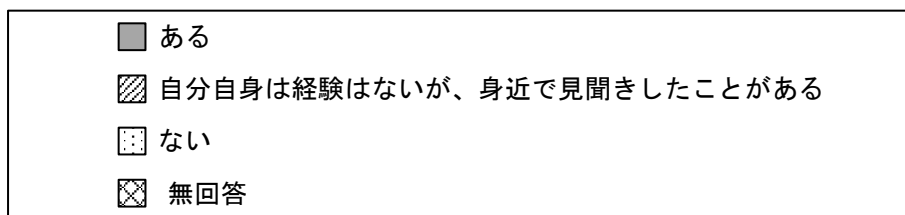
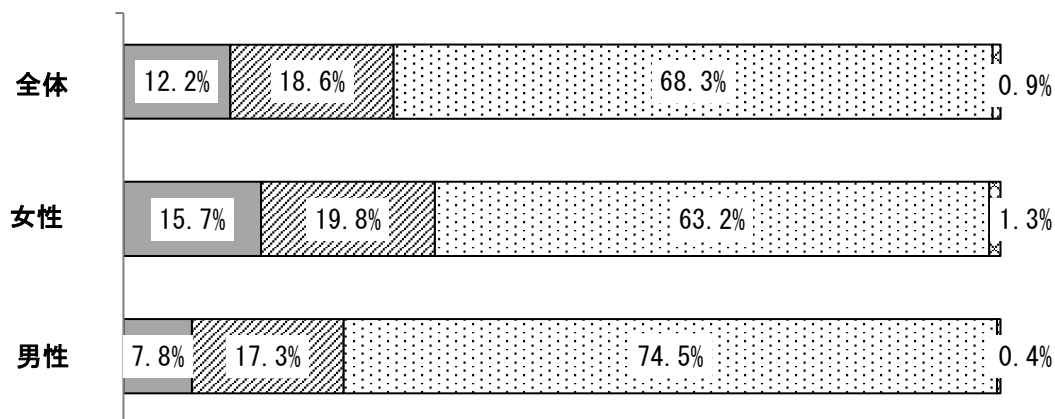
「家庭内でも暴力は犯罪であるという意識啓発」が54.2%で最も高くなっています。



茅ヶ崎市男女共同参画に関する市民意識調査（令和元年度）より

(9) 暴力を受けたことがある、身近で見聞きしたことがある方の割合

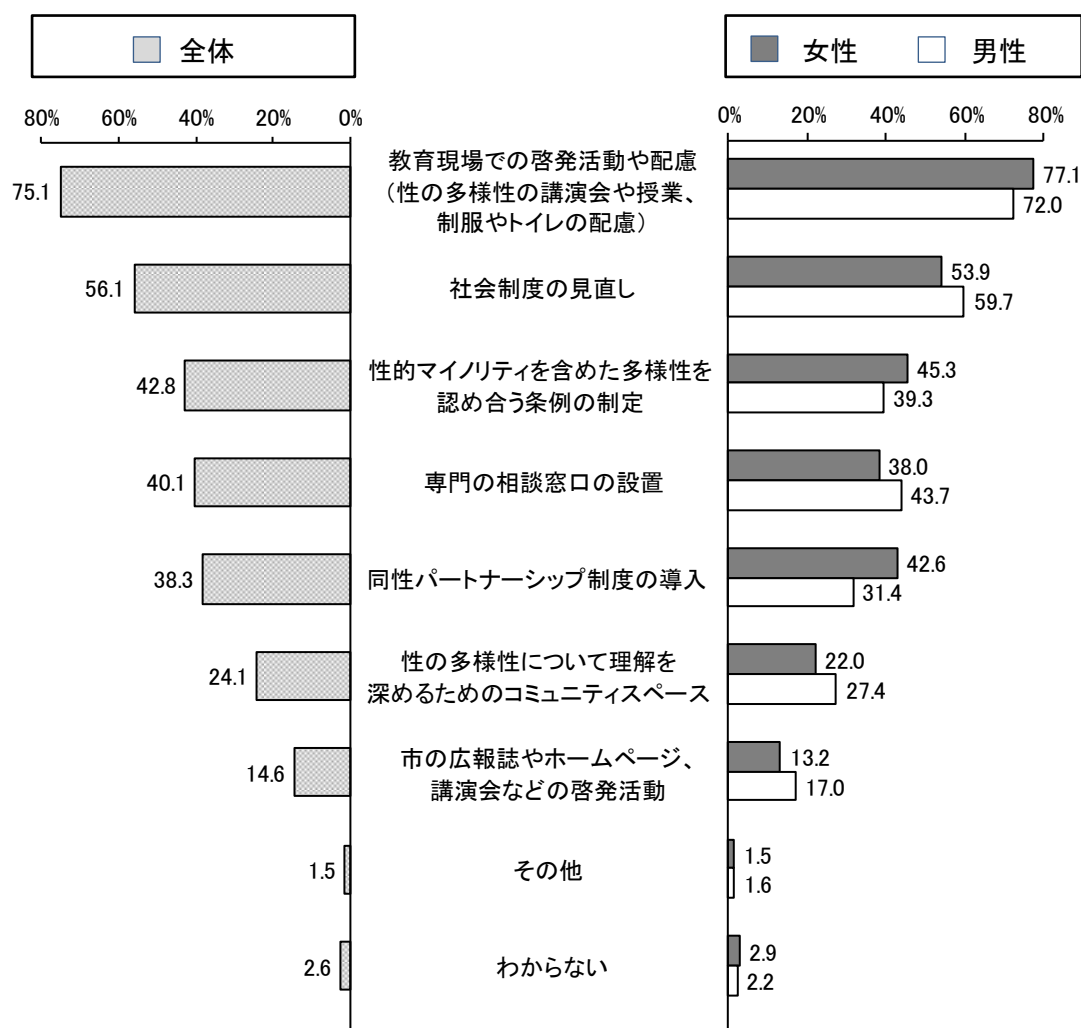
配偶者・パートナー間で行われる暴力について、受けたことがあると回答した割合は、12.2%、身近で見聞きしたことがあると回答した割合は18.6%となっています。



茅ヶ崎市男女共同参画に関するアンケート（令和3年度）より

(10) 多様性を認め合う社会構築のため必要な取組

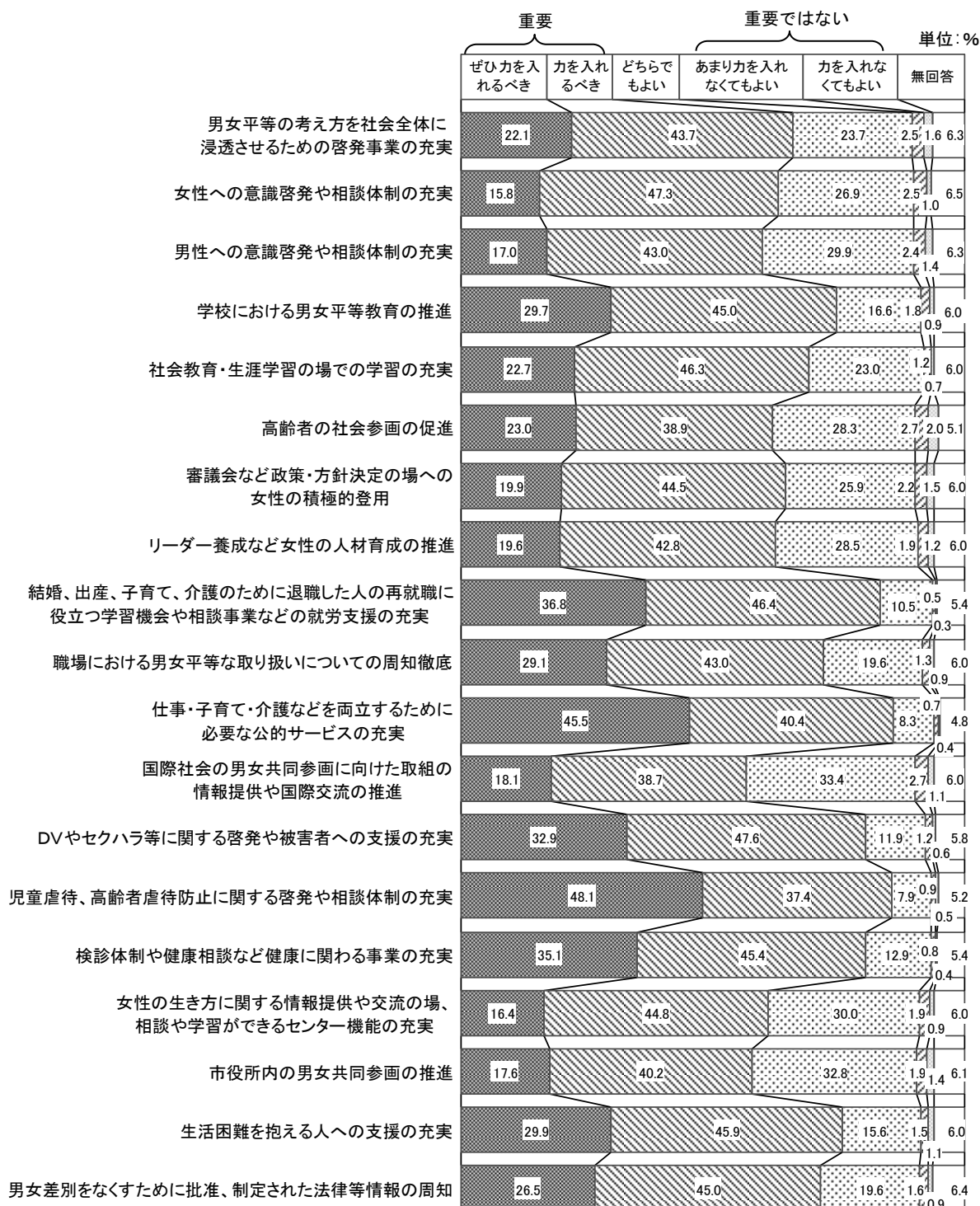
多様性を認め合う社会をつくるための取組が必要と意識している人に対して、必要な取組について聞いたところ、「教育現場での啓発活動や配慮（性の多様性の講演会や授業、制服やトイレの配慮）」が75.1%で最も高く、次いで「社会制度の見直し」（56.1%）となっています。



茅ヶ崎市男女共同参画に関する市民意識調査（令和元年度）より

(11) 男女共同参画社会の実現のために必要な市の取組

各項目とも**重要**（「ぜひ力を入れるべき」「力を入れるべき」の合計）が5割以上を占めており、「仕事・子育て・介護などを両立するために必要な公的サービスの充実」「児童虐待、高齢者虐待防止に関する啓発や相談体制の充実」「結婚、出産、子育て、介護のために退職した人の再就職に役立つ学習機会や相談事業などの就労支援の充実」「検診体制や健康相談など健康に関わる事業の充実」「DVやセクハラ等に関する啓発や被害者への支援の充実」では8割以上となっています。



茅ヶ崎市男女共同参画に関する市民意識調査（令和元年度）より

4 計画策定の基本的方針

本市では、2011（平成23）年に「人権が尊重された、男女共同参画社会の形成」に向けて「ちがさき男女共同参画推進プラン」を、2016（平成28）年に、これまでの計画の基本理念を継承した「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

これまでの男女共同参画社会の実現に向けての取組については、「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン最終評価（令和4（2022）年3月）」にて検証を行いました。最終評価では、固定的性別役割分担意識や無意識の思い込みが存在しており、問題意識を持ちながらも、具体的な行動の変化として表すことにつながっていないことから、男女平等と思える社会の形成までに至っていない現状がうかがえ、次期計画においても継続した取組が必要であることがわかりました。

本市の現状からは、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識に反対する市民の割合は、約7割となっているものの、家庭における家事・子育て・介護の分担では、食事の支度、洗濯など多くの項目で、女性の分担となっているなど、ジェンダー平等の考えについては、理解をしているものの、実際の行動にまではつながっていないことなどがうかがえます。

さらに「社会通念、慣習、しきたりなど」で男女の地位が平等であると考える方は、前計画の策定時、平成26（2014）年度では29.5%と約3割でしたが、令和2（2020）年度には約2割となり、令和3（2021）年度には、約1割と減少しています。これは新型コロナウイルス感染症の拡大が、社会や人々の行動に大きく影響を与え、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映した結果と考えられます。

男女共同参画社会の実現のために必要な取組についても、これまで取り組んできた、ワーク・ライフ・バランスの促進や、生涯を通じた健康づくり、暴力被害者への支援などを引き続き重要であると考え市民が多いことがわかりました。

このような現状と課題を踏まえ、これまでの計画における課題への継続的な対応をしつつ（継承）、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響も含んだ、ジェンダー平等に係る社会の動向の反映（発展）を、この計画策定の基本的な方針としました。

(1) 名称

この計画は、これまでの「ちがさき男女共同参画推進プラン」「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」の考えを継承し、発展させていくものとしつつ、SDGsの17の目標(ゴール)の一つに「ジェンダー平等の実現」があり、茅ヶ崎市総合計画においてもSDGsとの連動が掲げられていることなどから、「茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画」と称します。

茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画

(2) 基本理念

平成23(2011)年度からこれまで、「ちがさき男女共同参画推進プラン」「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」の2つの計画では、「人権が尊重された、男女共同参画社会の形成」を基本理念としていました。

この計画は、これまでの考えを継承し、発展させていくものとしていることから、現計画の基本理念を継承しつつ、SDGsの「ジェンダー平等」の考え方を加えます。

「人権を尊重した」、男性・女性といった性別に関わらず、「誰もが」、自分の希望する「あらゆる分野に」「参画し」、そして「活躍できる」、多様な性を認め合う「ジェンダー平等社会の実現」を目指します。

人権を尊重した、
誰もがあらゆる分野に参画し、活躍できる、
ジェンダー平等社会の実現

(3) 位置付け

- ・この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく、市町村男女共同参画計画です。
- ・この計画を「女性の職業生活の活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定されている市町村推進計画として位置付けます。(主に「基本目標2 ワーク・ライフ・バランスの促進」、「基本目標5 性別に関わりなくあらゆる分野に参画できるまちづくりの推進」)
- ・この計画を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定されている市町村基本計画として位置付けます。(主に「基本目標3 あらゆる暴力の根絶」)
- ・「茅ヶ崎市総合計画」(令和3(2021)年度～令和12(2030)年度)に基づく計画です。また、関連する本市の個別計画と連携し、本市のジェンダー平等、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するための計画です。
- ・性別に関わりなく、対等な立場であらゆる分野に参画することができ、その能力や個性を十分に発揮するとともに、互いに協力し、責任を分かち合いながら暮らすことができる社会を目指し、市民、団体、事業者、市、それぞれの活動主体が行動できるよう、ビジョンを示す計画です。

※困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和4年5月25日に公布され、市町村基本計画に関する事項は、令和6年4月1日施行となります。今後、国の基本方針及び都道府県基本計画が定められた際に、基本方針に即し、都道府県基本計画を勘案した内容となっていた場合には、この計画を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に規定されている市町村基本計画として位置付けます。(主に「基本目標3 あらゆる暴力の根絶」「基本目標4 生涯を通じた健康づくりと安心して暮らせる社会づくり」)

※第3章 計画の展開において、それぞれの基本目標に対応する法律の位置付けをページ上部に記載しています。

SDGs(ゴール5)ジェンダー平等を実現しよう

男女共同参画社会の実現 ～男女共同参画社会基本法～

人権の擁護と男女平等の実現
～配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律～

女性の職業生活における活躍の推進
～女性の職業生活の活躍の推進に関する法律～

困難な問題を抱える女性の福祉の増進
～困難な問題を抱える女性への支援に関する法律～

茅ヶ崎市総合計画(令和3年度～令和12年度)

茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画
(令和5年度～令和12年度)

福祉

第4期茅ヶ崎市地域福祉計画・
第6次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・
第1期茅ヶ崎市成年後見制度利用
促進基本計画
(愛称:みんながつながる ちがさきの
地域福祉プラン2)
(令和3年度～令和7年度)

教育

茅ヶ崎市教育基本計画
(令和3年度～令和12年度)

子ども

第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援
事業計画
(令和2年度～令和6年度)

健康

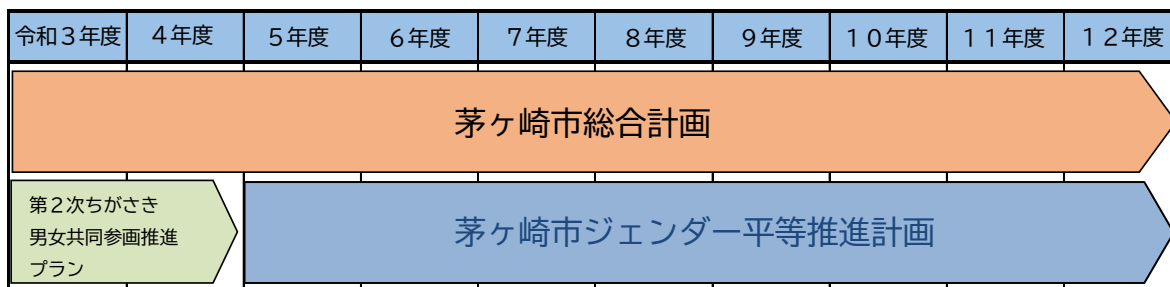
茅ヶ崎みんなの食と元気と歯っぴい計画
(第3次茅ヶ崎市食育推進計画、第2次
茅ヶ崎市健康増進計画、第2次茅ヶ崎
市歯及び口腔の健康づくり推進計画)
(令和3年度～令和12年度)

※ジェンダー平等、男女共同参画社会の実現に向けた取組は様々な分野にわたるため、個別計画については、主な計画の例示としています。

※令和3年度から令和4年度の2か年においては、「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」の延伸により、ジェンダー平等、男女共同参画社会の実現に取り組みました。

(4) 計画期間

この計画の計画期間は、令和5（2023）年度から、「茅ヶ崎総合計画」の目標年次である令和12（2030）年度までとします。



第2章 計画の主たる体系（基本目標・目標）

「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」では、5つの基本目標と13の目標を掲げていました。

この計画における基本目標と目標は、これまでの基本目標を継承し、発展させるものとし、5つの基本目標と12の目標を掲げます。

1 基本目標

基本目標1

人権を尊重した、ジェンダー平等の意識啓発の推進

多様性を認め、尊重し合い、性別に関わりなく、あらゆる分野の活動に参画でき、市民一人一人がその能力や個性を十分に発揮するとともに、互いに協力し、責任を分かち合いながら暮らすことができる、誰もがジェンダー平等に対する意識を持った社会を目指します。

※第2次ちがさき男女共同参画推進プランにおける基本目標1 男女共同参画の意識啓発の推進

基本目標2

ワーク・ライフ・バランスの促進

社会全体として、性別に関わらず、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開することができ、すべての人が対等に働くことができる社会を目指します。

※第2次ちがさき男女共同参画推進プランにおける基本目標2 仕事と生活の両立ができる環境整備の促進

基本目標 3

あらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力（DV）をはじめとした様々な暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではないという認識の醸成を図る取組を推進し、暴力の予防と根絶のために、悪いのは被害者ではなく、加害者であり、暴力を断じて許さない社会を目指します。

※第2次ちがさき男女共同参画推進プランにおける基本目標3 配偶者等に対する暴力の根絶

基本目標 4

生涯を通じた健康づくりと安心して暮らせる社会づくり

妊娠や出産、また女性特有の疾患など、性と健康に関する理解の促進を図り、心身の健康の維持増進を支援し、生涯を通じて健康に暮らせる社会を目指します。

また、ひとり親家庭、経済的困窮など様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる社会を目指します。

※第2次ちがさき男女共同参画推進プランにおける基本目標4 生涯を通じた健康づくりと福祉の充実

基本目標 5

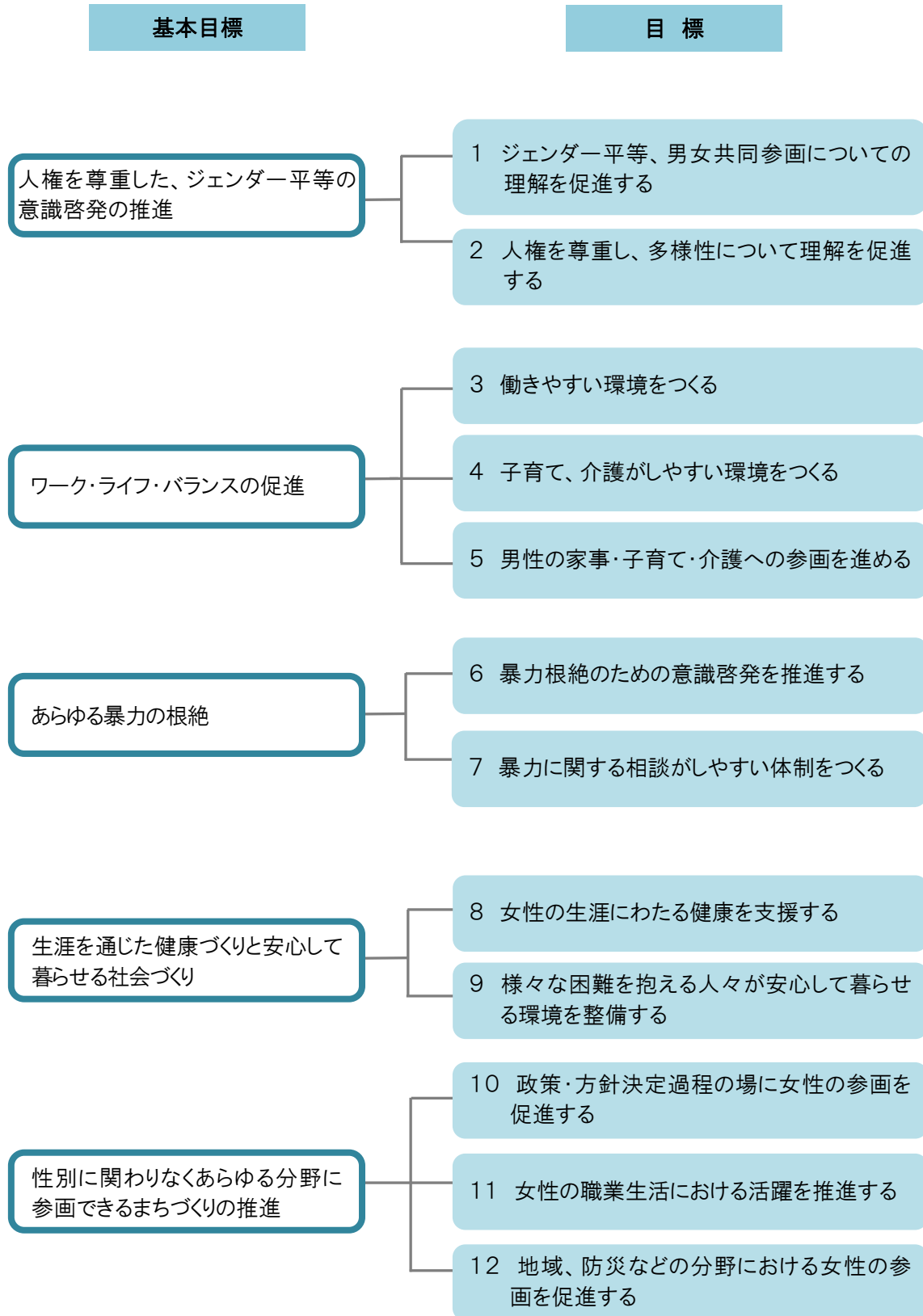
性別に関わりなくあらゆる分野に参画できるまちづくりの推進

生活の経済的基盤である就業、雇用の分野で、働きたい誰もがその個性や能力を發揮できることは、女性の職業生活における活躍に欠かせないことであり、様々な施策に、男性の視点、女性の視点が入り、多様なニーズや意見が反映されるようあらゆる意思決定の場への女性の参画ができる社会を目指します。

特に、災害時に円滑に対応できるよう平常時における備えの時点から、女性がまちづくりに参画するなど、あらゆる分野において、性別に関わりなく、参画できる社会を目指します。

※第2次ちがさき男女共同参画推進プランにおける基本目標5 男女が共に参画するまちづくりの推進

2 基本目標と目標



第3章 計画の展開

この計画の基本目標、目標ごとに取組の方向性、主な施策等を示し、取組を推進していきます。

基本目標1

人権を尊重した、ジェンダー平等の意識啓発の推進

多様性を認め、尊重し合い、性別に関わりなく、あらゆる分野の活動に参画でき、市民一人一人がその能力や個性を十分に発揮するとともに、互いに協力し、責任を分かち合いながら暮らすことができる、誰もがジェンダー平等に対する意識を持った社会を目指します。

目標1 ジェンダー平等、男女共同参画についての理解を促進する

地域、家庭、学校教育、社会教育などあらゆる分野において、ジェンダー平等、男女共同参画に関する意識啓発・教育の機会を設け、ジェンダー平等、男女共同参画社会の実現に向けての取組を推進します。

取組の方向性

「社会通念、慣習、しきたりなど」における男女の地位の平等を推進するためには、固定的な性別役割分担意識を変えていく必要があります。そのためには、市や企業、団体等がそれぞれの役割の中でジェンダー平等について啓発に取り組むとともに、ジェンダー平等に関する市民意識の適切な把握に努めます。

幼少期からジェンダー平等意識の形成を進めるとともに、社会教育の場においても意識を醸成する機会の充実に努め、あらゆる世代に対して、意識啓発・教育を推進します。

主な施策

施策の概要	主な担当
ジェンダー平等意識の形成のための講演会や講座、教室の開催など啓発事業を行います。	多様性社会推進課 公民館など社会教育担当課かい
ジェンダー平等に関する市民の考えについて把握するために、市民意識調査を実施します。	多様性社会推進課

目標2 人権を尊重し、多様性について理解を促進する

すべての人がお互いの人権を尊重し、自分らしく生きていくために、それぞれの持つ多様性への理解を深める人権意識を醸成する取組を推進します。

取組の方向性

「人権を尊重する」ことは、「誰もがみなかけがえないひとりの人間」であるという基本的認識に立ち、文化、国籍、ジェンダーなど様々な個性、多様性を認め合うことが大切です。

また、人権に対する職員の意識は、ホームページ、窓口対応、その他、市が発信する様々な情報発信の一つ一つの中に現れるものです。情報を受領する市民がどう考え、どう受け止めるのかに考えをめぐらすことが大切であり、職員の人権意識を醸成するための取組は必要です。

人権に対する正しい理解と認識を深めるための取組を継続して推進します。

主な施策

施策の概要	主な担当
人権に対する正しい理解と認識を深めるための講演会や教室の開催など、人権に関する啓発事業を行います。	市民相談課 多様性社会推進課 公民館など社会教育担当課かい
職員の人権意識の醸成のため、ジェンダー平等、多文化共生など様々な分野について理解を深める研修受講の機会を設けます。	職員課 広報シティプロモーション課 多様性社会推進課

多様性社会の推進に向けて

1 人権とは

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等です。人種、皮膚の色、性、言語、宗教その他のいかなる事由による差別も受けることなく、尊厳を持って生活をする権利「人権」を有しています。

人権は誰かから与えられるものではなく、また自分だけが持っているものでもありません。すべての人が等しく有しているものです。つまり「自分だけよければいい」ものでは決してなく、それぞれが互いに「かけがえのない一人の人間」であることを認め、尊重し合うことが大切です。

2 本市における将来像

「茅ヶ崎市総合計画」(令和3(2021)年度～令和12(2030)年度)において示される将来の都市像のうち、「全ての人の人権が尊重され、誰もが自分らしく、将来に向かって希望を持って、豊かな日々を過ごすことができるまち」の実現を目指します。

3 多様性社会の推進のために

- (1) 国、県、市、市民、団体、事業者等、様々な主体が協働して将来像の実現を目指します。
- (2) 市は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定による「地方公共団体としての本市の責務」を果たすよう、人権教育及び啓発を推進します。
- (3) 市は、常に人権尊重の視点を持って市のあらゆる施策、事業を推進します。

4 様々な人権の課題

多様性を認め合う社会に向けては、女性、子ども、高齢者など様々な分野において課題があり、各分野において差別や虐待、配慮のない行動などが起こることのないよう、継続して取組を行います。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、感染者や医療従事者とその家族、マスクをすることができない人などに対する不当な偏見、過剰な反応などが新たな人権課題として発生してしまっている現状があります。継続して取り組むべき課題に加え、新たな課題に対しても、適切な啓発、教育活動を推進していきます。

<人権の課題>

- ① 女性
- ② 子ども
- ③ 高齢者
- ④ 障がいのある人
- ⑤ 部落差別（同和問題）
- ⑥ アイヌの人々
- ⑦ 外国人
- ⑧ 感染症
- ⑨ ハンセン病患者・元患者やその家族
- ⑩ 刑を終えて出所した人やその家族
- ⑪ 犯罪被害者やその家族
- ⑫ インターネット上の人権侵害
- ⑬ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等
- ⑭ ホームレス
- ⑮ 性的マイノリティ
- ⑯ 人身取引（性的サービスや労働の強要等）
- ⑰ 震災等の災害に起因する人権問題

※「人権の擁護」（令和4年8月 法務省人権擁護局策定）より

性的マイノリティについて

近年、「性のあり方」は、一般的に言われる「男性」「女性」という2通り以上にもっと多様であるという考え方が広がってきています。身体の性別、自認する性別、好きになる性別、表現する性別などの組み合わせによって、一人ひとりの性のあり方は異なります。異性が好きな人、男女で結婚する人、性別に違和感を持ったことがない人なども含めて、性の多様性はすべての人に関わると言えます。

性の多様性について考える上で「LGBT」、「SOGI」などの用語が使われています。

・LGBT

L（レズビアン）：女性の同性愛者

G（ゲイ）：男性の同性愛者

B（バイセクシャル）：両性愛者

T（トランスジェンダー）：からだの性とこころの性が一致しないという感覚（性別違和）を持つ人

LGBは自分がどの性を好きかという性的指向、Tは自分の性についての性自認として分けられます。

このほかにも、無性愛者（性愛的な関係を求めない人）や、X（エックス）ジェンダー（性自認を男女のいずれかとは認識していない人）など、様々なセクシュアリティが存在します。

・SOGI

性的指向（好きになる性）と、性自認（自分がどんな性別だと思うかという認識）のことです。

周囲の人の無理解や偏見により、性的マイノリティの方々が様々な困難を抱えてしまうことのないよう、正しい認識を深めるための啓発等を継続して実施していくことが必要です。

すべての人が個人として尊重され、その個性と能力を発揮することができる、あらゆる人が心豊かに自分らしく生活できる社会を実現するためには、様々な「違い」を「個性」と捉え、互いに認め合うことが必要です。

女性の職業生活の活躍の推進に関する法律第6条第2項の規定による市町村推進計画

基本目標 2

ワーク・ライフ・バランスの促進

社会全体として、性別に関わらず、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開することができ、すべての人が対等に働くことができる社会を目指します。

目標 3 働きやすい環境をつくる

性別に関わりなく、あらゆる場面で多様な選択を行うことができるように、家庭形態の変化やライフスタイルに応じた支援を行います。

ジェンダー平等、男女共同参画社会の形成のため、固定的な性別役割分担意識に捉われない生き方・働き方の意識啓発の推進や仕事と生活の両立ができ、女性の能力・活力を生かすことができる働きやすい環境づくりを事業者とともに推進します。

取組の方向性

性別に関わりなく、結婚、出産、子育て、介護など様々なライフステージに応じて、就労の継続が困難になることや、就労形態の変化などを求められる場合があります。事業者が、ジェンダー平等社会の実現に向けて、男女共同参画の意識を持ち、労働者に対して働きやすい職場の提供に取り組むことができるよう、働きかけを行います。

主な施策

施策の概要	主な担当
市内企業に対して、社会情勢によって変化していく労働関連法規などの情報提供を行うなど、働きやすい職場づくりに向けた周知啓発活動を行います。	産業観光課
公共工事において、総合評価方式を施行し、加点される項目の一つに「男女共同参画」の施策の導入を加えていますが、その検証や整理を継続して実施することで、企業が「男女共同参画」に取り組む意識づくりに繋げていきます。	契約検査課

目標4 子育て・介護がしやすい環境をつくる

地域の支援や福祉サービスにより、子育てをしている家庭や介護をしている人の負担軽減を図るとともに、性別に関わりなく、あらゆる場面で多様な選択を行うことができるように、家庭形態の変化やライフスタイルに応じて、子育てや介護をしながら働き続けることのできる環境づくりを行います。

取組の方向性

「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と考える方が5割を超えている中で、子育てと就業の両立のため、引き続き、保育所や児童クラブにおける待機児童の解消に向けた取組を進めるとともに、子育てに悩んだときには安心して相談ができるよう子育て支援を行い、茅ヶ崎市での安心・安全な子育て環境づくりを推進します。

また、女性の晩婚化、晩産化の進展に伴い、育児と親族などの介護を同時に担う状態である「ダブルケア」の問題が発生しています。高齢者や障がい者、その家族、親族などに対する相談事業など支援を推進します。

主な施策

施策の概要	主な担当
保育所等の待機児童の解消に向けた事業等、保護者の保育ニーズに応じた多様な保育サービスを確保します。	保育課
子育てや介護についての相談事業など各種福祉サービスに取り組みます。	高齢福祉課など福祉担当課かい こども育成相談課など子育て担当課かい

目標5 男性の家事・子育て・介護への参画を進める

「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識は解消されてきていますが、具体的な行動として、家庭・職場・地域活動での性別による役割分担は、いまだ解消されていないことから、男性の家事・育児・介護への参画を推進します。

取組の方向性

家事・子育て・介護について、「主に女性（妻）」が担っているという現状から、固定的な性別役割分担意識を解消し、実際に家庭において男性が主体的に家事・子育て・介護に取り組むよう、男性に向けた啓発講座の開催などを通じた、意識啓発を推進します。

主な施策

施策の概要	主な担当
男性の子育てへの参加を推進するよう、啓発講座の開催などを通じて、意識啓発を推進します。	多様性社会推進課 こども育成相談課など子育て担当課かい
男性の家事、介護への参加を推進するよう、啓発講座の開催などを通じて、意識啓発を推進します。	多様性社会推進課 高齢福祉課など福祉担当課かい

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項の規定による市町村基本計画

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項の規定による市町村基本計画

基本目標 3

あらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力（DV）をはじめとした様々な暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではないという認識の醸成を図る取組を推進し、暴力の予防と根絶のために、悪いのは被害者ではなく、加害者であり、暴力を断じて許さない社会を目指します。

目標 6 暴力根絶のための意識啓発を推進する

DVなどの暴力の背景には、固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることや、暴力に対する社会的な理解が不十分であることなどと考えられます。さらに近年では、被害の若年齢化や男性が被害者となるケースなども増え、暴力を断じて許さない社会づくりの重要性はますます高まっており、暴力根絶に向けた意識啓発を推進します。

取組の方向性

暴力には、身体的なもの、精神的なもの、性的なものなど様々あり、それらは単独で発生することもあります。多くの場合、複合的に重なっています。また、デートDVといわれる「交際相手からの暴力」、面前DVといわれる「子どもがいる夫婦間で子どもの目の前で配偶者等に対してふるう暴力」など、被害者と加害者の関係性などによっても、様々な形態があります。

暴力について、年齢や性別を問わず、正しい知識を持つことは、その予防につながります。暴力は、断じて許さない社会づくりのため、特に次世代を担う子ども、青少年からの意識啓発が重要となります。

主な施策

施策の概要	主な担当
暴力を予防するため、正しい知識を持てるよう意識啓発事業を行います。	多様性社会推進課
次世代を担う子ども、青少年が、被害者にも加害者にもならないよう、正しい知識を持てる教育、意識啓発事業を行います。	多様性社会推進課 学校教育指導課など教育担当課かい

目標7 暴力に関する相談がしやすい体制をつくる

暴力の被害を受けた際に相談しやすい身近な相談窓口があることの周知に継続して努めるとともに、相談者の家族関係、置かれている状況などを理解し、寄り添い、必要に応じて子どもを担当する部署など他の相談窓口や他の機関と連携をしながら、相談者が安心して相談できる体制づくりに努めます。

取組の方向性

配偶者・パートナー間で行われる暴力について、受けたことがあると回答した割合は、12.2%、身近で見聞きしたことがあると回答した割合は18.6%となっており、そのような暴力が起こってしまったとき、心身の安全やプライバシーの保護などについて、被害者が安心して相談できる体制で、市内だけでなく、他の機関とも連携した支援を行います。

主な施策

施策の概要	主な担当
暴力の被害者が相談することのできる窓口の周知とともに、相談を担当する各部署で、DVに関する内容があった場合には、連携した対応を行います。	市民相談課 多様性社会推進課 地域福祉課など福祉担当課かい こども育成相談課 市立病院医事課
市だけでなく、県や警察など他の機関とも連携し、相談者の安心、安全を第一に考えた支援を行います。	多様性社会推進課

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項の規定による市町村基本計画

基本目標 4

生涯を通じた健康づくりと安心して暮らせる社会づくり

妊娠や出産、また女性特有の疾患など、性と健康に関する理解の促進を図り、心身の健康の維持増進を支援し、生涯を通じて健康に暮らせる社会を目指します。

また、ひとり親家庭、経済的困窮など様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる社会を目指します。

目標 8 女性の生涯にわたる健康を支援する

性別に関わりなく、本市に住む誰もが健康で暮らせるよう、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、ともに健康に暮らしていくことが大切です。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）は、すべてのカップルと個人が、自らの身体と健康に関する正しい知識を有し、自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという考え方です。女性の心身の状況は、ライフ・ステージによって変化しますが、特に妊娠や出産は、女性の健康にとって重要な節目となります。

女性が自らの心身について正しい知識・情報を入手し、自ら判断し、生涯にわたり健康を得ることができるよう、意識啓発、健康づくりの支援等を行います。

取組の方向性

妊娠・出産について、妊娠前、妊娠、出産、産後までの各段階に応じた保健事業を行うとともに、その後の子どもの発育、発達の支援にいたるまで、継続的な支援を行います。

また、女性特有の疾病の予防に向け、検診事業を行うとともに、心身の健康についての啓発事業や相談事業などの取組を推進します。

主な施策

施策の概要	主な担当
健やかな妊娠や出産、その後の育児にいたるまで、適切な保健指導や相談を行うなど、母子の健康の保持のための支援を行います。	こども育成相談課
女性特有の疾病の検診事業や、健康についての啓発事業や相談事業などを行います。	健康増進課

目標9 様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境を整備する

世帯構成やライフスタイルの変化、地域におけるつながりの希薄化などにより、支援が必要な世帯の増加と生活課題の多様化・複雑化が進行しています。そのような社会の中で、困難な状況にある人々が心身ともに安心して暮らせるよう、生涯を通じた健康づくりの推進が必要です。特に、高齢者、障がい者、ひとり親家庭、経済的困窮など様々な困難を抱える人々に寄り添い、自立に向けた支援を行うとともに、それらの方々、また周りの方々も含めて、安心して暮らせる地域づくりを進めます。

取組の方向性

生活上の困難に陥ることなく、生涯にわたって健康で安心、安全な生活を送るためには、就労や居住の確保が重要になります。

また、生活上の困難に直面する女性の事情は様々であり、暴力による被害や高齢であること、障がい者であることや、疾病、外国につながりがあることなど、複数の困難さが重なっていることもあります。心身ともに健康で暮らすためには、それぞれの事情に寄り添い、その困難さを理解したうえで、きめ細やかな支援を行うことが必要であり、継続して推進します。

主な施策

施策の概要	主な担当
様々な事情により、日常生活に困難がある人々や経済的に不安定な状況にある人々の就労や居住の確保などについて、関係機関と連携して自立支援を行います。	地域福祉課など福祉担当課かい こども政策課など子育て担当課かい 都市政策課
様々な事情により、日常生活に困難がある人々や経済的に不安定な状況にある人々だけでなく、その家族なども含めた相談事業などにより、関係機関と連携して支援を行います。	地域福祉課など福祉担当課かい こども政策課など子育て担当課かい

女性の職業生活の活躍の推進に関する法律第6条第2項の規定による市町村推進計画

基本目標5

性別に関わりなくあらゆる分野に参画できるまちづくりの推進

生活の経済的基盤である就業、雇用の分野で、働きたい誰もがその個性や能力を発揮できることは、女性の職業生活における活躍に欠かせないことであり、様々な施策に、男性の視点、女性の視点が入り、多様なニーズや意見が反映されるようあらゆる意思決定の場へ参画できる社会を目指します。

特に、災害時に円滑に対応できるよう平常時における備えの時点から、女性がまちづくりに参画するなど、あらゆる分野において、性別に関わりなく、参画できる社会を目指します。

目標10 政策・方針決定過程の場に女性の参画を促進する

政策・方針等を決定していく過程の場には、多様な視点や発想を持つ幅広い人材の確保が重要であり、どちらかの性別に偏ることなく、参画の機会が与えられるよう、女性が少なかった分野への女性の参画を促進します。

取組の方向性

幅広い視野に立ち、政策・方針を決定していく過程の場においては、性別によらず参画し、性別によらず発言して、議論を深めていくことが重要です。市の審議会等などの議論の場や、意思決定の場への女性の参画は必要です。

また、子育て世代であっても、市の情報発信を積極的に受け止め、講座等への参加や審議会等の市政への参画をしやすいするため、託児サービスなども必要となることから、継続して実施します。

主な施策

施策の概要	主な担当
審議会などの議論の場や、意思決定の場における女性の参画を推進します。	総合政策課 市民自治推進課 多様性社会推進課
子育て世代の市政等への参画の促進のため、託児サービスの実施を行います。	多様性社会推進課 公民館

目標 1 1 女性の職業生活における活躍を推進する

働きたいと思う女性が意欲を失わず、その能力を十分に発揮できるために、性別に関わりなく、一人一人が働くにあたっての様々な事情を抱えていることを、職場、そして労働者同士でも互いに理解することが大切です。近年、年金受給年齢の引き上げ、定年延長など、職業生活が人生に占める割合は大きくなっており、生活の経済的基盤である就業、雇用は重要であることから、女性の職業生活における活躍を引き続き推進します。

取組の方向性

働きたい、働き続けたい女性の希望に対して、それぞれの抱えている事情等を考慮したうえで、様々な選択肢の中から、その能力を活かすことのできる雇用へと繋げていきます。

また、市の女性職員の人材育成についても、継続して推進します。

主な施策

施策の概要	主な担当
就職・再就職を希望している女性に対し、ライフステージに応じた働き方を選択できるよう就労支援等の事業を行い、女性が職業生活において活躍するための支援を行います。	産業観光課
市職員の人材育成において、女性職員の管理職への登用に向けたキャリアアップの支援を行います。	職員課

目標 1 2 地域、防災などの分野における女性の参画を促進する

少子高齢社会において、持続可能な活力ある地域社会の形成のためには、多様な人材が活躍し、参加できることが重要です。特に防災の分野においては、平常時から、男性の視点だけでなく、女性の視点を取り入れることで、災害に強い地域づくりへとつながります。これらの分野において、ジェンダー平等の視点を取り入れ、女性の参画を推進します。

取組の方向性

地域におけるつながりは、地域に暮らす人々にとって、子どもの見守り、高齢者の居場所づくりなど、安心、安全な暮らしを送るために欠かせないものであり、さらに災害時にはその必要性は一層高まります。

この地域づくりに、より一層の女性の参画を進め、特に地域防災に女性の参画を進めることは、性別による災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮した、女性の視点からの災害対応が行われ、防災や減災、災害に強い社会の実現につながります。

主な施策

施策の概要	主な担当
自治会役員や防災リーダーなどの地域における人材育成において、女性の参画を推進します。	市民自治推進課 防災対策課
地域防災における女性の視点の災害対策について、その必要性について周知啓発事業に取り組みます。	防災対策課 多様性社会推進課

第4章 計画の推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制

ジェンダー平等、男女共同参画に関する施策は、幅広い分野に関わっているため、国や県、近隣市町などだけでなく、市民、団体、事業者など様々な活動主体と連携して計画を推進します。

(1) 茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画協議会

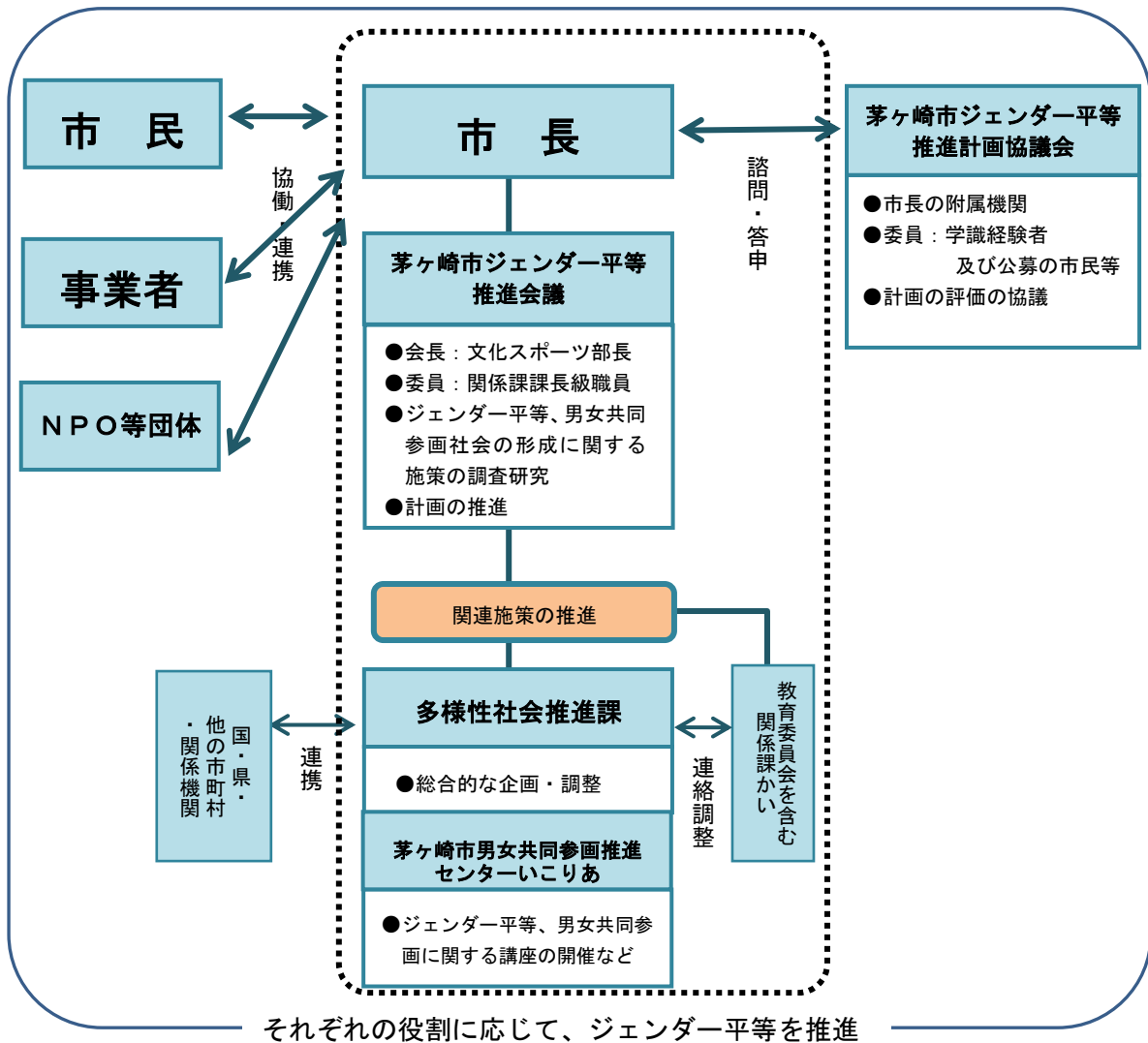
ジェンダー平等、男女共同参画社会の実現に向けて、学識経験者、関係団体からの推薦委員、市民委員で構成される附属機関である「茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画協議会」では、市長からの諮問に応じて計画の評価を行います。

(2) 茅ヶ崎市ジェンダー平等推進会議

茅ヶ崎市ジェンダー平等推進会議（会長 文化スポーツ部長、副会長 多様性社会推進課長、その他関係各課かい長で構成）を組織し、庁内での連携を進めます。

(3) 国や県、市、近隣市町、市民、団体、事業者との連携

かながわ男女共同参画推進センターをはじめ、国、県、他の市町村との連携を継続するとともに、市民、団体、事業者等と計画のビジョンを共有し、それぞれの役割に応じて、計画の推進に共に取り組んでいきます。



人権を尊重した、
誰もがあらゆる分野に参画し、活躍できる、
ジェンダー平等社会の実現

2 計画の指標

この計画に基づいた取組の成果の把握のため、指標を定め、数値目標を設定します。評価指標は、経年推移の観察が可能なアンケートによる意識調査により得られる市民意識、そして基本目標ごとの主たる施策における、目標年度である令和12年度に向けた目標値を主として設定します。

基本目標	項目（説明）	実績値 (令和3年度)	目標値 (令和12年度)	主な担当
人権を尊重した、ジェンダー平等の意識啓発の推進	社会通念・慣習・しきたりにおいて男女の地位が平等になっていると回答した市民の割合	10.3%	35%	多様性社会推進課
	固定的な性別役割分担意識について反対と思う市民の割合	70.9%	80%	多様性社会推進課
	ジェンダー平等ということばの認知度	71.3%	90%	多様性社会推進課
ワーク・ライフ・バランスの促進	待機児童数 (保育園に申し込んだが、入ることができない保留児童のうち、国基準に従って集計した待機児童の数)	1人	0人	保育課
	女性が職業を持つことについて「子どもができてみずっと職業を続ける方がよい」と考える市民の割合	54.0%	70%	多様性社会推進課
あらゆる暴力の根絶	暴力を受けたときに相談できる窓口（女性のための相談室）の認知度	22.5%	40%	多様性社会推進課
	DVを受けたことのある市民の割合	12.2%	8%	多様性社会推進課

基本目標	項目（説明）	実績値 (令和3年度)	目標値 (令和12年度)	主な担当
生涯を通じた健康づくりと安心して暮らせる社会づくり	女性特有のがん検診の受診率 子宮頸がん検診の受診率 乳がん検診の受診率	8.2% 8.7%	14% 14%	健康増進課
	生活困窮者自立支援相談の相談人数	633人	300人	地域福祉課
性別に関わりなくあらゆる分野に参画できるまちづくりの推進	審議会等における女性委員等の割合	29.2%	40%以上、60%以下	総合政策課 多様性社会推進課

1 策定の経過

(1) 計画策定までの経過

年月	ちがさき男女共同 参画推進プラン 協議会	庁内会議等	その他
令和元 (2019)年 8月～9月			茅ヶ崎市男女共同参画 に関する市民意識調査 (令和元年度)
令和4 (2022)年 1月			茅ヶ崎市男女共同参画 に関するアンケート (令和3年度)
5月		令和4年度第1回 茅ヶ崎市男女共同 参画推進会議	
6月	令和4年度第1回		茅ヶ崎市男女共同参画 推進センター登録団体 へのヒアリング
10月	令和4年度第2回	令和4年度第2回 茅ヶ崎市男女共同 参画推進会議	
12月		政策調整会議	
令和5 (2023)年 1月		政策会議	全員協議会 (協議事項)
			パブリックコメント (1月～2月)
3月	令和4年度第3回	令和4年度第3回 茅ヶ崎市男女共同 参画推進会議	パブリックコメント 実施結果の公表
4月	策定		

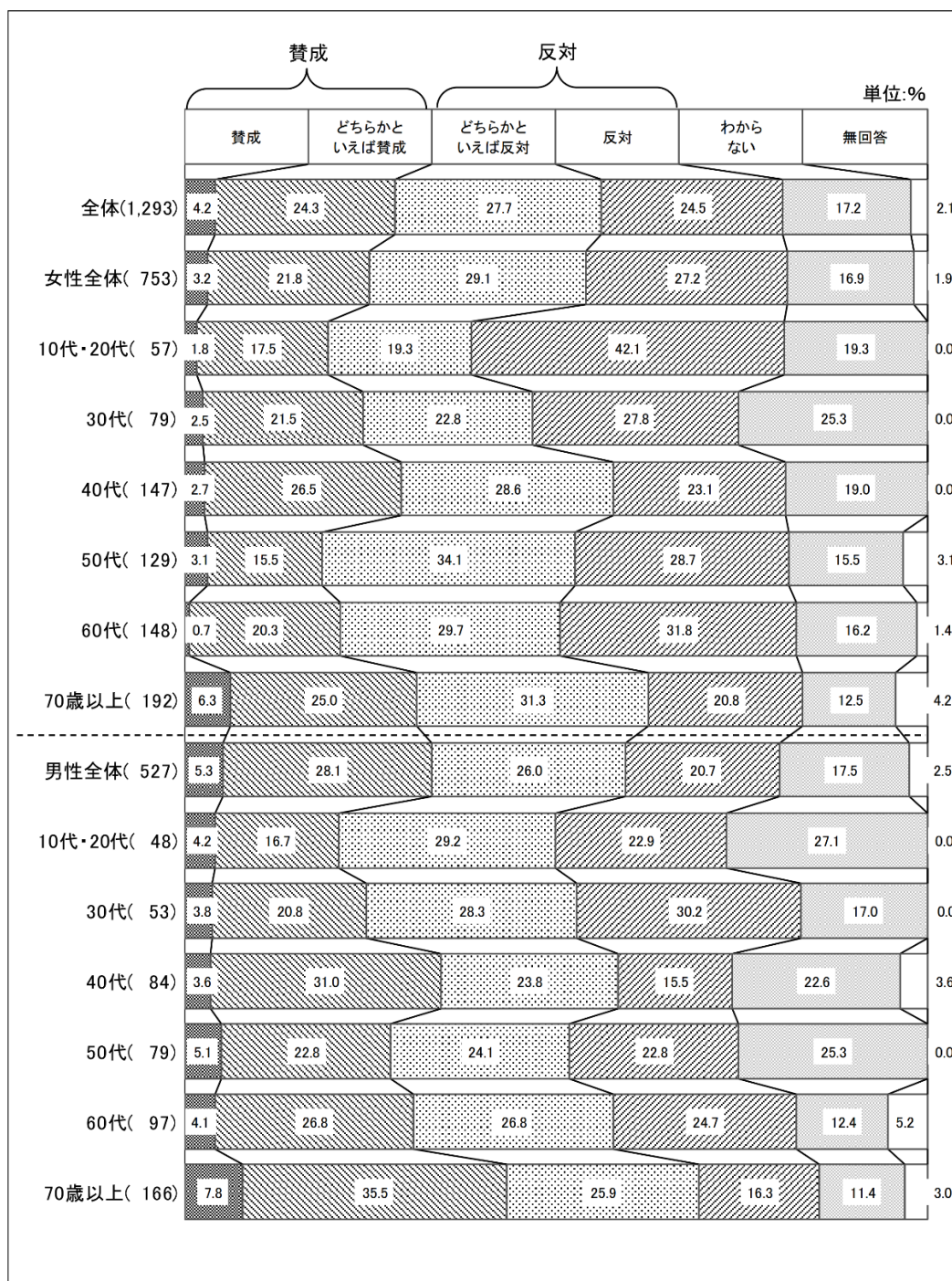
※令和2年度に第2次ちがさき男女共同参画推進プランの計画期間の延長を行っています。

(2) 茅ヶ崎市男女共同参画に関する市民意識調査（令和元年度）（抜粋）

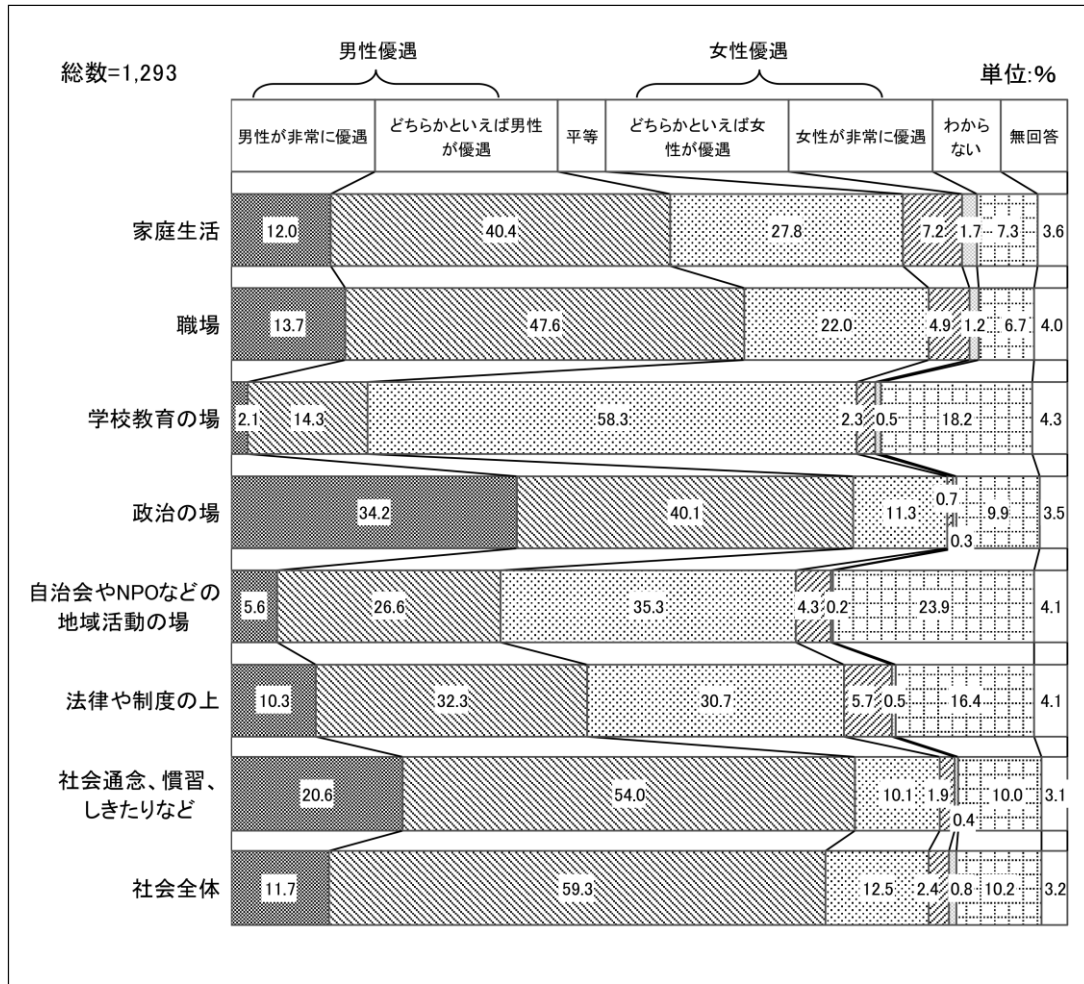
調査対象	市内在住の18歳以上の男女3,000人
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和元（2019）年8月26日～9月13日
有効回答数・有効回答率	1,293人・43.1%
調査内容	<ul style="list-style-type: none">・男女の平等について・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について・女性の活躍推進について・社会参加・地域参加について・防災について・人権について・教育、性の表現について・性の多様性について・市の取組について

※「第1章 3 本市の現状」に記載した項目はこれ以降に再掲していません。

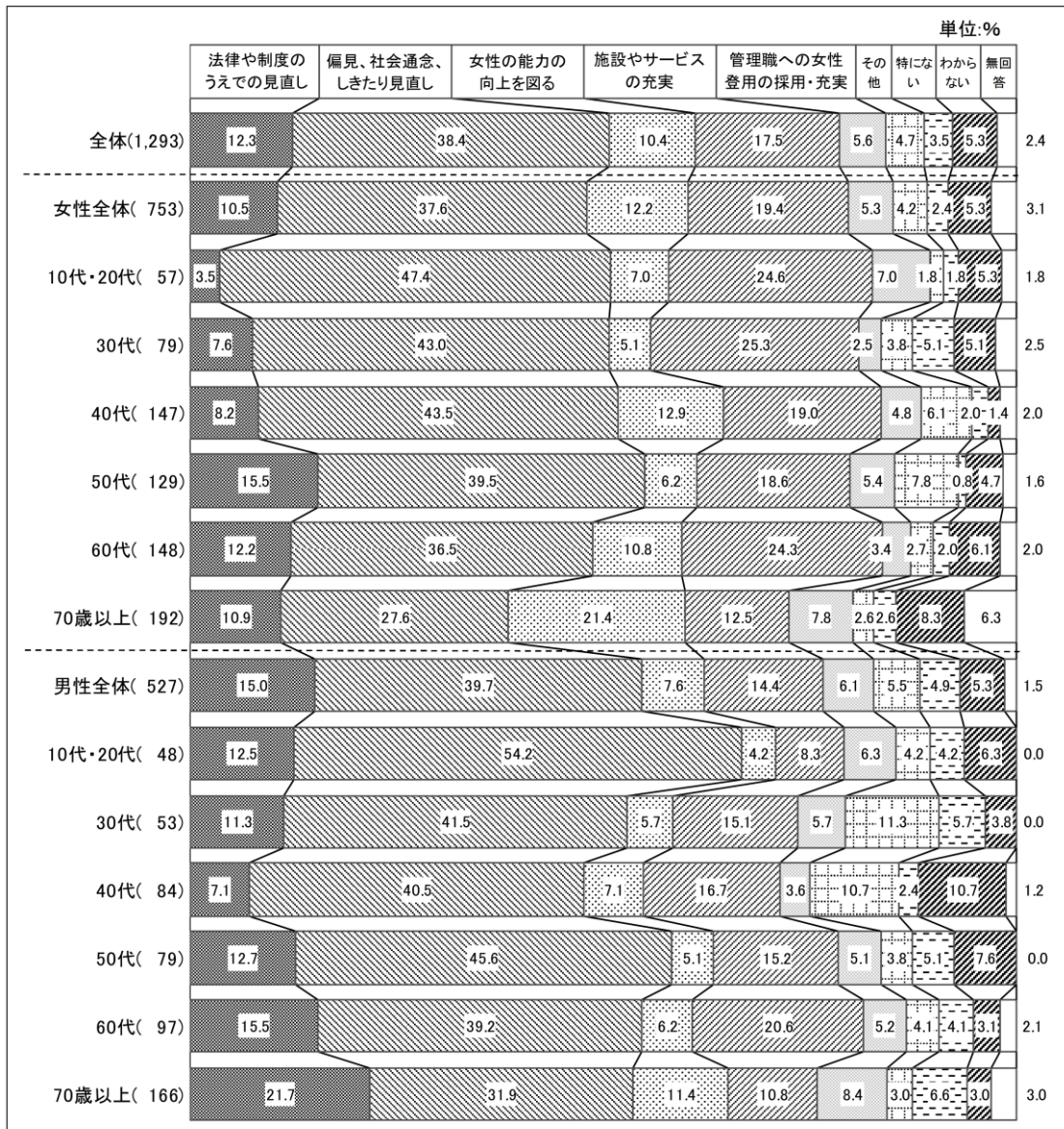
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、あなたはどのように思いますか。(〇は1つだけ)



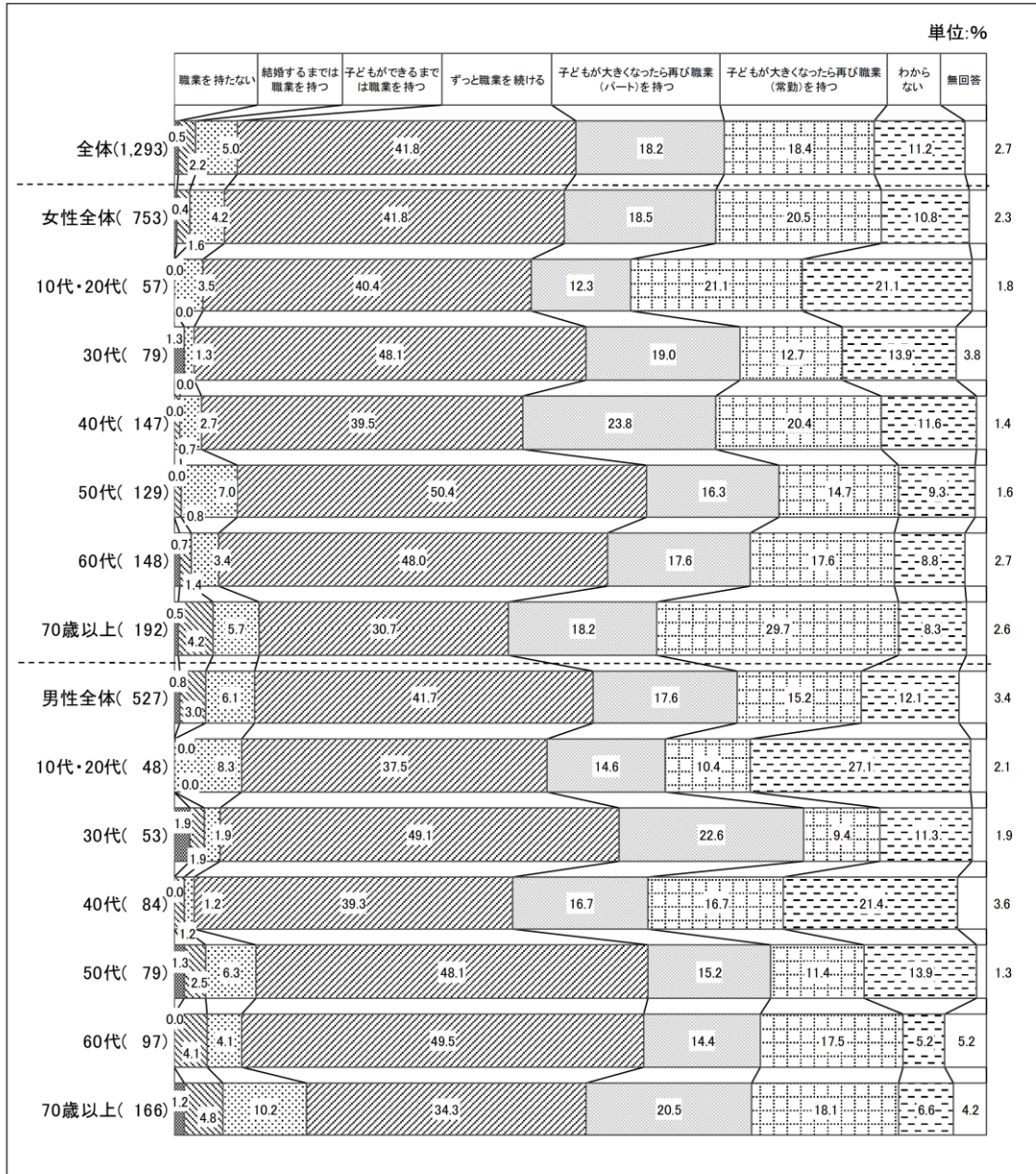
あなたは、次にあげるような分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。各項目について、それぞれあてはまる番号をお選びください。(〇は各項目に1つずつ)



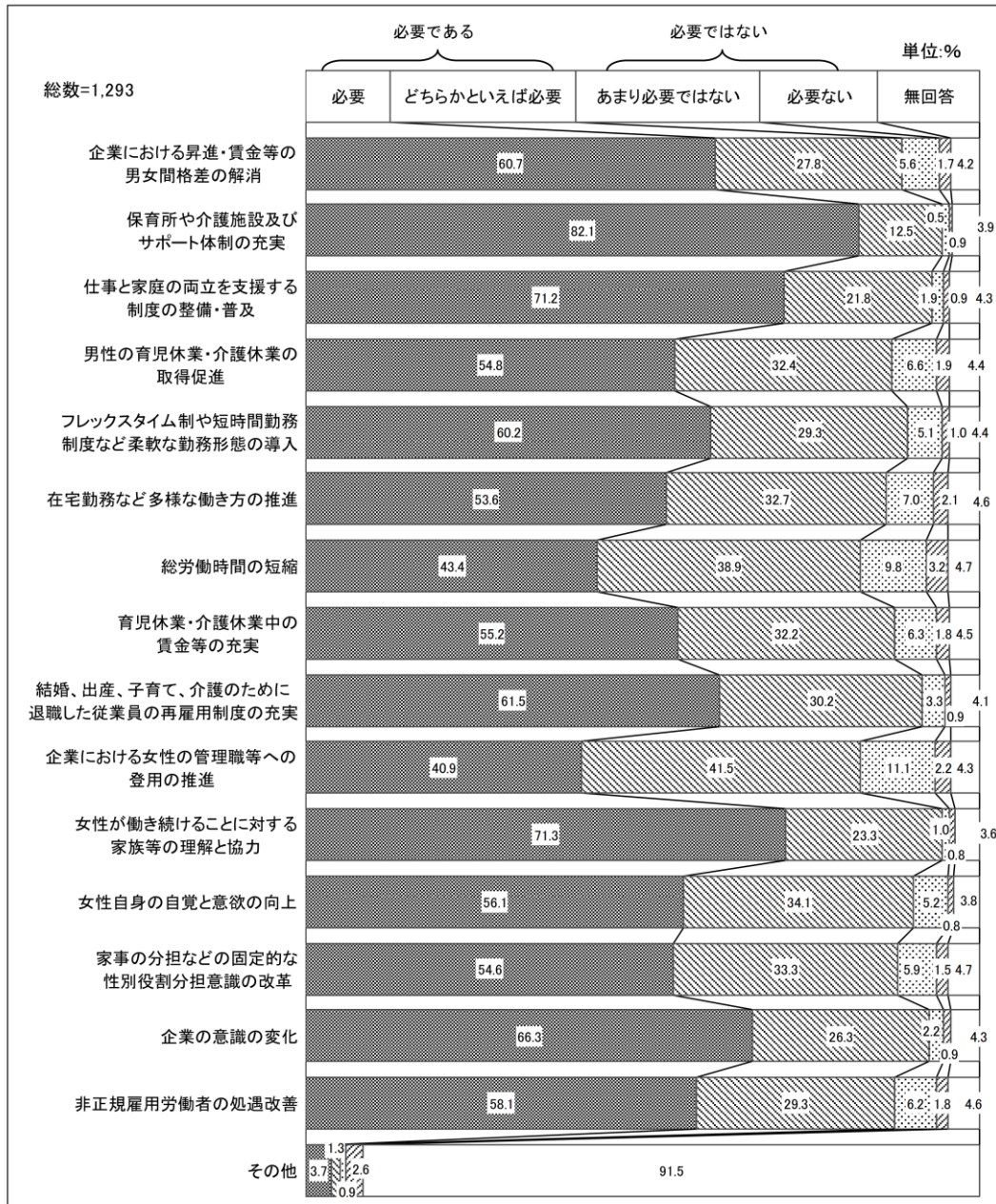
今後、男女があらゆる分野で平等になるために最も重要だと思うことは何ですか。
 (〇は1つだけ)



一般的に女性が職業を持つことについて、あなたはどうお考えですか。次の中からあなたの考えに最も近いものをお選びください。(〇は1つだけ)



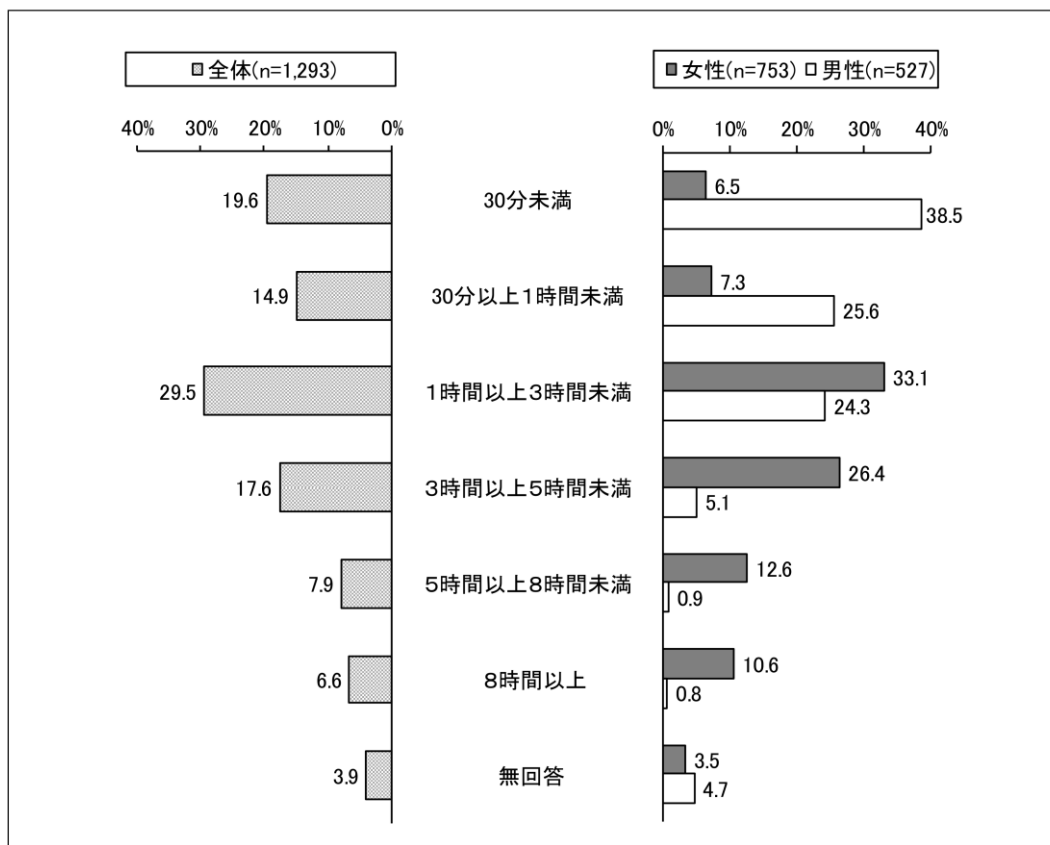
女性が働き続けるためにはどのようなことが必要だと思いますか。各項目について、あてはまる番号をお選びください。現在、働いていない方は、過去の経験やイメージでも結構です。なお、(○は各項目に1つずつ)



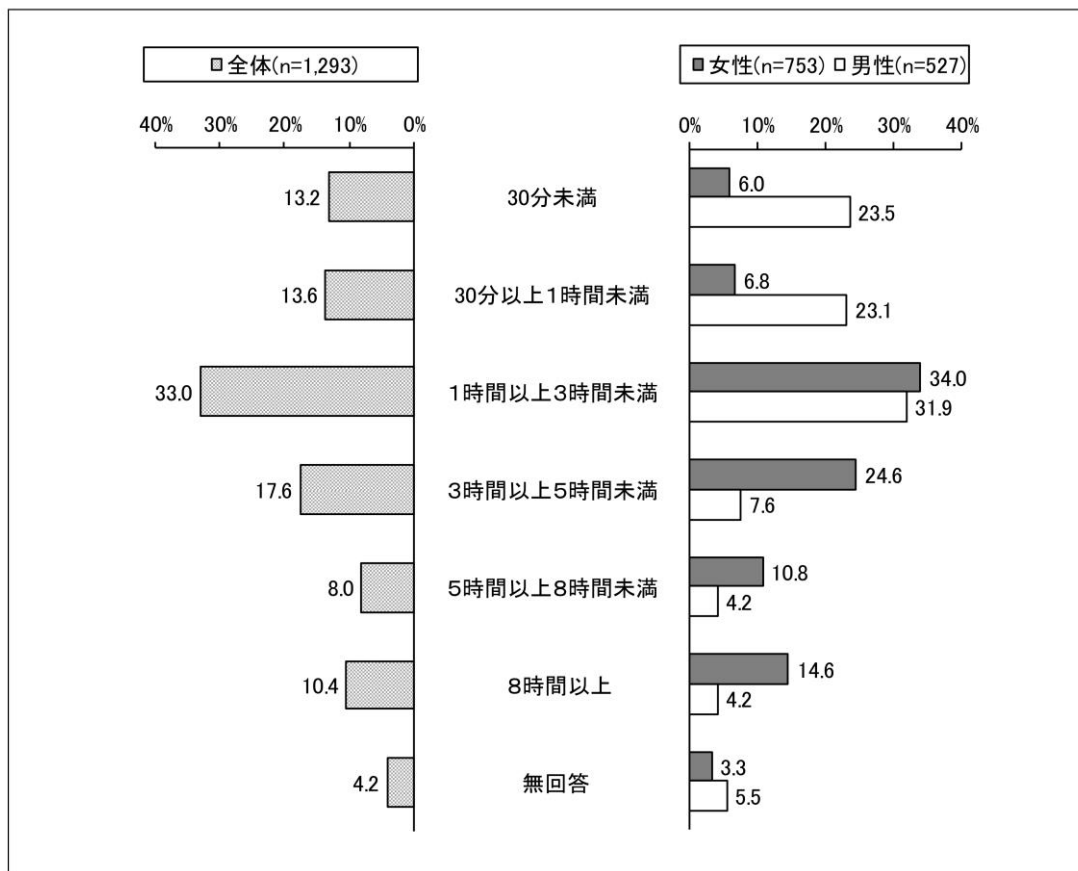
あなたが家事・育児に携わる1日あたりの平均的な時間はどのくらいですか。

(〇は1つつつ)

●平日



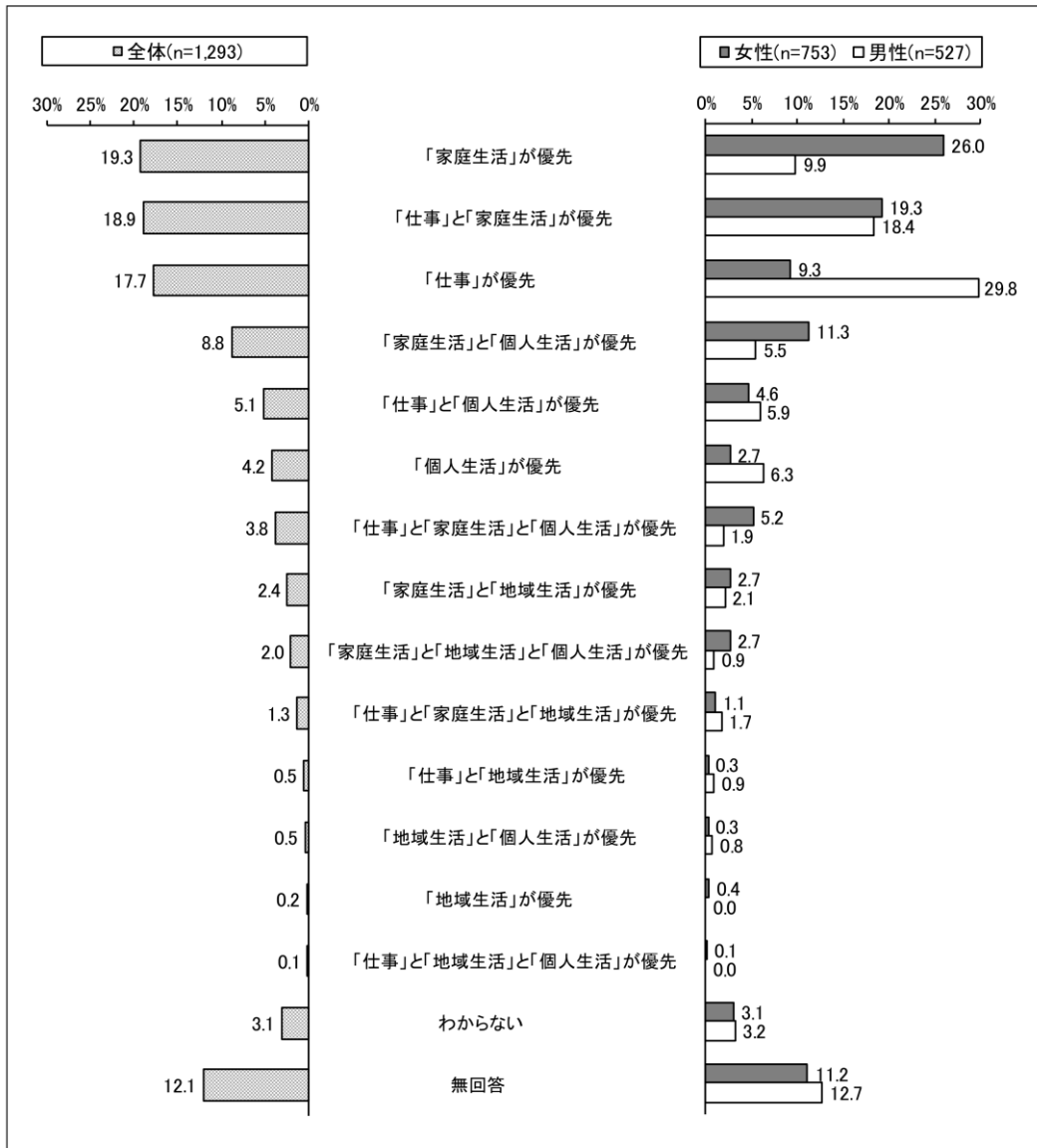
●休日



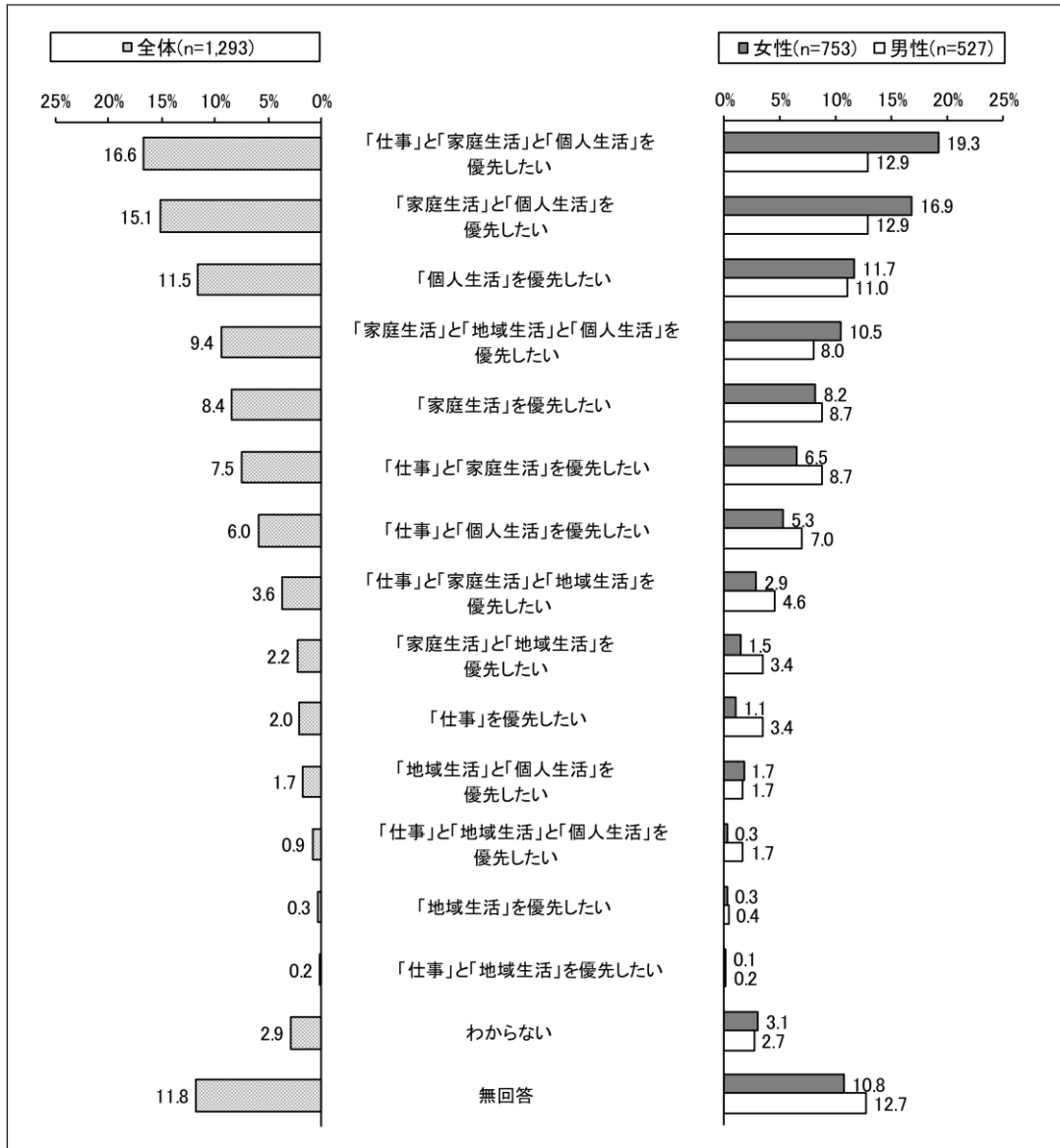
あなたの生活での「仕事」、「家庭生活」、「地域生活」、「個人生活」の優先度について、①あなたの現実（現状）と②あなたの希望に最も近い項目を選んで番号を記入してください。現在仕事をやっていない方は、今後のお考えをお答えください。

（番号は、①現実、②希望ともそれぞれ1つだけ）

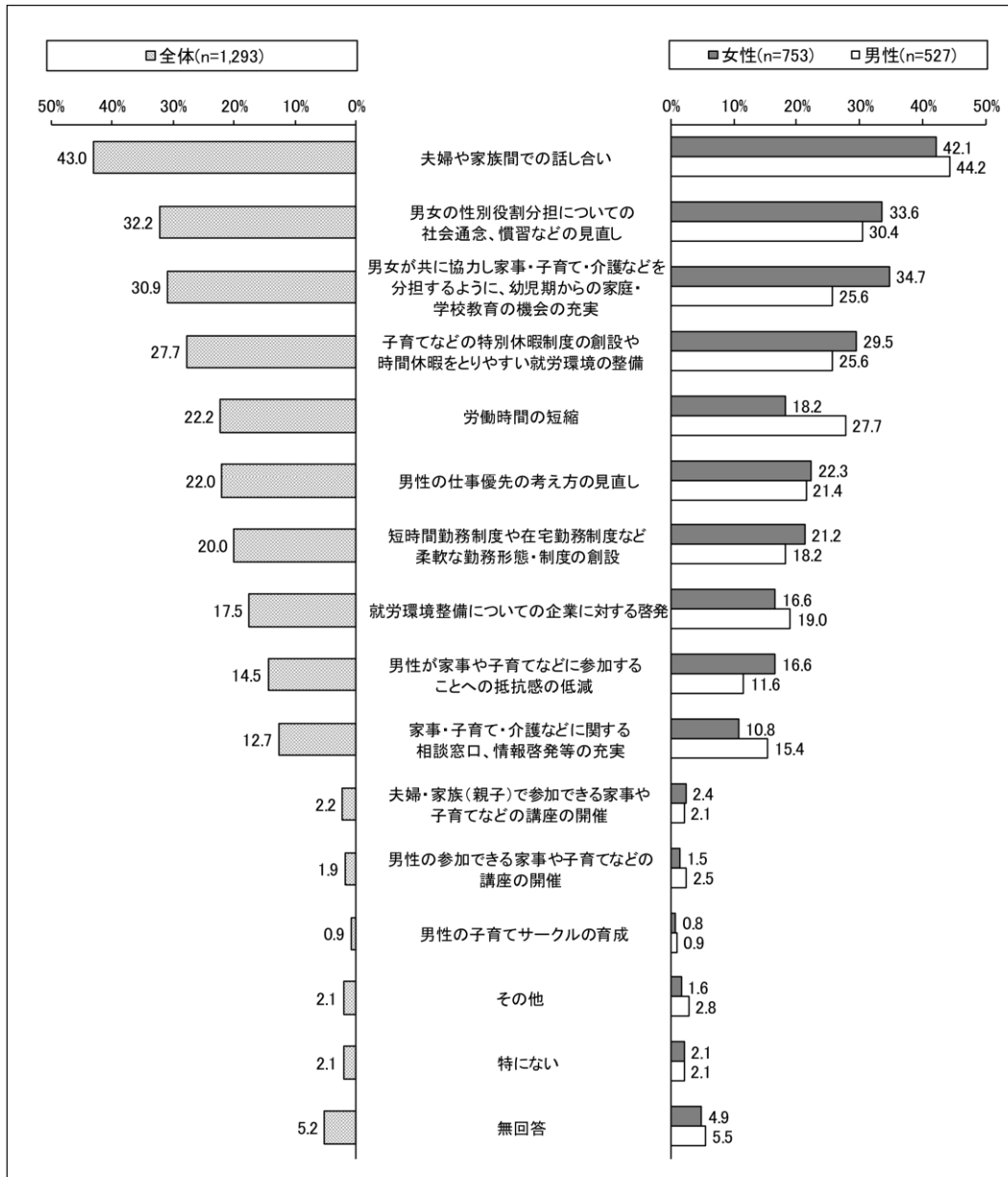
現実



希望

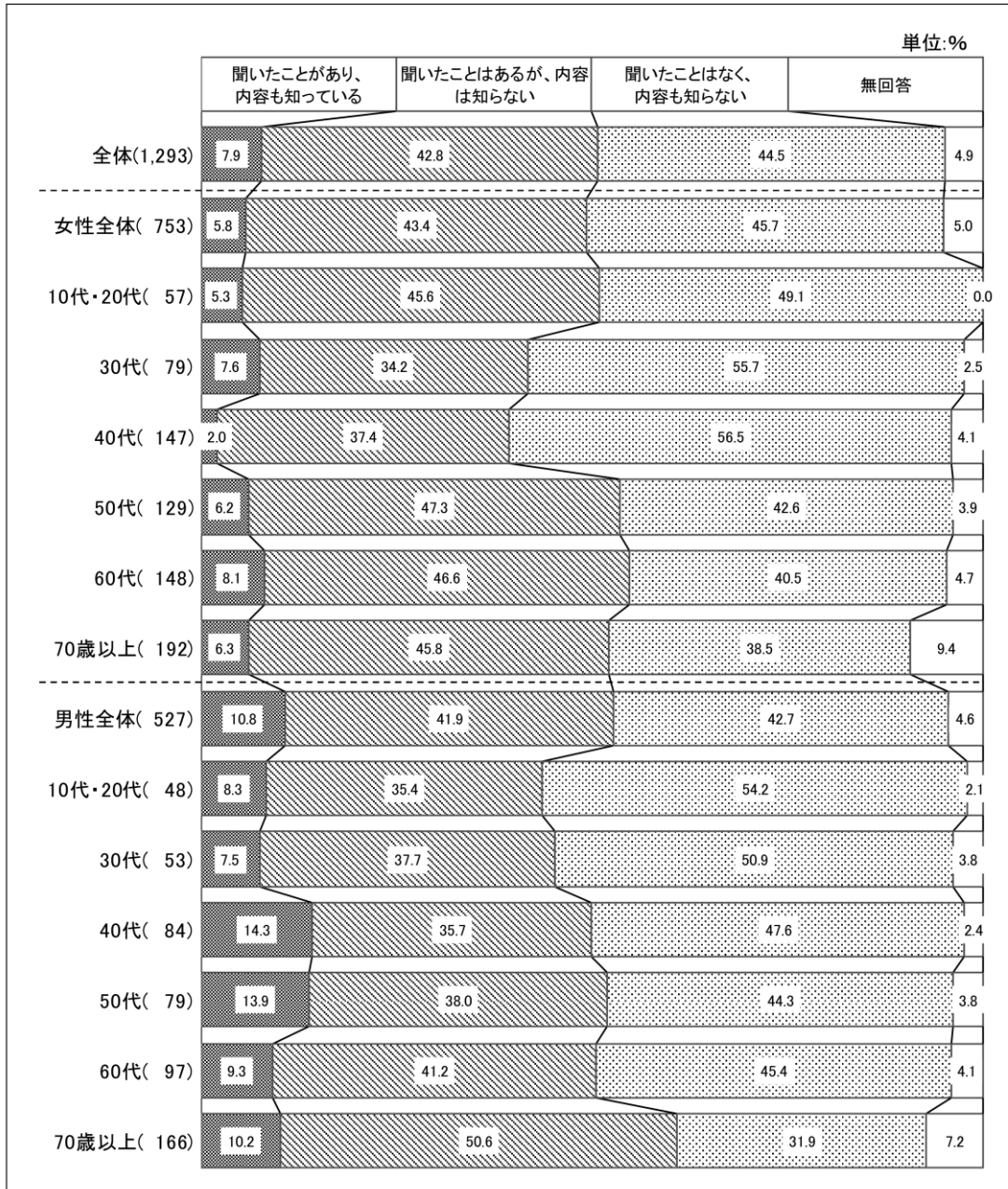


あなたは、男女がともに家事・子育て・介護などに参加するためにはどのようなことが特に必要だと思いますか。(〇は3つまで)

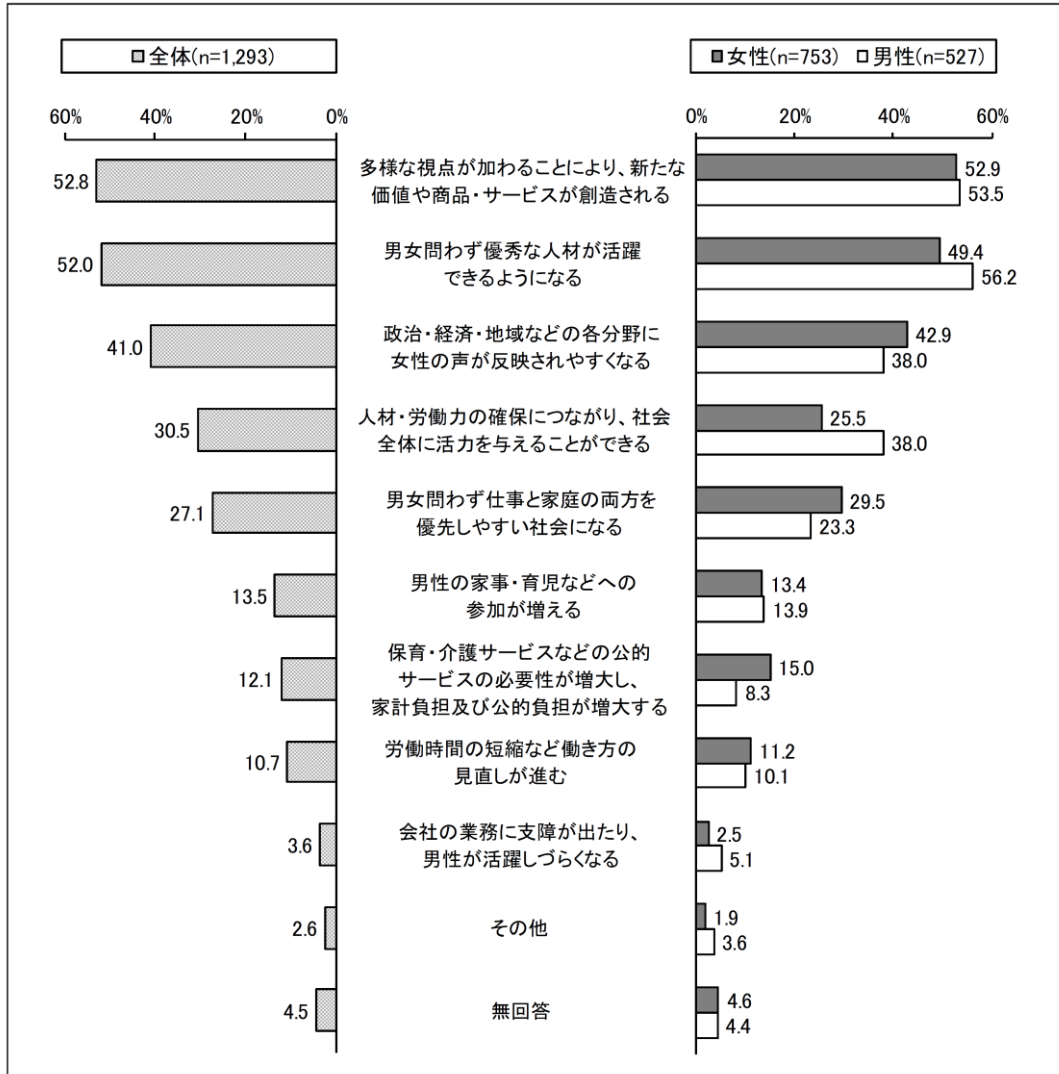


あなたは、「女性活躍推進法」という言葉を知っていますか。

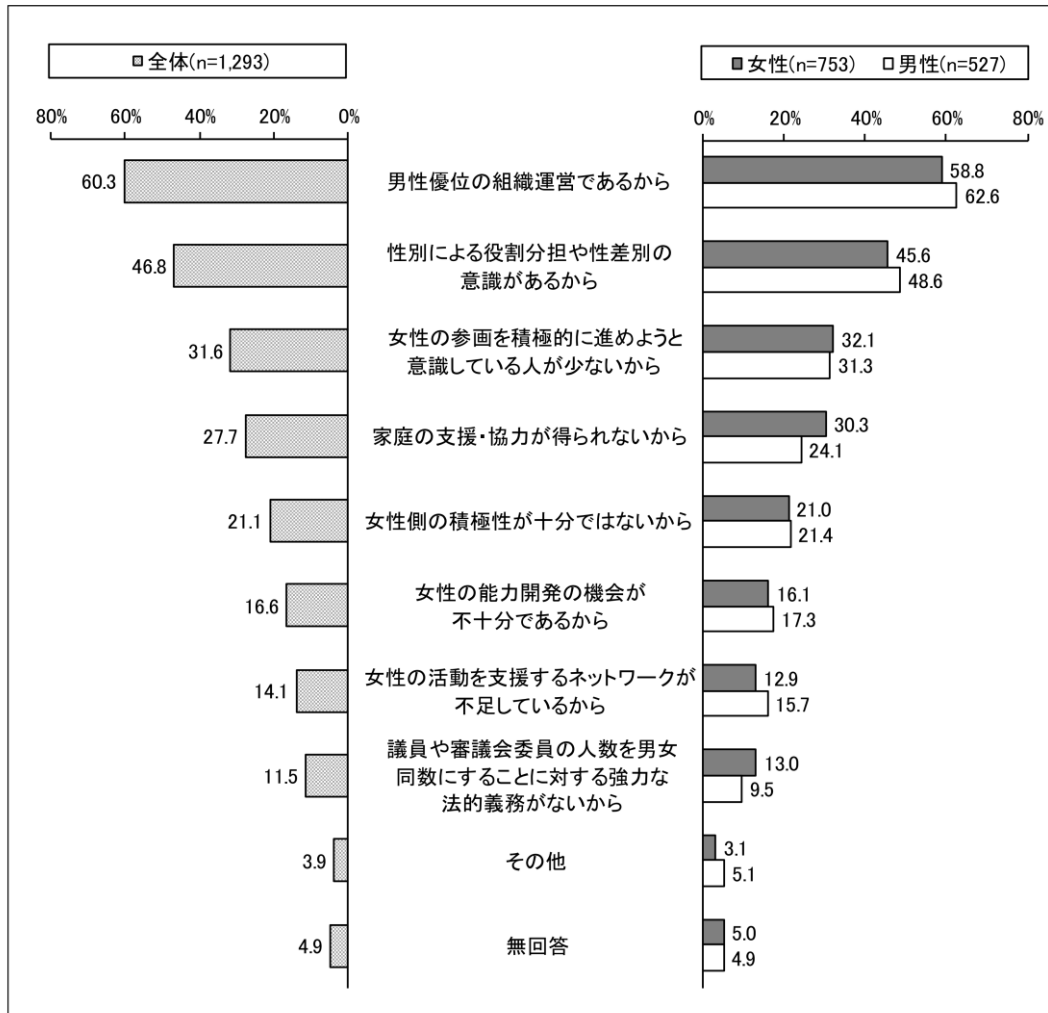
(○は1つだけ)



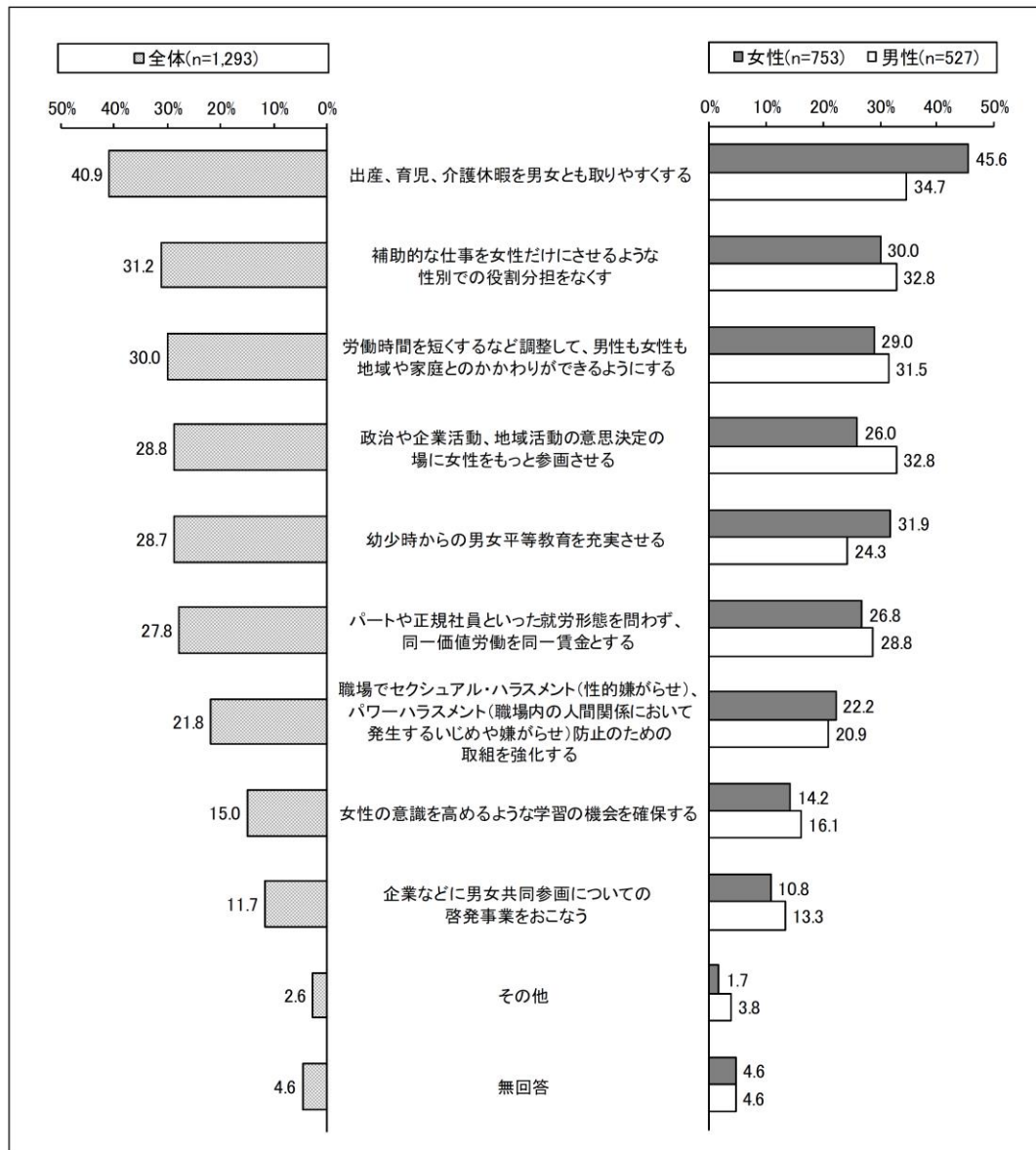
政治や企業活動、地域などあらゆる分野において女性の参画が進み、女性のリーダーが増える
 とどのような影響があると思いますか。(〇は3つまで)



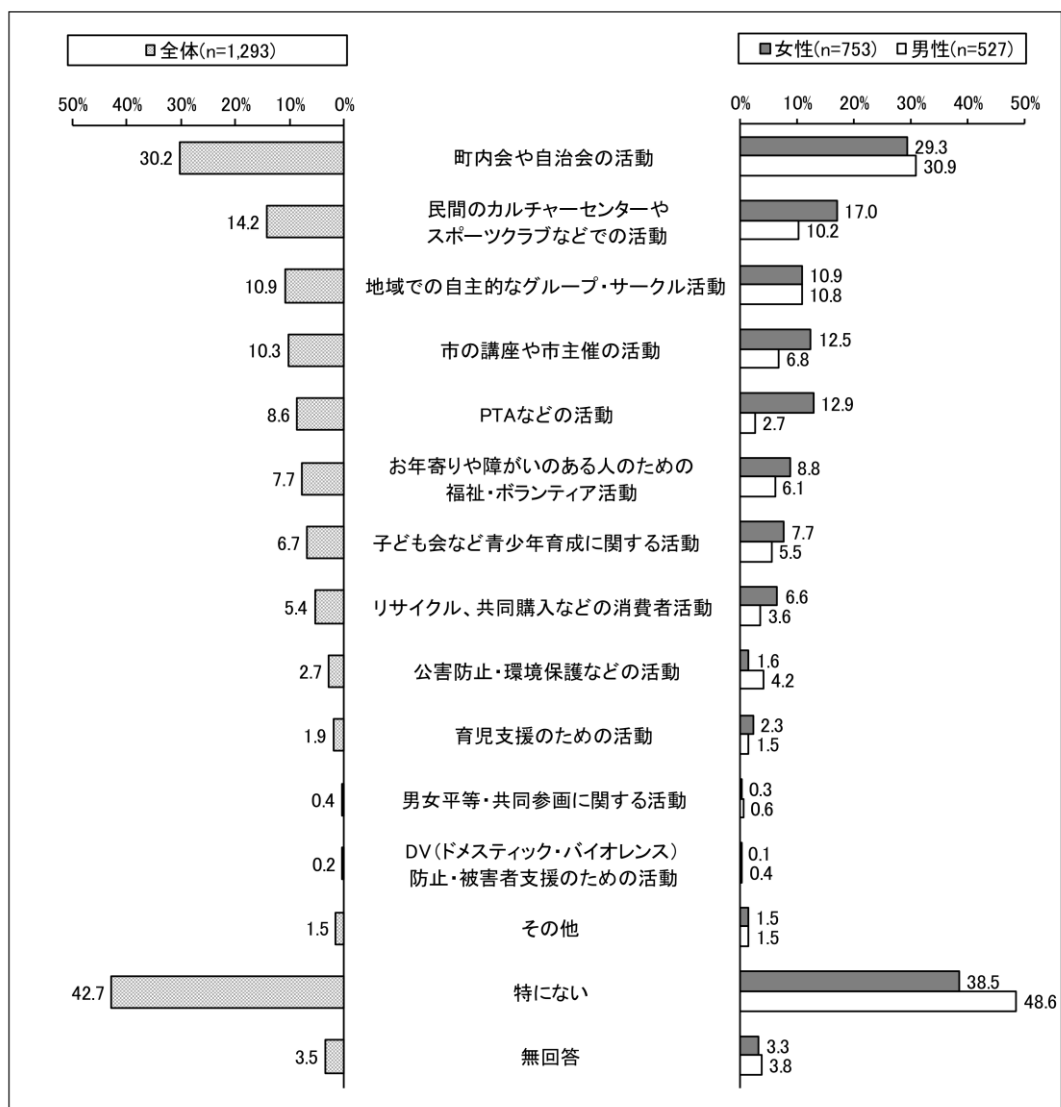
あなたは、政治や企業活動、地域などあらゆる分野において政策方針の決定過程に女性の参画が少ない理由は何だと思えますか。(〇は3つまで)



あなたは、女性が政治や企業活動、地域などあらゆる分野において活躍するためには、どのようなことが必要だと思いますか。（〇は3つまで）

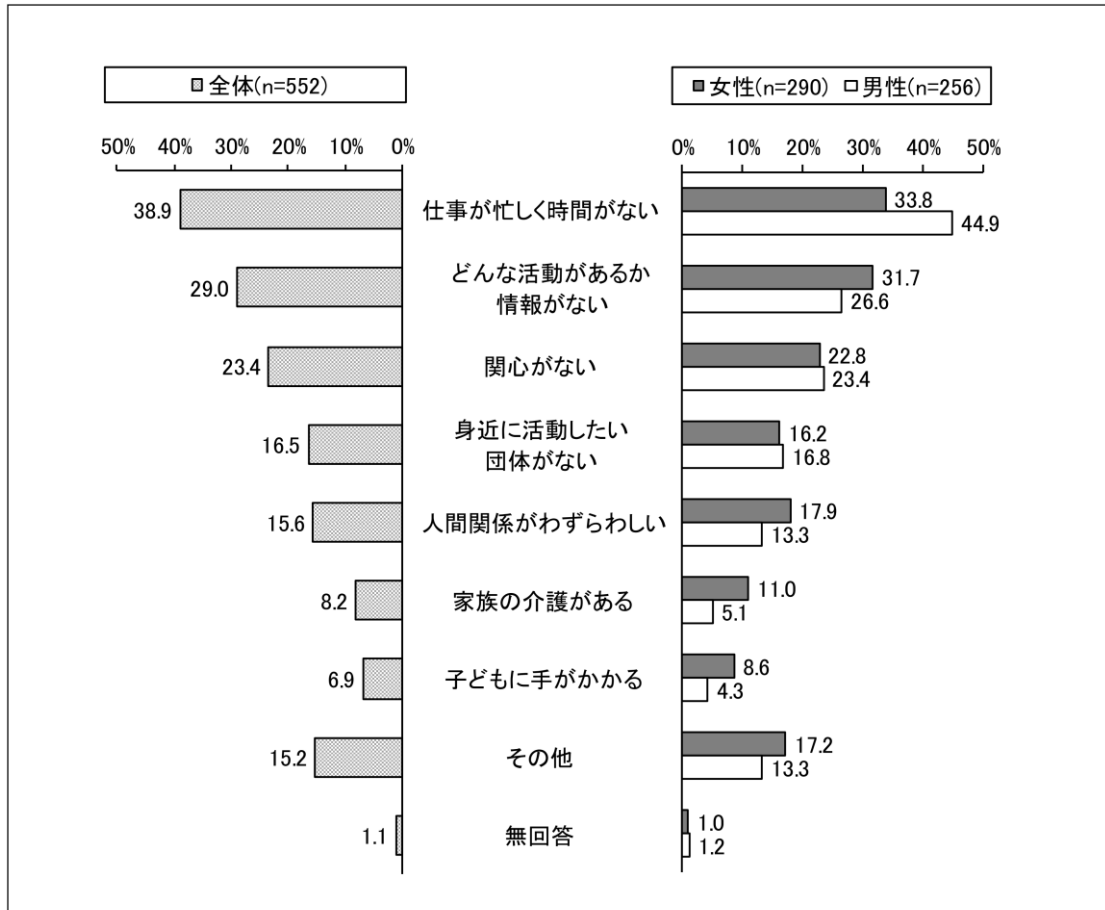


あなたはこの1～2年の間に、仕事や学校以外で次のような活動に参加したことがありますか。(〇はあてはまるものすべて)

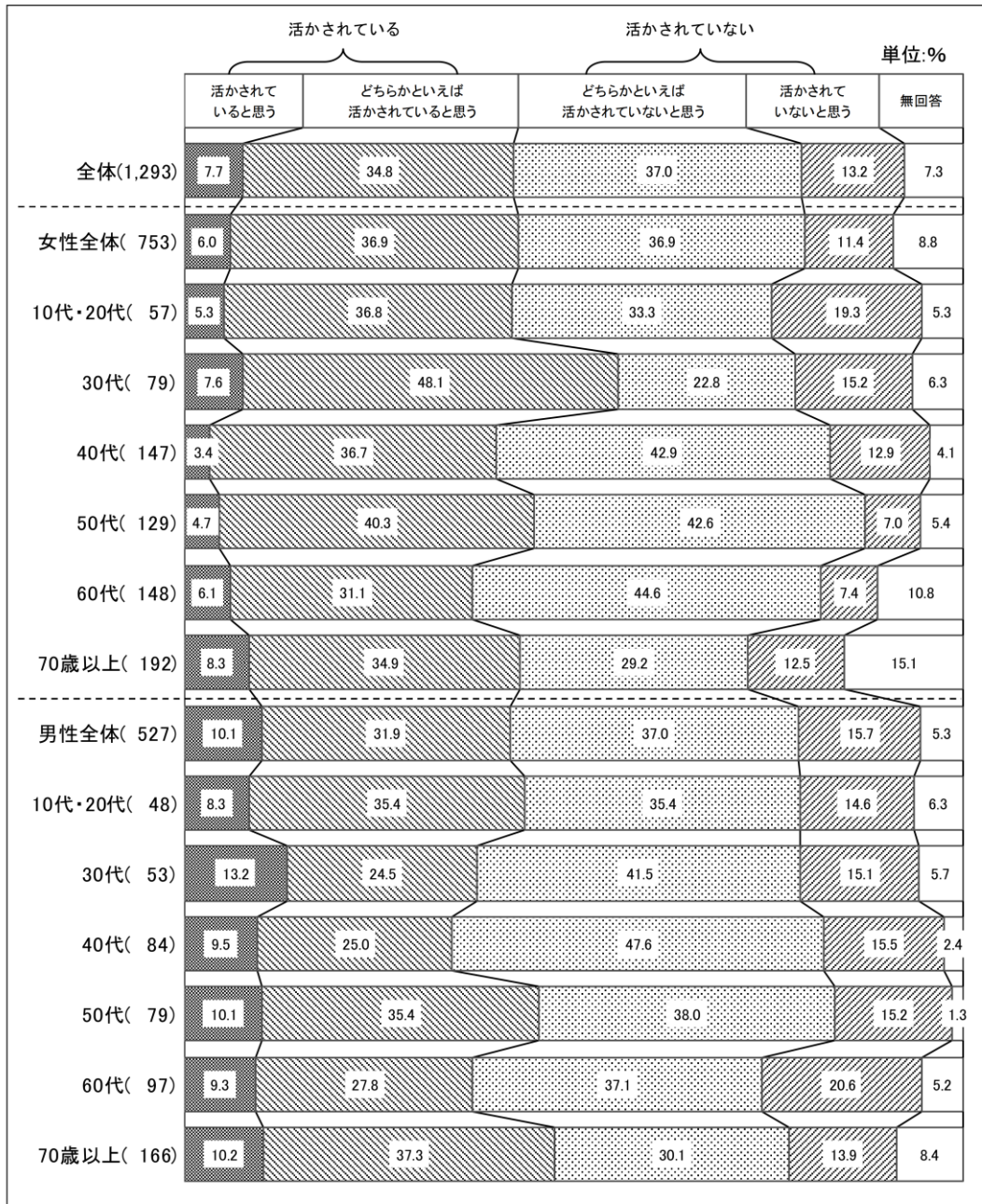


前問で「特にない」に○をつけた方にお伺いします。

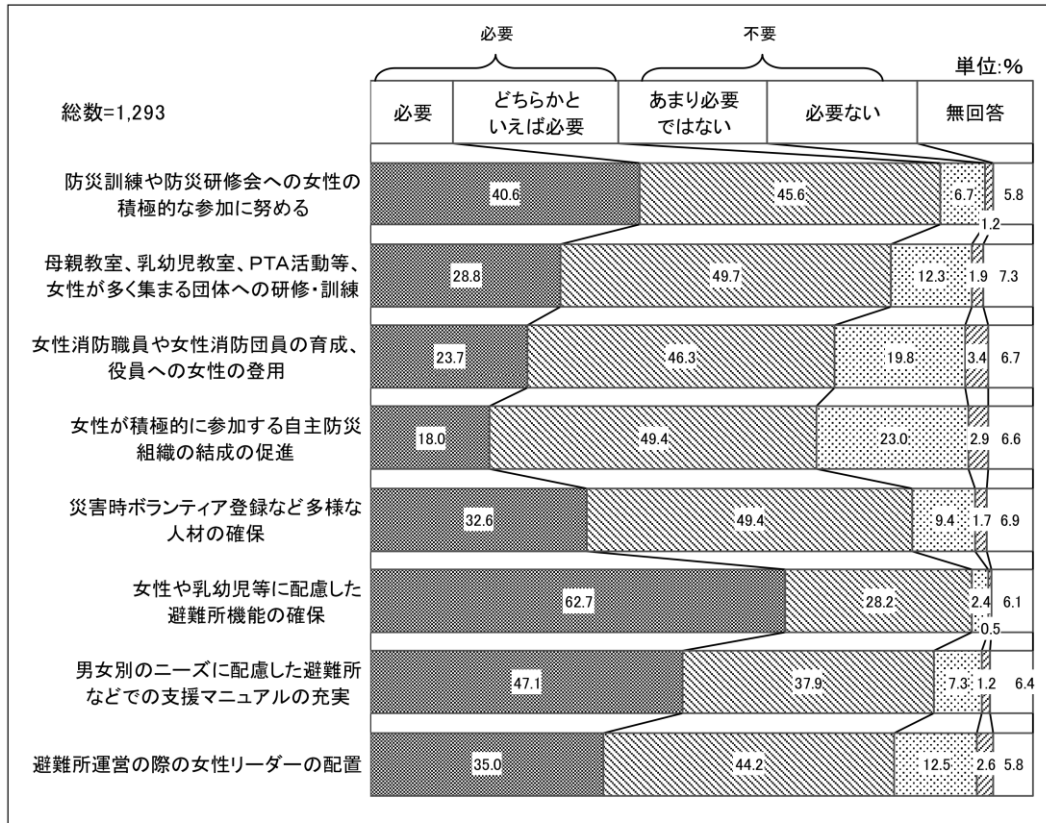
あなたが活動をしていないのは、なぜですか。(○はあてはまるものすべて)



災害はいつ私たちの身に降りかかるかわかりません。あなたは、防災（災害復興も含む）活動に関して、女性の視点が活かされていると思いますか。（〇は1つだけ）

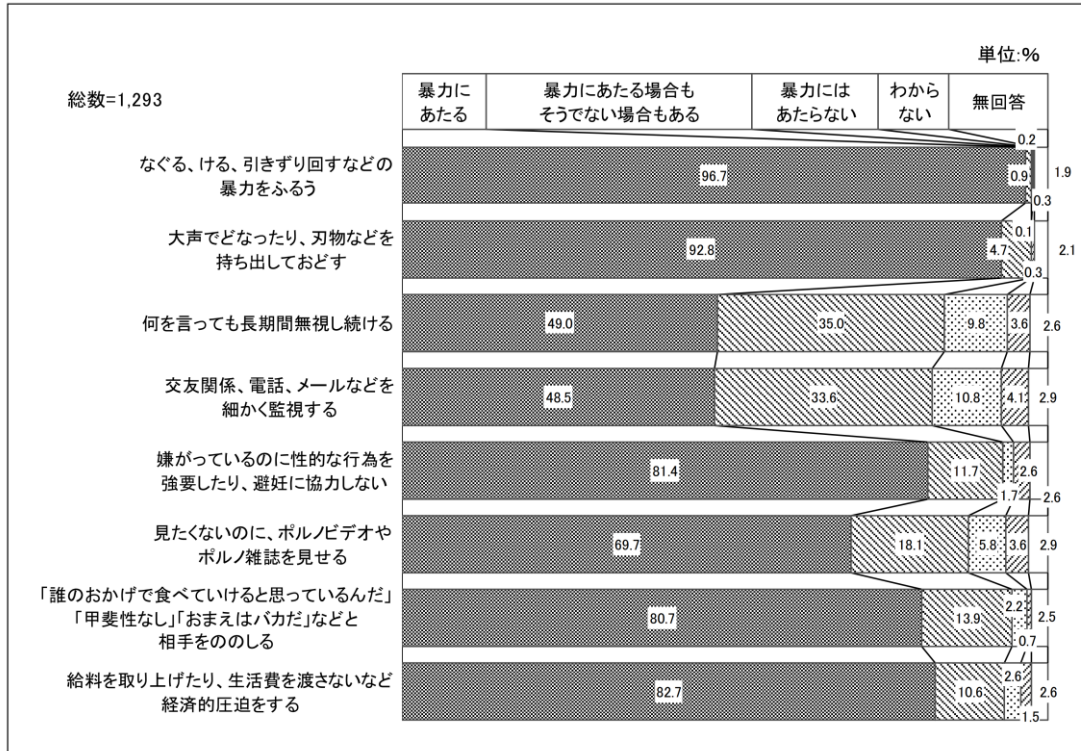


あなたは、防災（災害復興も含む）活動に関して女性の視点を活かしていくためには、特にどのようなことが必要と考えますか。各項目について、それぞれあてはまる番号をお選びください。（〇は各項目に1つずつ）



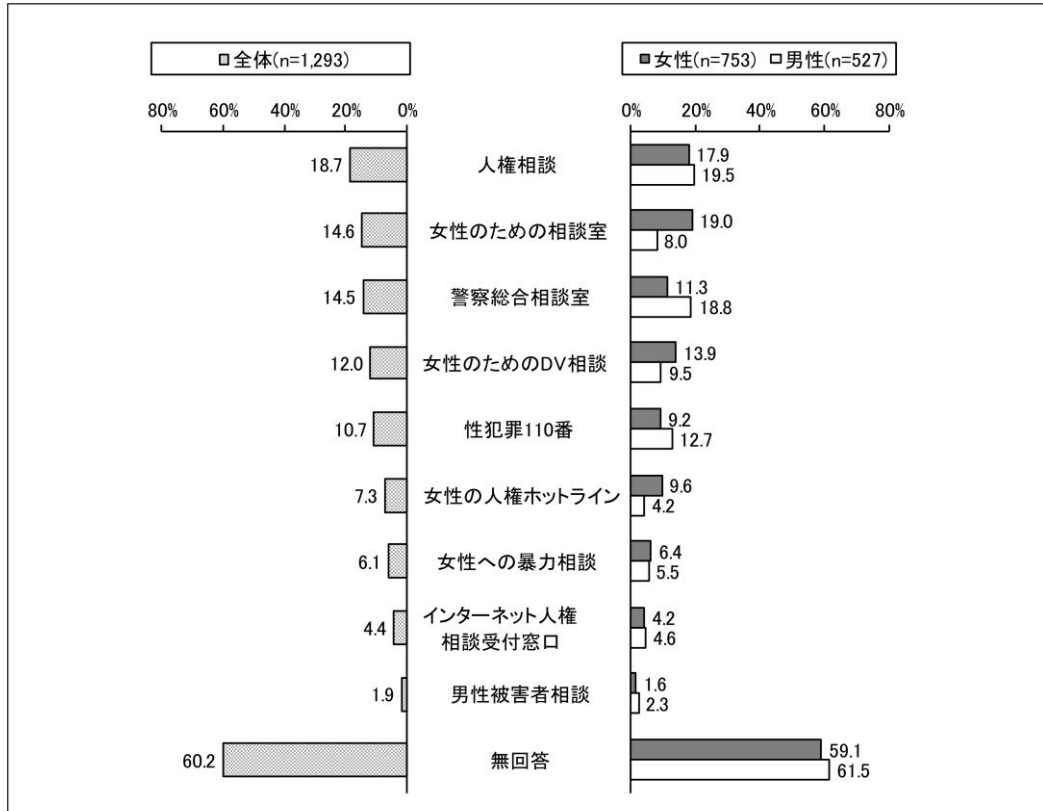
あなたは、次のようなことが配偶者や恋人などパートナーの間で行われた場合、それを暴力だと思えますか。各項目について、それぞれあてはまる番号をお選びください。

(○は各項目に1つずつ)



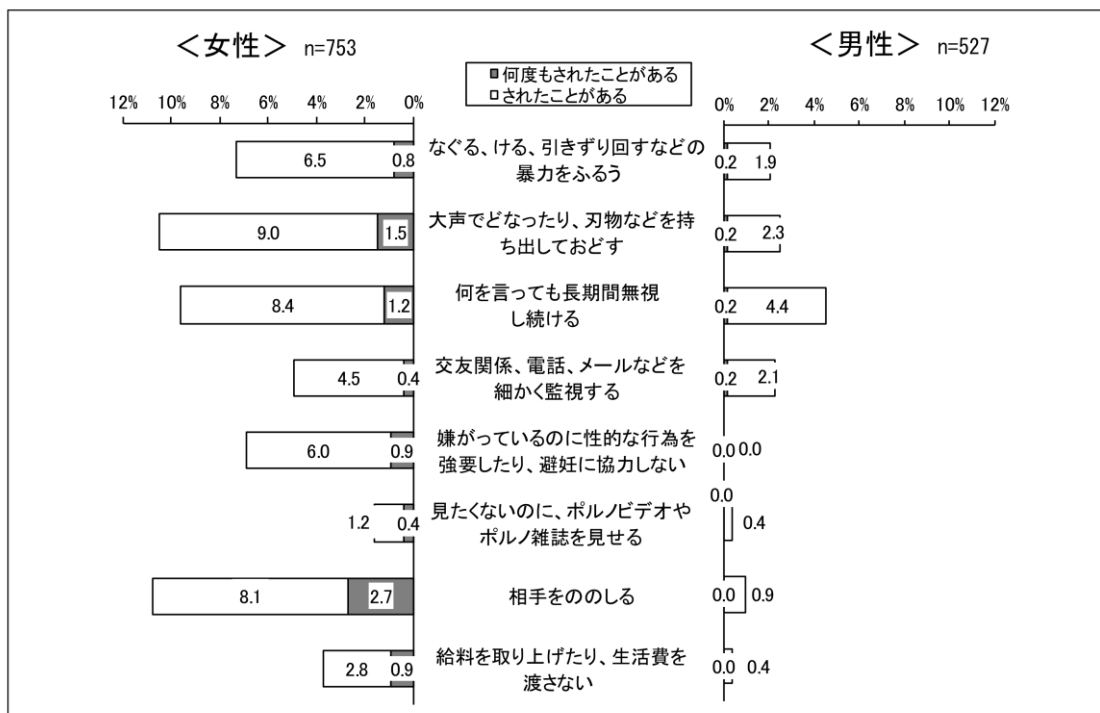
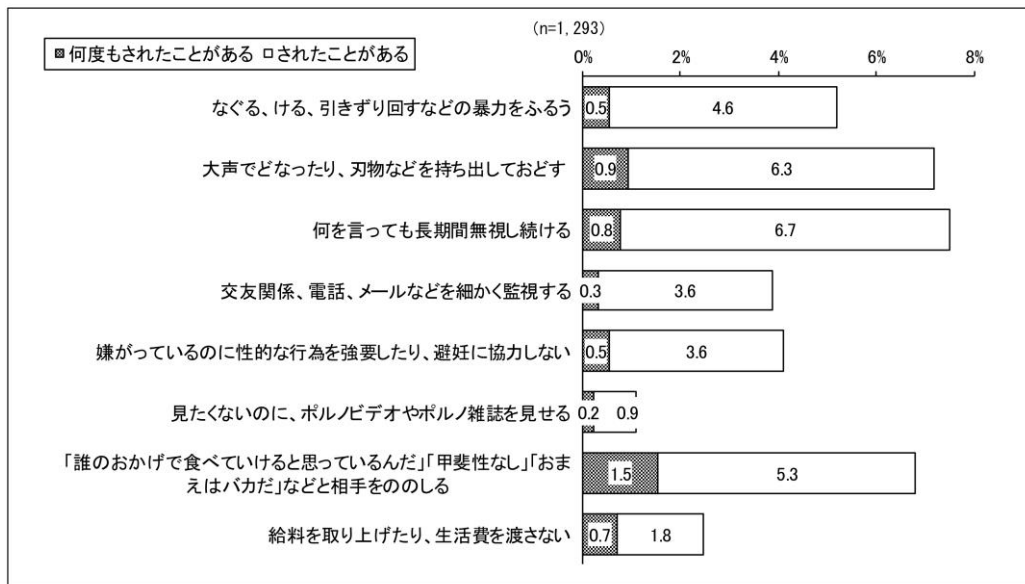
あなたは、配偶者や恋人などパートナーからの暴力被害等の相談先として次のような窓口を知っていますか。知っている相談先の番号に○をしてください。

(○はあてはまるものすべて)

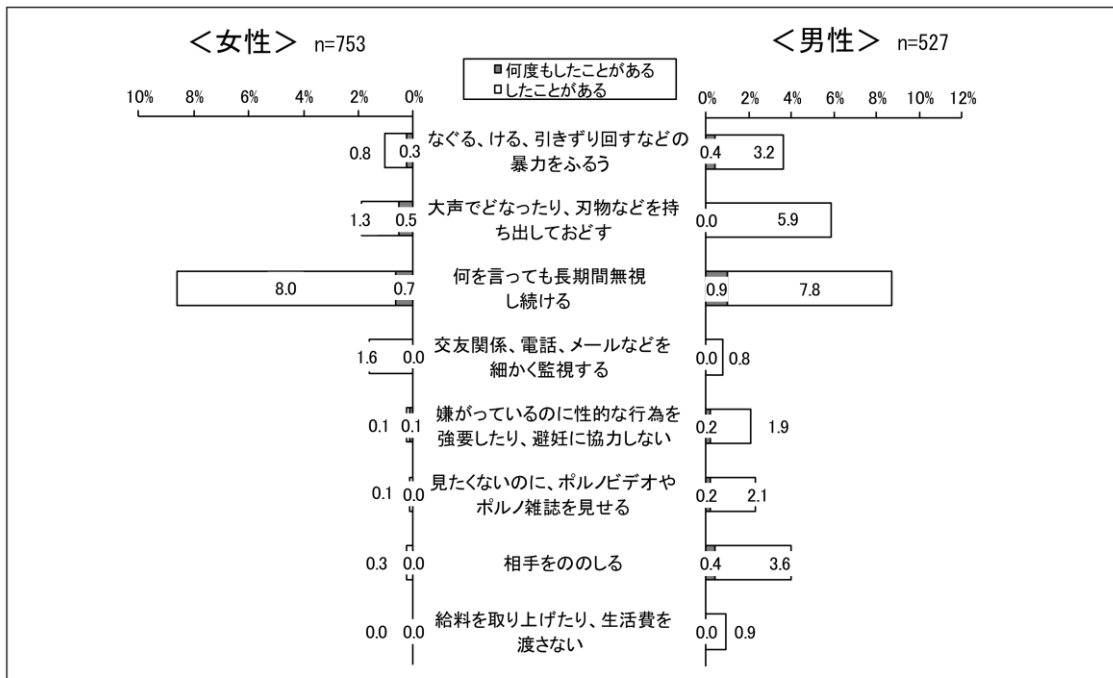
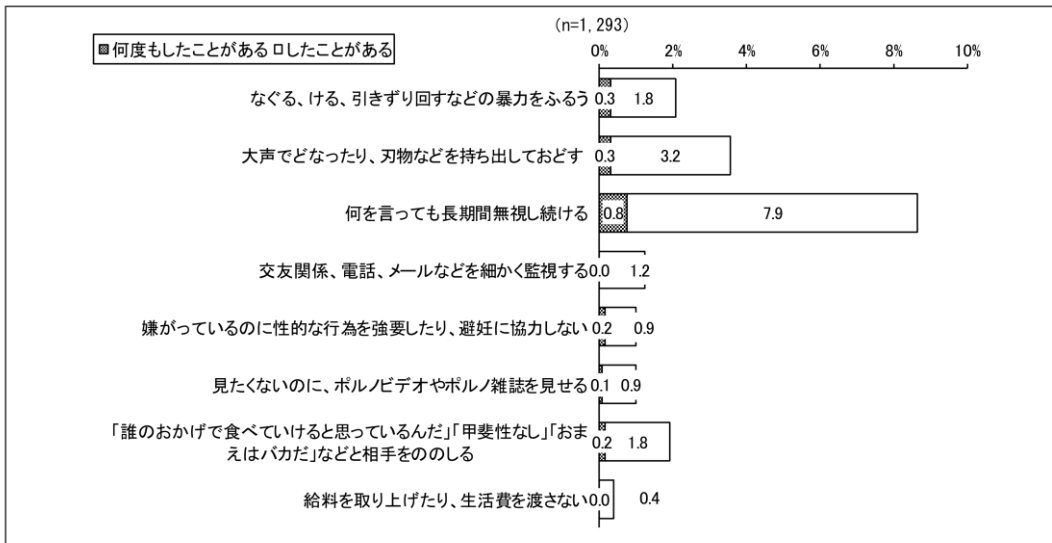


配偶者や恋人などパートナーからの暴力が社会問題になっていますが、次の各項目について、それぞれあてはまる番号をお選びください。
 (〇はあてはまるものすべて)

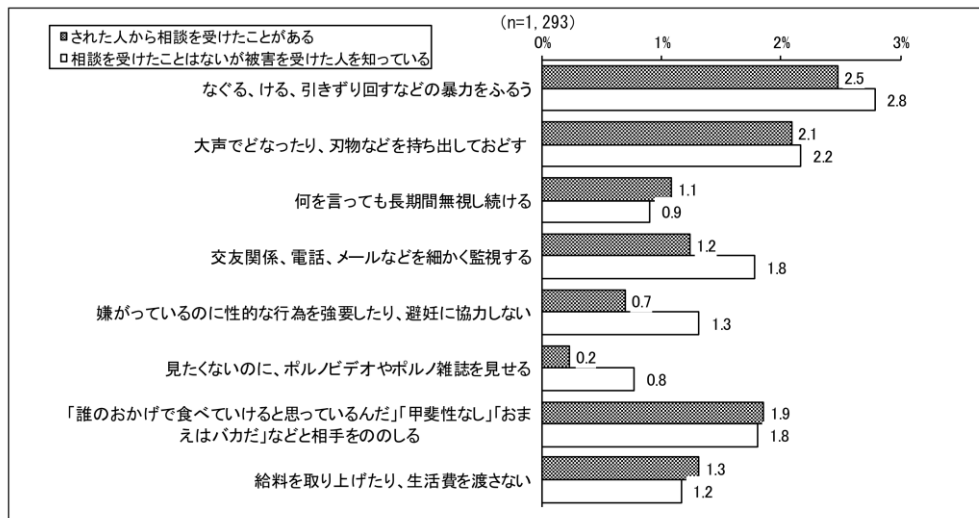
●被害経験



●加害経験

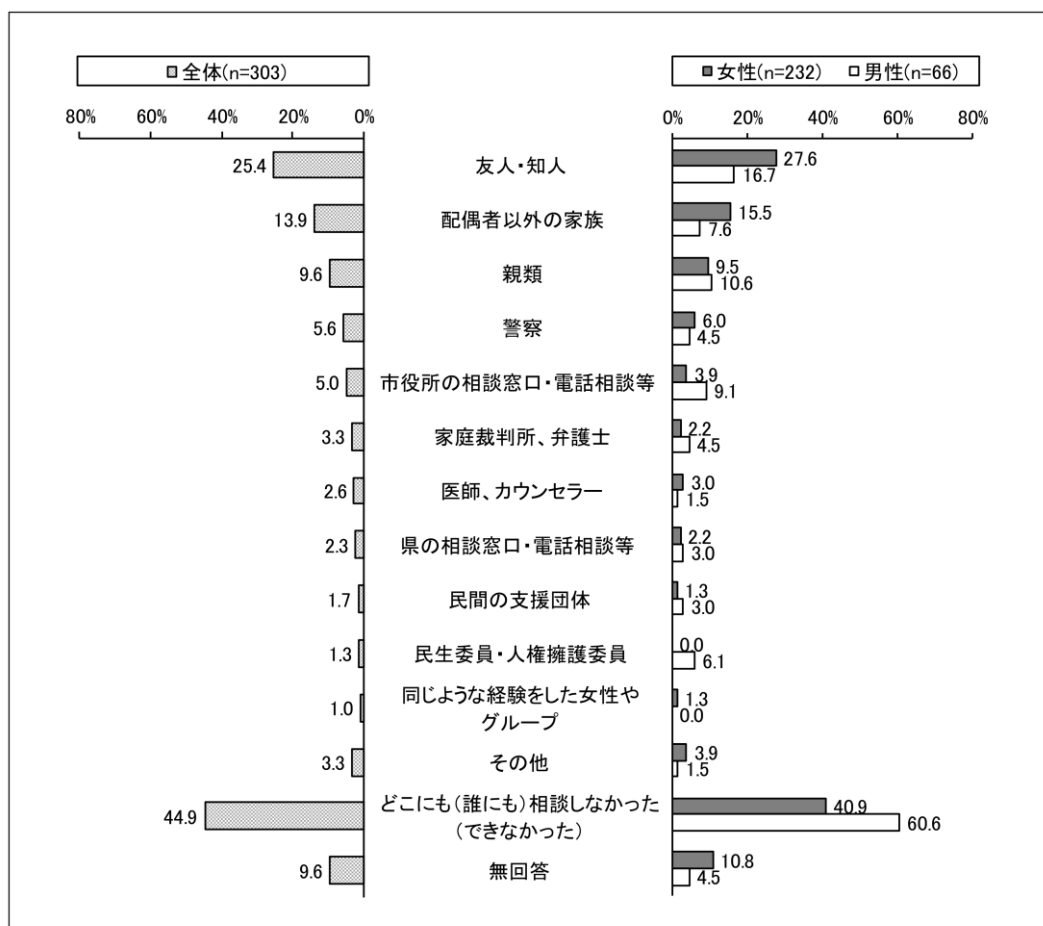


●相談



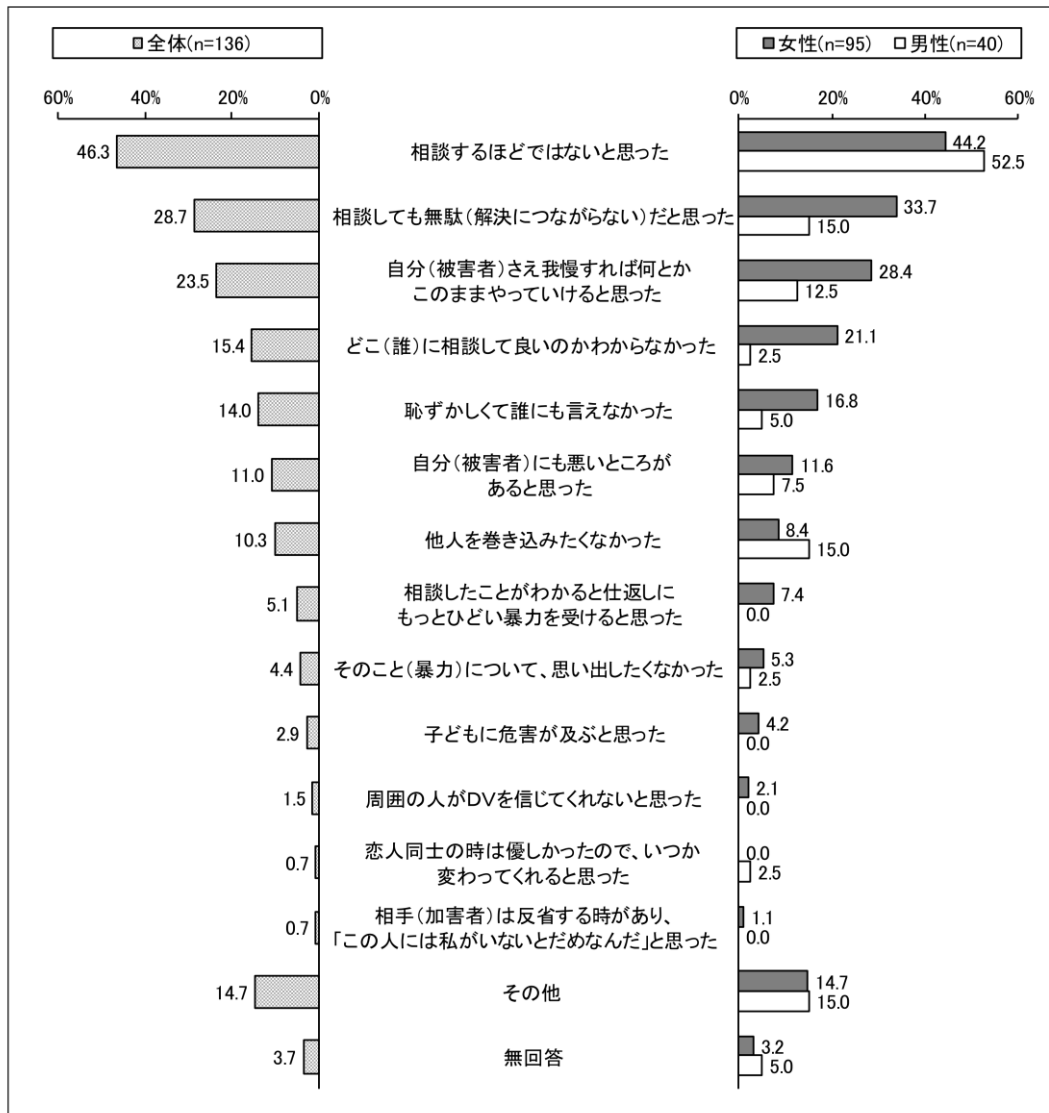
前問で「何度もされたことがある」「されたことがある」「された人から相談を受けたことがある」「相談を受けたことはないが、被害を受けた人を知っている」のいずれかに○をつけた方にお伺いします。

そのとき、あなたはどこに（誰に）相談しましたか。（○はあてはまるものすべて）

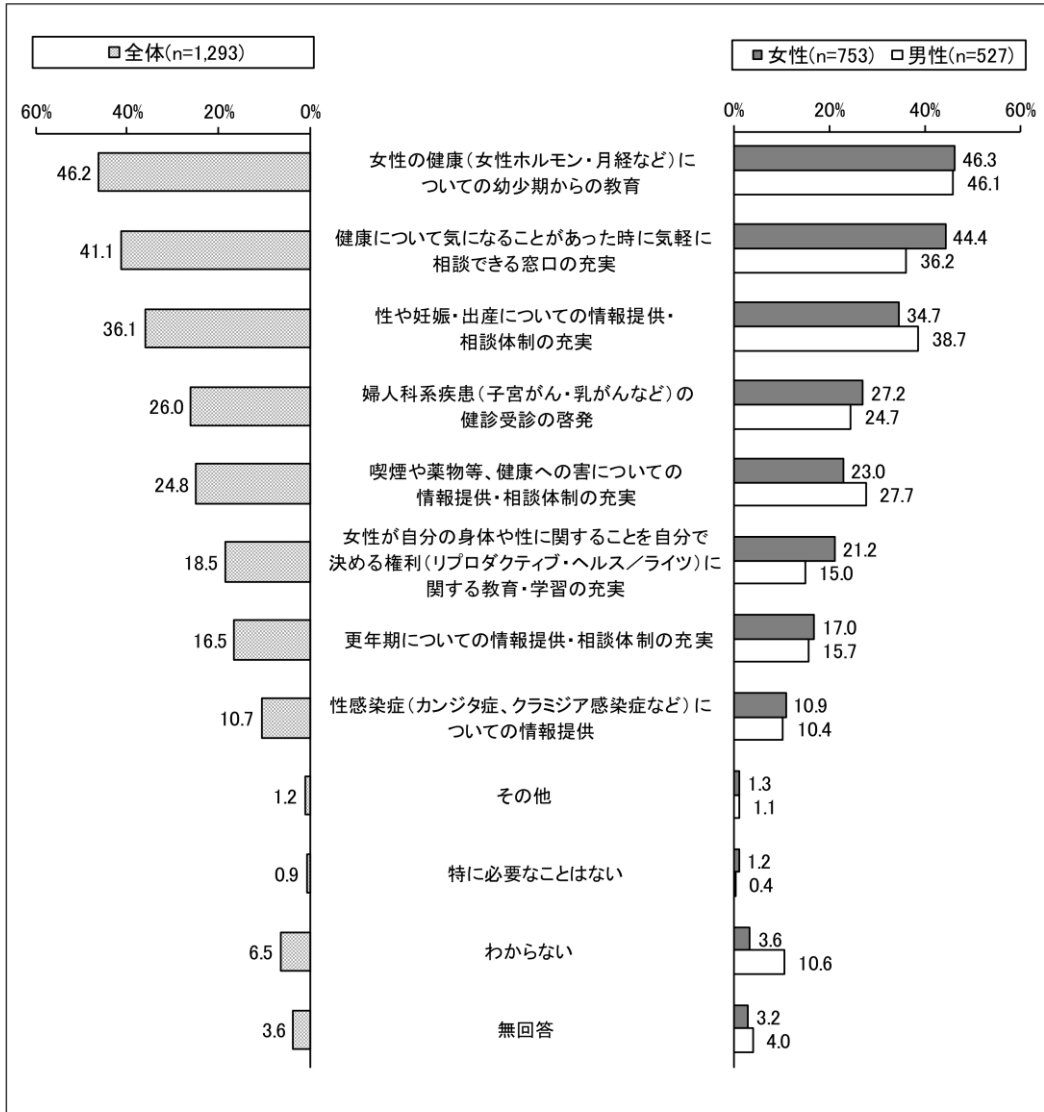


前問で「どこにも（誰にも）相談しなかった（できなかった）」に○をつけた方にお伺いします。

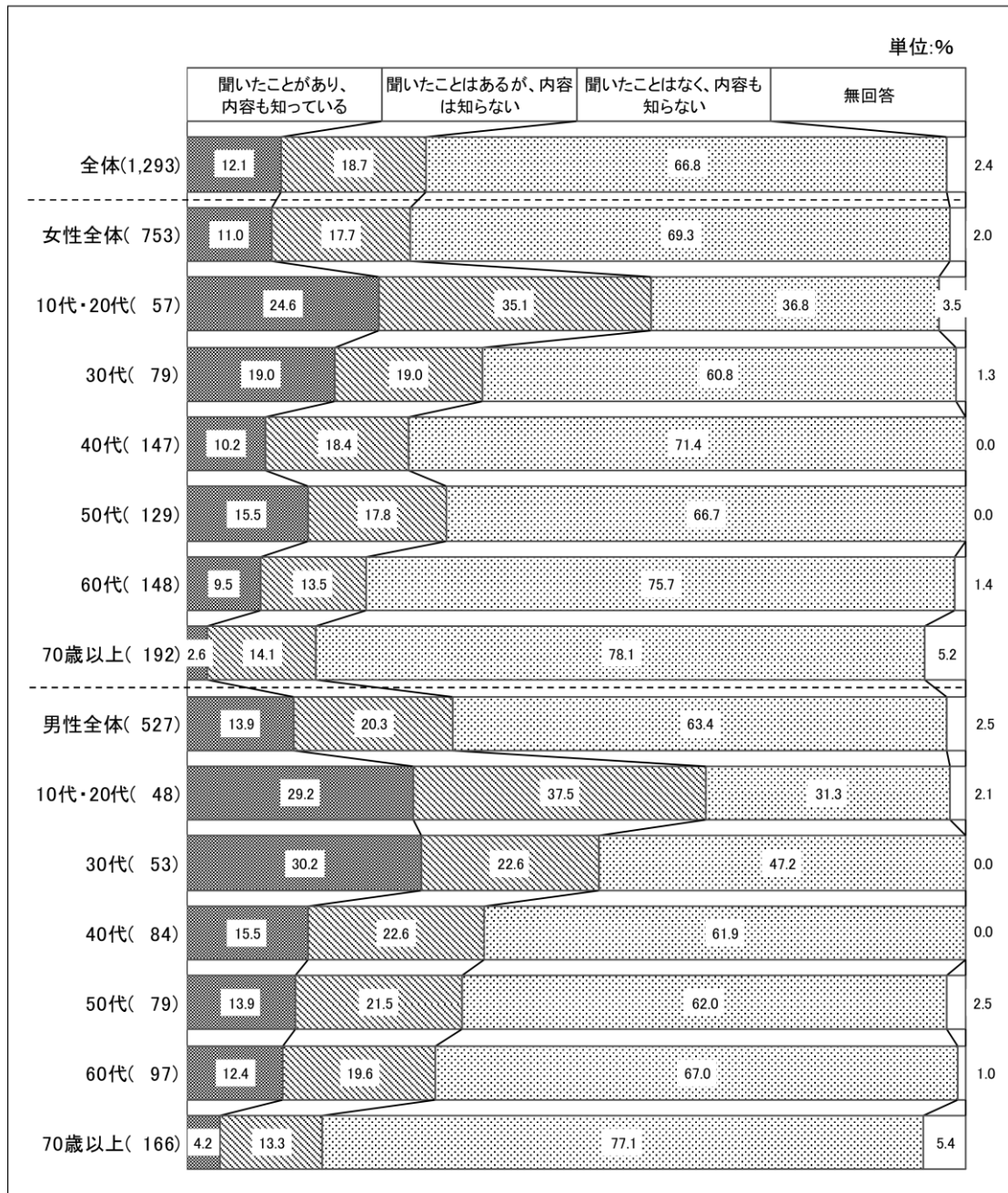
相談しなかった（できなかった）のはなぜですか。（○はあてはまるものすべて）



あなたは、女性の健康を守り、性や妊娠・出産について自ら決める上でどのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

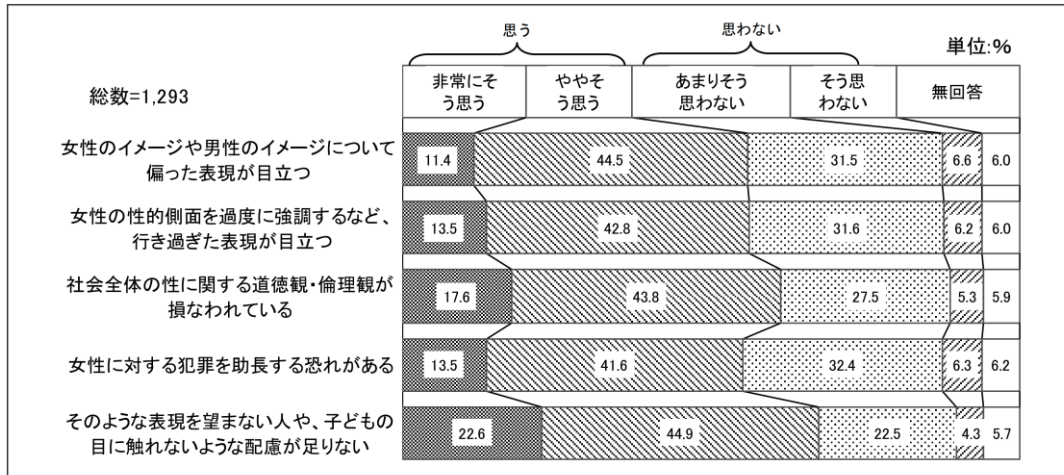


あなたは、「メディアリテラシー」という言葉を知っていますか。(〇は1つだけ)



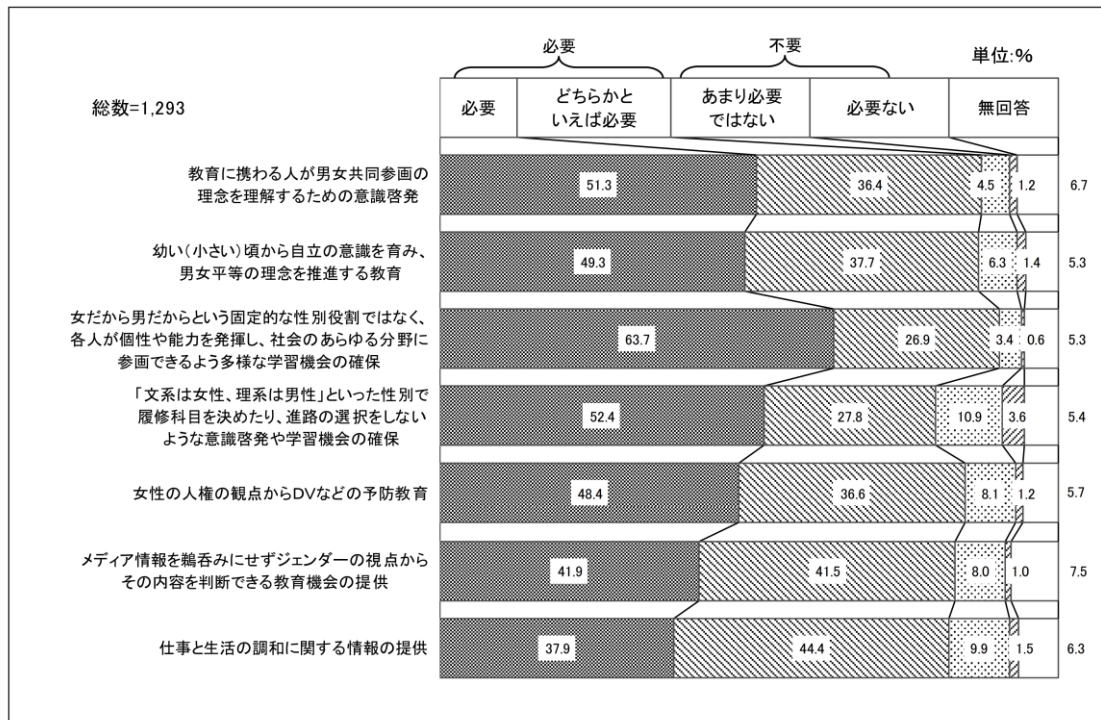
テレビ、新聞、雑誌などのメディアにおける性表現・暴力表現について、あなたはどのようにお考えですか。各項目について、それぞれあてはまる番号をお選びください。

(〇は各項目に1つずつ)



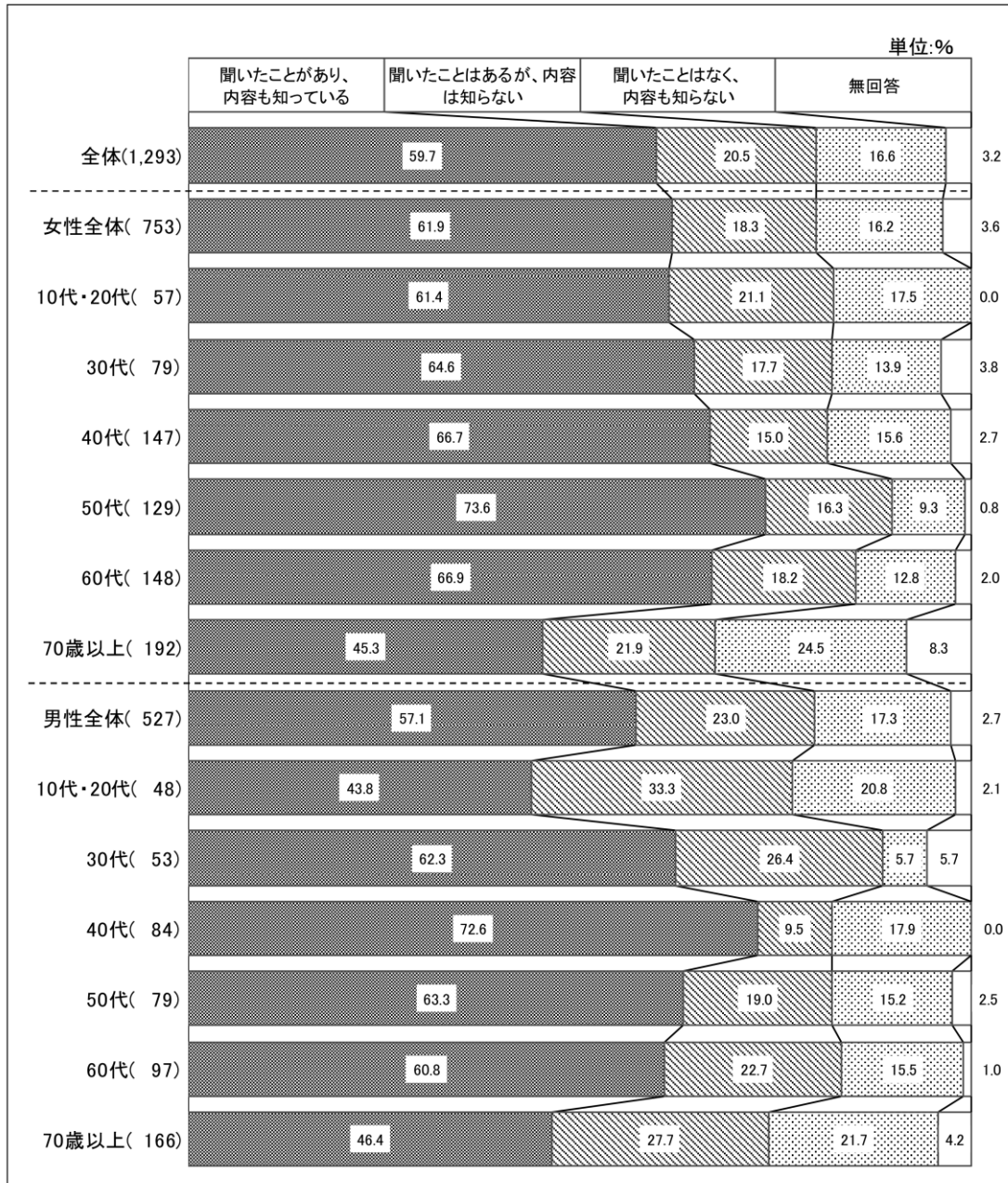
男女共同参画社会の実現に向けて、学校や社会教育の場でどのような取組が必要だと思いますか。各項目について、それぞれあてはまる番号をお選びください。

(〇は各項目に1つずつ)

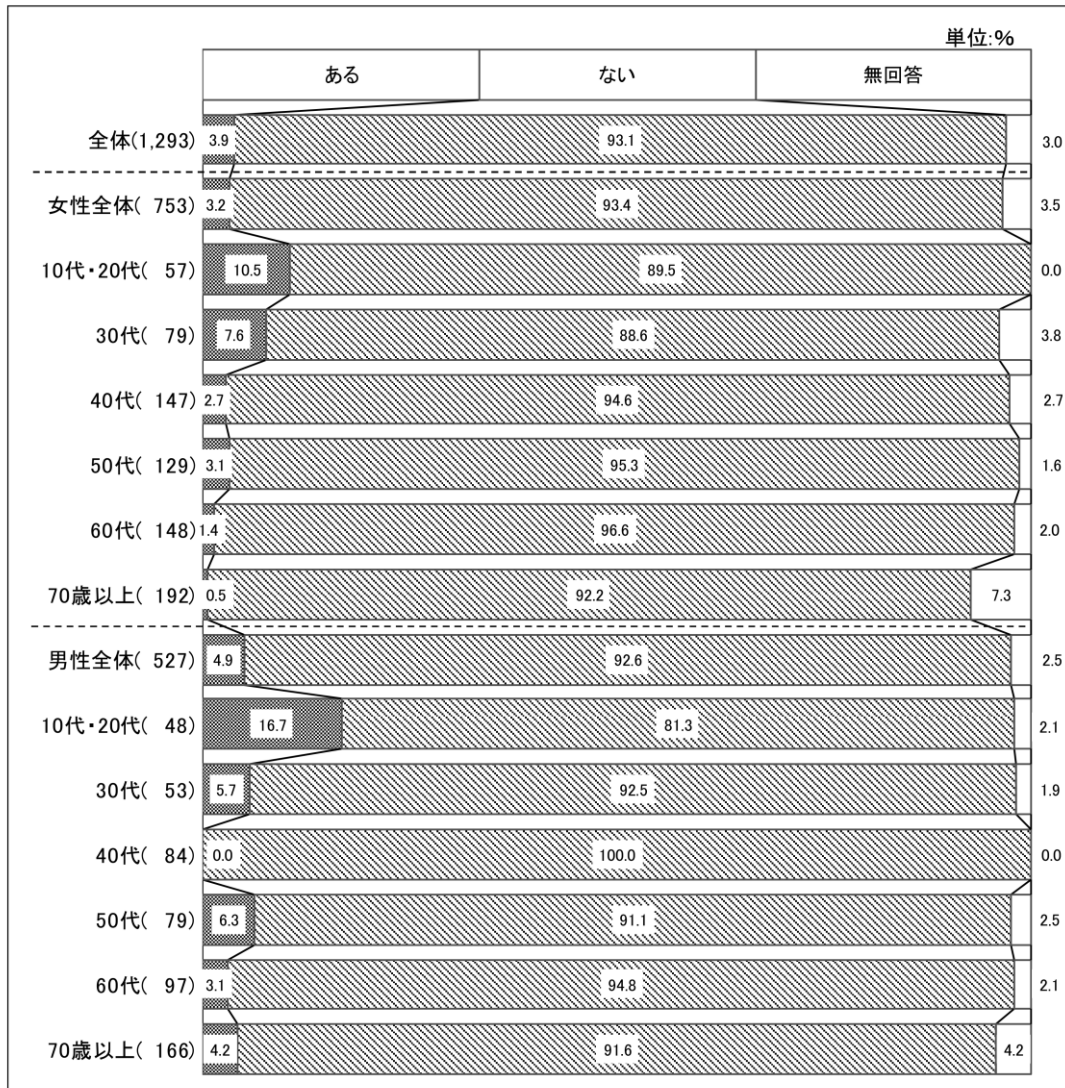


あなたは、「性的マイノリティ（性的少数者）」という言葉を知っていますか。

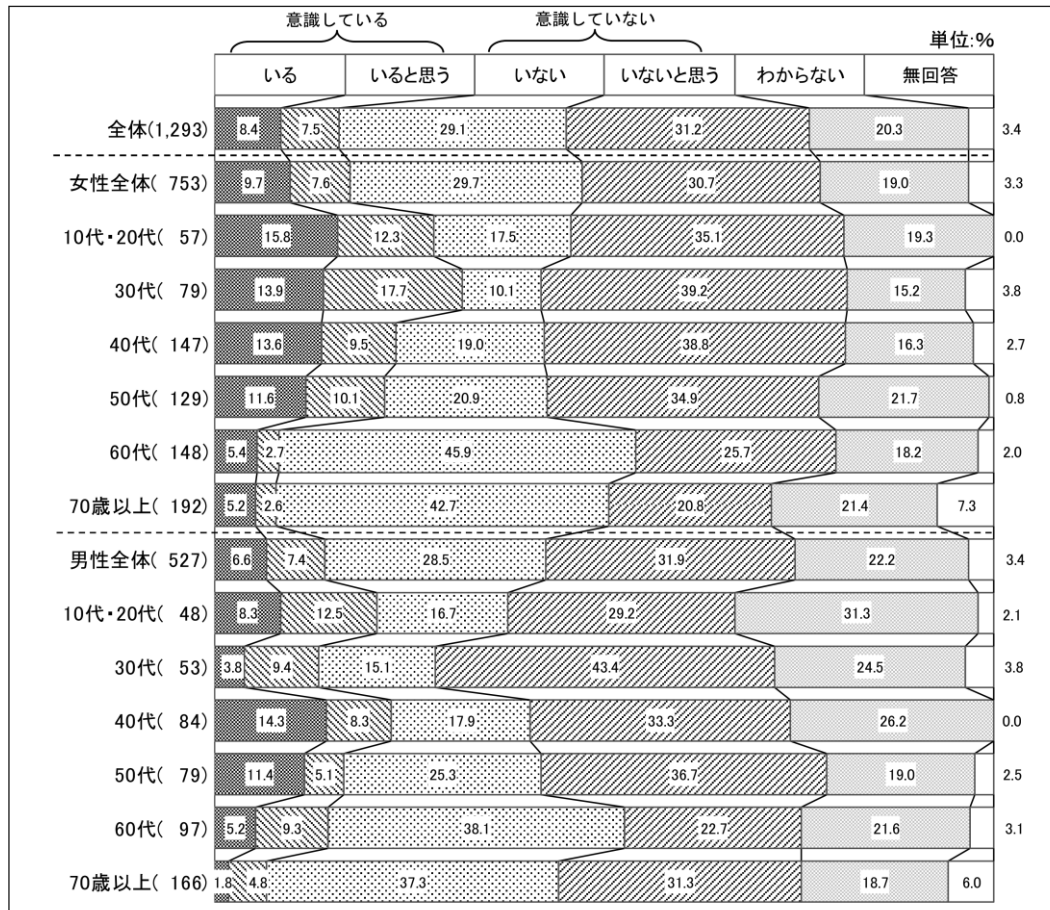
（〇は1つだけ）



あなたは、今まで自分の性別や恋愛・性愛の対象となる性別などについて悩んだことはありましたか。(〇は1つだけ)

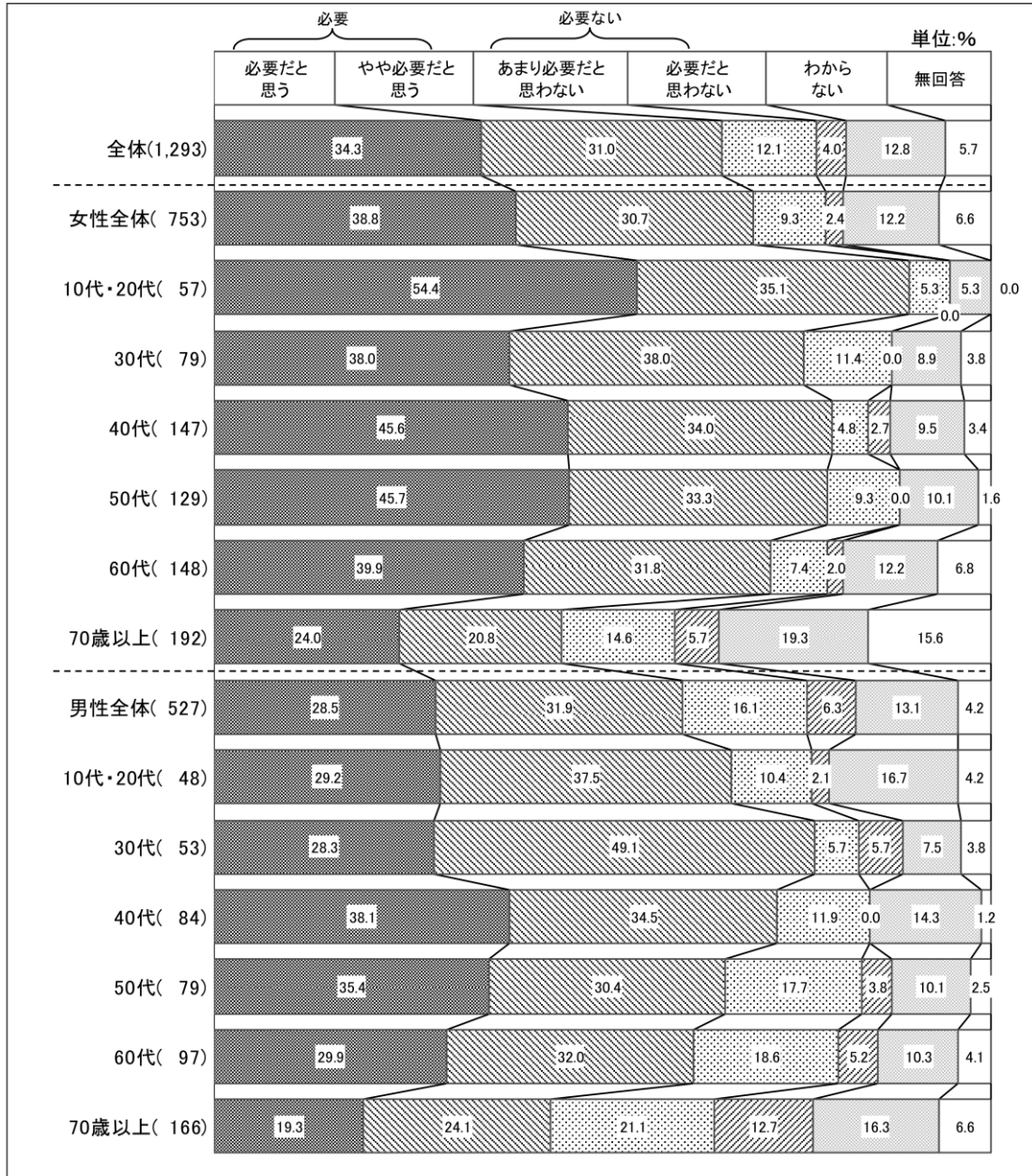


あなたの身近な方（職場の同僚や友人、親せきや家族）に性的マイノリティの人はいますか。（〇は1つだけ）



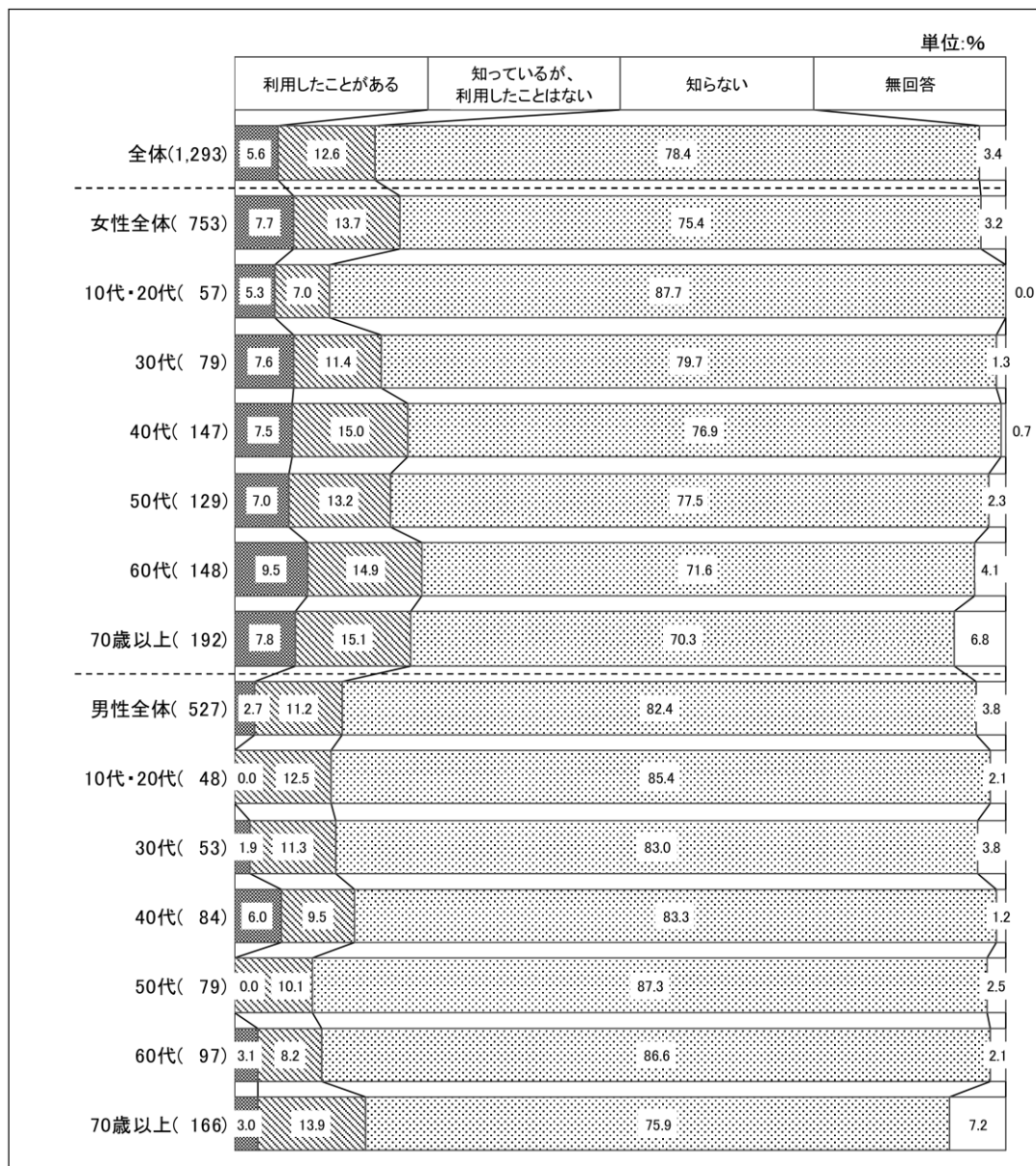
あなたは、性の多様性を認め合う社会をつくるための取組が必要だと思いますか。

(〇は1つだけ)



あなたは、「茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ」を御存じですか。

(○は1つだけ)



(3) 茅ヶ崎市男女共同参画に関するアンケート調査（令和3年度）

調査対象	市内在住の18歳以上の男女1,300人
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送及びインターネット回収
調査期間	令和4（2022）年1月4日～1月31日
有効回答数・有効回答率	574人・44.2%

(4) パブリックコメントの実施結果

- 1 募集期間 令和5年1月27日（金）～令和5年2月25日（土）
- 2 意見の件数 25件
- 3 意見提出者数 5人
- 4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	人	人	人	人	1人	2人	2人	人

5 内容別の意見件数

※	項目	件数
1	計画全体に関する意見	13件
2	第2章 計画の主たる体系（基本目標・目標）に関する意見	1件
3	第3章 計画の展開に関する意見	7件
4	第4章 計画の推進体制と進捗管理に関する意見	1件
5	パブリックコメントに関する意見	3件
合計		25件

※「（仮称）茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画（素案）」の項目番号

2 ちがさき男女共同参画推進プラン協議会委員名簿

策定を行った令和4（2022）年度の間

氏名	区分	所属団体等
松葉口 玲子（会長）	学識経験を有する者	横浜国立大学教育学部教授
辰野 敦朗（副会長）	市民	
青木 洋子	男女共同参画推進センター登録団体	ミクシテ「ちがさき男女平等参画プラン」を推進する会
金子 朋子	関係団体	茅ヶ崎商工会議所
岸 高明	関係団体	さがみ農業協同組合
坂部 美智子（～令和4（2022）年11月）	関係団体	茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会
信濃 小百合	市民	
鈴木 ひとみ（令和4（2022）年12月～）	関係団体	茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会
高草木 孝	関係団体	茅ヶ崎市人権擁護委員会
南 由紀子	関係団体	茅ヶ崎市保育園園長連絡協議会
山田 秀砂	男女共同参画推進センター登録団体	マザーアース茅ヶ崎
吉野 勝彦	関係団体	湘南地域連合

〔五十音順（会長、副会長を除く）、敬称略〕

3 男女共同参画社会基本法

平成11年法律第78号

平成11年法律第102号 改正

平成11年法律第160号 改正

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法

制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大

臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であつてはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であつてはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (略)

茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画

令和5（2023）年4月発行 100部作成

発行 茅ヶ崎市 文化スポーツ部多様性社会推進課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-81-7150（直通）

FAX 0467-57-8388

ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

